

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄の災害情報に関する歴史文献を主体とした総合的研究

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語:<br>出版者: 高良倉吉<br>公開日: 2009-02-27<br>キーワード (Ja): 沖縄, 琉球, 災害史, 地震津波, 異常気象, 歴史文献情報<br>キーワード (En):<br>作成者: 高良, 倉吉, 山里, 純一, 豊見山, 和行, 真栄平, 房昭, 赤嶺, 政信, 狩俣, 繁久, Takara, Kurayoshi, Yamazato, Jyunichi, Tomiyama, Kazuyuki, Maehira, Fusaaki, Akamine, Masanobu, Karimata, Shigehisa<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/8987">http://hdl.handle.net/20.500.12000/8987</a>  |

## Ⅱ 首里王府仕置・久米島・両先島関係

### 1 「首里王府仕置」

#### 『宮古島在番記』

##### ○乾隆 32 年 (1767)

- ・疱瘡が宮古島東仲宗根より発生、流行。

##### ○嘉慶 15 年 (1810)

- ・麻疹、多良間島で流行。

##### ○嘉慶 21 年 (1816)

- ・宮古島、大飢饉。貯蔵穀物より飢米を渡し置きにつき、翌年春に飛船 2 艘を派遣。
- ・多良間島、大飢饉。対処のため在番筆者・名嘉山親雲上、頭・砂川親雲上が翌年春に渡海。

##### ○道光 16 年 (1836)

- ・6 月 7～8 日、無類の大風により人家や杣山・樹木などに被害。

##### ○道光 17 年 (1837)

- ・4 月 28 日、道光 16 年の大風・飢饉対応のため御使・豊見山親雲上などが来島。
- ・7 月 23 日、8 月 12 日に大風。

##### ○道光 22 年 (1842)

- ・3 月 5 日～14 日まで宮古島で 67 度に及び地震。多良間島も同様。

##### ○道光 23 年 (1843)

- ・7 月 6～8 日、大風で人家に被害。

##### ○道光 26 年 (1846)

- ・2 月 3 日、佐和田村で突然嵐が発生。村番所・人家数軒に被害。
- ・3 月 6 日、大雨が降り落雷、島尻村の住民ニキヤソが死亡。
- ・7 月 13～14 日、大風発生。

##### ○咸豊元年 (1851)

- ・大風・旱魃の災害がたびたび発生。島中大飢饉につき貯蔵穀物より救米を給付。

##### ○咸豊 4 年 (1854)

- ・大風が 2 度発生。

##### ○咸豊 10 年 (1860)

- ・10 月 19～26 日、大雨が降り続き、諸作物、橋や道路に被害。

##### ○同治 6 年 (1867)

- ・9 月 25 日、大地震が発生。人家、井川洞など崩壊。同じく多良間島も地震。

#### 『御使者在番記』

##### ○乾隆 36 年 (1771)

- ・3 月 10 日、大津波により人民 9400 人あまりが死亡。

『八重山島年来記』

○崇禎 10 年 (1637)

・冬より翌年春まで八重山島で疱瘡が流行。

○康熙 6 年 (1667)

・大地震発生し、島中各所が崩壊。大川村の井泉に水汲みの女性が生き埋めとなるも救出。

○康熙 25 年 (1686)

・琉球国中で疱瘡流行するも、八重山島は流行せず。

○康熙 47 年 (1708)

・麻疹が流行。八重山島では冬から翌年夏にかけて流行。

○康熙 48 年 (1709)

・琉球で大飢饉。死者多数。

○康熙 53 年 (1714)

・黒島村で大波。屋敷に被害、2 歳の子供 1 人が溺死。

○康熙 61 年 (1722)

・飢饉。島中でアダンを非常食とする。

○雍正 5 年 (1727)

・琉球御方で疱瘡流行。

○雍正 7 年 (1729)

・琉球御方ではしか流行。

○雍正 13 年 (1735)

・7 月に大雨。北谷田福で水害。

○乾隆 36 年 (1771)

・3 月 10 日、地震発生し、東方より大津波。9400 人あまり死亡。各村の田畑に打撃。上納米・蔵入穀・御用布・御用物流失。船 35 艘、牛馬 626 匹も失う。生存 1 万 8600 名あまり。牛馬 2083 匹。

・11 月より虫害発生。芋の葉食い尽くし収穫できず。飢米が支給される。

・大津波で多良間島も被害を受け、虫害も発生。宮古島より飢米が搬送されようやく生活できていたが、冬になり渡海がなく餓死者多数を出し、八重山へ救援を要請。

○乾隆 39 年 (1774)

・八重山島、去年数回の大風で諸作物が被害を受け、さらに虫害により 9、10 月頃から大飢饉・疫病が発生。餓死者多数を出すも、3 月頃より疫病も沈静化し、麦も中程度収穫できたので飢饉を回避。

『久米具志川間切規模帳』

○道光 11 年 (1831)

・備蓄米は定数高を確保し、凶年でも上納米や飯料を支払えるよう通達されていたが、それが守られず毎年 10 石のみ備蓄。わずかの凶年にも支障があるようなので、毎年定数高を備蓄するよう通達。

### 『翁長親方八重山島規模帳』

○咸豊7年(1857)

・凶年の備えのための備蓄穀物は緊急の場合に検討のうえ貸与する決まりであったが守られず、貸与する穀物も多く5、6年の年賦で返納されているので、このような貸与は一切禁止し、やむを得ない場合は在番・頭・惣横目が検討しその旨報告した後、翌年の返納のみに限ることを通達。

・凶年の備えとしてソテツを毎年頭数1人につき10本植えさせる決まりであったが、植え付けが少なく、わずかな凶年でも飯料が逼迫し支障をきたしているため、どのような場合でも規定の通り植え付けを行い凶年の場合でも飯料に支障がないよう対処することを通達。

・波照間村の12歳～70歳までの老若男女に対し、凶年の備えのため畑を開墾し大麦・高蒜を栽培し模合にて貯蔵し、毎年その状況を報告するよう通達。またソテツを毎年頭数1人につき10本植えさせる決まりを徹底してその状況も報告するよう通達。

・与那国島のソテツ植え付け状況が徹底されていなかったため、毎年頭数1人につき10本植えさせるよう指示し、その状況も報告するよう通達。

### 『富川親方宮古島規模帳』

○同治13年(1874)

・凶年の備えのため備蓄穀物は早船・春立御物馬艦船、その他の船へ古粟を準備して積み登る規定であり、古粟の備蓄については厳重な規定のもとに、飢饉の際また漂着唐人・外国人に支給するほかは一切使用せず年貢・全古粟を準備して早々積み登るよう通達。

・凶年の備えのためソテツを毎年頭数1人につき10本ずつ植え付けるよう指示。

### 『富川親方八重山島規模帳』

○同治13年(1874)

・備蓄穀物は凶年への備えのため貸与を禁じ、やむを得ず借穀を渡す際は充分検討のうえ、抵当の証文をもって渡す規定であった。しかしそれが守られずに先年より石垣4カ村の士族らが年貢不足分をこれで補い所遣穀として使い、帳面での提出もなく備蓄米の準備もできかねている。そこで村々の備蓄穀物の貸与や納めていない穀物などを調査し模合貯帳を作成させたので、今後は貸与などを禁止し、もしやむを得ず借穀をする場合には、在番・頭・惣横目が十分吟味し沖縄本島へ報告して返納することを指示。

### 『与世山親方八重山島農務帳』

○咸豊4年(1854)

・ソテツを飯料の補いとするため惣頭1人につき10本ずつ植え付けることを指示。

### 『富川親方八重山島農務帳』

○同治13年(1874)

・ソテツを飯料の補いとするため1家内につき10本ずつ植え付けることを指示。

『万書付集』

○咸豊6年(1856)

・飢饉・災変などの続発による人口減少、年貢・諸上納の未調達、百姓疲弊などへの対策のため、八重山へ御検使を派遣。

○咸豊7年(1857)

・凶年への備えとしてソテツを毎年頭1人につき10本ずつ植え付ける規定であったが、それが守られていなかったため、規定通り植え付けを行い、その状況を報告するよう指示。

『翁長親方八重山島船手座公事帳』

○咸豊9年(1859)

・台風または付近で火事の際にはただちに駆けつけ格護し、台風で濡れた格護の御物についてはその詳細を報告し廃棄することがないよう指示。

『富川親方八重山島勘定座公事帳』

○同治13年(1874)

・台風または付近で火事の際にはただちに駆けつけ格護し、台風で濡れた格護の御物についてはその詳細を報告し廃棄することがないよう指示。

『富川親方八重山島諸村公事帳』

○同治13年(1874)

・困穀の稲・粟は品質の良し悪しを問わず乾燥もせず斤数だけ整えて取り扱っていたので、以後嚙役人が詳細を調査し乾燥法を入念に行い、凶作の際には慣例通りに斤数をはかって備蓄するよう指示。

・村内の貯えは凶年の準備として家内の作物が充分であることを確認して貯えを命ずるところ、役人によってはその確認がなく無理矢理供出させ、実りの少ないものなども貯えていたので、以後検査体制の徹底を指示。

・大風の際には石垣・新川・登野城・大川・真栄里・平得・大浜7カ村の番所へ人夫を派遣し、船手座より手形を出して滞りなく筆者・村佐事は人夫を派遣するよう指示。

・与那国島のソテツは頭1人につき10本ずつ植え付け、毎年その守備を在番頭に報告するよう指示。

『富川親方八重山島船手座公事帳』

○同治13年(1874)

・台風または付近で火事の際にはただちに駆けつけて格護し、台風で濡れた格護の御物についてはその詳細を報告し廃棄することがないよう指示。

『富川親方八重山蔵元公事帳』

○同治13年(1874)

・台風または付近で火事の際にはただちに駆けつけて格護し、台風で濡れた格護の御物についてはその詳細を報告し廃棄することがないよう指示。

『八重山島科人公事帳』

○同治 14 年 (1875)

- ・台風または付近で火事の際にはただちに駆けつけ格護するよう指示。

『多良間島公事帳』

- ・ソテツは毎年 12 月中までに頭 1 人につき 10 本植え付けさせ、下知方が本数を確認するよう支持。

『宮古島科人公事帳』

○同治 14 年 (1875)

- ・台風または付近で火事の際にはただちに駆けつけ格護するよう指示。

『宮古島小与座公事帳』

○同治 14 年 (1875)

- ・台風または付近で火事の際にはただちに駆けつけ格護するよう指示。

『久米具志川間切公事帳』

○道光 11 年 (1831)

- ・大風雨が発生した際にはその翌日に惣耕作当、夫地頭・掟・目差のうち割り当て村の耕作当が田畑の排水溝管理者を連れ田畑道筋・橋・排水溝の損害箇所があれば在番方へ報告し修理するよう指示。
- ・ソテツを毎年頭 1 人につき 30 本植え付けることを指示。

『久米仲里間切公事帳』

○雍正 13 年 (1735)、道光 11 年 (1831)

- ・大風の際には夫地頭・大サバクリがただちに蔵元へ駆けつけ、風対策し船を格護するよう指示。
- ・大風雨が発生した際にはその翌日に惣耕作当、夫地頭・掟・目差のうち割り当て村の耕作当が田畑の排水溝管理者を連れ田畑道筋・橋・排水溝の損害箇所があれば在番方へ報告し修理し、修理が困難な場合は地頭代に相談し在番へ申し出、村中・間切中にて判断・修理し在番へ報告するよう指示。
- ・大風の際には掟・目差・文子・百姓男が布屋へ集合し風対策をほどこし、港近くの村は船格護所へも派遣するよう指示。
- ・大風の際には芋蔓を刈り取り格護しておき、大風が過ぎてから再び植えるよう指示。
- ・田芋は早魃の年に備え家内人数に応じ栽培するよう指示。
- ・ソテツを毎年頭 1 人につき 30 本植え付けることを指示。

『久米仲里間切諸村公事帳』

- ・大風の際には村役人以下の位衆・耕作当・山当・水道当のほか百姓男が滞りなく布屋へ

集合し、蔵元・布屋・貯蔵の風対策を施すよう指示。

・大風の際には自宅の家・蔵の風対策をほどこして芋蔓に損害を出し食料支出が多くなっているため、自宅の家・蔵は平日に格護しておき、大風が来たら村役人らとともに芋蔓を刈り取り、過ぎ去った後に再び植えつけることを指示。

・大風雨が発生した際はその翌日に惣耕作当、夫地頭・掟・目差のうち割り当て村の耕作当が田畑の排水溝管理者を連れ田畑道筋・橋・排水溝の損害箇所があれば在番方へ報告し修理するよう指示。

・ソテツを毎年頭 1 人につき 30 本植え付けることを指示。

### 『公事帳写』

#### ○雍正 13 年 (1735)

・大風の際には地頭代はじめ文子まで番所へ集合し風対策をほどこすよう指示。

・大風の際には蔵当、サバクリが村々へ向かい初蔵を見分し、初が濡れた場合はただちに両惣地頭に照会し乾燥させるよう指示。

・大風・大雨の際には翌日に地頭代・惣耕作当が村々の耕作当を連れ堤防・川面・田畑の作物の損害状況を確認し高所へ報告し、破損箇所があれば大サバクリ・惣耕作当を派遣しただちに修理させ、高所へ報告するよう指示。早魃の際にも同様に高所へ報告。

・大風の際にはただちに村中の上納物を収めた蔵に風対策をほどこし、初が濡れた場合はただちに蔵当へ報告し乾燥させるよう指示。

・大風・大雨の際は翌日に地頭代・惣耕作当が村々の耕作当を連れ堤防・川面・田畑の作物の損害状況を確認するよう指示。

## 2 八重山関係〔「石垣市史叢書」所収の史料〕

※「No.」は「石垣市史叢書」の巻数である。

| No. | 史料名  | 備考     |
|-----|--|--------|
| 1   | 慶来慶田城由来記                                       |        |
|     | 富川親方八重山島諸締帳                                    |        |
| 2   | 与世山親方八重山島規模長                                   |        |
| 3   | 富川親方八重山島諸村公事帳                                  |        |
| 4   | 進貢・接貢船、唐人通船・朝鮮人乗船、日本他領人乗船、各漂着并破船之時、八重山島在番役々勤職帳 | 該当項目なし |
|     | 写（異国船で来琉の日本人の上陸について）                           | 該当項目なし |
|     | 異国人江返答之心得                                      | 該当項目なし |
| 5   | 翁長親方八重山島蔵元公事帳                                  |        |
|     | 富川親方八重山島蔵元公事帳                                  |        |
| 6   | 山陽姓大宗家譜  |        |
|     | 上官姓大宗家譜  |        |
|     | 長栄姓小宗家譜  |        |
|     | 錦芳姓小宗家譜  |        |
| 7   | 翁長親方八重山島規模帳                                    |        |
| 8   | 参遣状抜書（上巻）                                      |        |
| 9   | 参遣状抜書（下巻）                                      |        |
| 10  | 日記抜（蔵元日記）                                      |        |
| 11  | 御手形写抜書   |        |
| 12  | 大波之時各村之形行書                                     |        |
|     | 大波寄揚候次第  |        |
| 13  | 八重山島年来記  |        |
| 14  | 富川親方八重山島規模帳                                    |        |
| 15  | 目差役被仰付候以来日記                                    |        |



『慶来慶田城由来記』

【解説】

『慶来慶田城由来記』（けらいけだぐすくゆらいき）は、八重山の有力一門である錦芳氏（きんぼううじ）の先祖とされる慶来慶田城用緒から一〇代用州にいたる間のさまざまな由来を記録したものである。内容は西表島でのできごとや伝承を主とするが、それにとどまらず、当時の八重山における政治・社会・経済の状況や習俗・伝承を知ることができる貴重な史料である。（『石垣市史叢書1』解題）

今回使用したテキストは、『石垣市史叢書1 慶来慶田城由来記 富川親方八重山島諸締帳』に所収されている「慶来慶田城由来記」である。底本は、石垣市立八重山博物館に所蔵されている写本（西表島祖納の宮良用庸氏の旧蔵本）である。原本は現在確認されていない。（）内のNo.、ページは、『石垣市史叢書1』の整理番号、ページである。

---

1770年以前（雨）（No.47、p18）

西表村の村囲いと山猪垣瀬のことについて、昔は、祖納だけを囲んでいたが、中頃からは、芋績屋の前からまっすぐに前泊御嶽の本の浜へ囲んでおいた。その後に、与那田橋の口から田の畦沿いに、真山浜のきわへ通しておいたが、内離島・外離島から冬のはんつ芋の時期に、天気が悪いときは、二三日打ち込まねばならず、物事に支障がでるので、乾隆三十五年から村中では祖納嵩の開墾を訴え出て、許可が出て、耕地を作っておいた。

『富川親方八重山島諸締帳』

【解説】

『富川親方八重山島諸締帳』（とみかわうゑーかた やえやまじま しよしまりちょう）は、1875年に首里から八重山に布達されたものである。1873年に首里から八重山に派遣された富川親方盛奎らの一行が、八重山の実情を調べ、報告書をまとめている。本史料以外に『八重山島蔵元公事帳』『八重山島規模帳』などがあり、王府の八重山行政への関与の方法が見て取れる。同時に、この時代の八重山の様子をよく理解するために必要不可欠な史料である。

今回テキストとしたのは、『石垣市史叢書1 慶来慶田城由来記 富川親方八重山島諸締帳』に所収されている「富川親方八重山島諸締帳」である。底本は、石垣市立八重山博物館に所蔵されている大浜道子家文庫蔵本である。（）内のNo.、ページは『石垣市史叢書1』のものである。

---

(1875年) (伝染病) (No.82、p 49)

癩病人たちは、村内に居住しているものが色々いるというが、この病気はその人自身の悪病ではなく、人々に伝染し、村中の煩いとなることで軽くはないことであるので、村の離れの支障がないところに、別居させて、取り締まりを厳重にしなければならないことである。しかし、結局取り締まりが緩いために、この者を村内で同居させていて、それゆえに少しずつ病をわずらうものも多くいるのは、どういうことだろうか。なので、石垣四ヶ村の士族は担当の役人・惣下知人が、百姓は担当の役人で、詳しく検査して、このような者は必ず、村の離れに居住させて、生活ができるようそれぞれの親や兄、または村でほどよく取り計らいなさい。そうしたならば、村内に一切立ち寄らないようにとのことを、堅く守り通し、それぞれの親や兄、担当の役人・惣下知人に証文を提出させた上で、担当の役人・惣下知人、各村の小横目は月に二回ずつ見回りをし、さらにまた在番・頭・惣横目も見回りをし、守っていない者がいたならば、士族の者は、親や兄に、十日の寺入りを、百姓は親や兄に三日の科牢を命じ、担当の役人と惣下知人も科米を三升ずつ申し付ける。

『与世山親方八重山島規模帳』

【解説】

『与世山親方八重山島規模帳』は、1768年（乾隆33）に首里王府から八重山の在番・頭に布達された文書である。1767年に与世山親方ら一行は、王府の命で八重山の行政視察を行い、八重山の政治・風俗などの改善点を指摘している。それらをまとめたのが、この『与世山親方八重山島規模帳』や『与世山親方八重山島農務帳』といった史料である。

今回使用したテキストは、『石垣市史叢書2 与世山親方八重山島規模帳』に所収されている「与世山親方八重山島規模帳」である。底本は、沖縄県立図書館の比嘉春潮文庫に所蔵されている写本である。（）内のNo.、ページは『石垣市史叢書2』のものである。

---

1767年頃（疫病）（No.148、p52）

鋤牛は、農作業において一番必要で、百姓がそれぞれ所持していなくてはならないものであるが、この島では近年疫病に悩まされ、牛が絶えてしまっているため、村々で随分と飼育し繁栄させるように、指示をしっかりと行いなさい。

1767年以前（風雨による橋の破損対策）（No.153、p53）※関連-156

仲間村の後ろにあるいた橋も宿道なので、架け替えまたは修理などは三度夫を使って行いなさい。もともと、この橋は板では風雨の時に、姿を保つことが難しく、毎回架け替えや修理はできないので、いっそう働かせて石橋にしなさい。

『富川親方八重山島諸村公事帳』

【解説】

『富川親方八重山島諸村公事帳』は、1875年に首里から八重山に布達されたものである。1873年に首里から八重山に派遣された富川親方盛奎らの一行が、八重山の実情を調べ、改善点などをまとめている。本史料はその中でも各村に関する細かな規定である。この時まとめられた文書には本史料以外に『八重山島蔵元公事帳』『八重山島規模帳』などがあり、王府の八重山行政への関与の方法が見て取れる。同時に、この時代の八重山の様子をよく理解するために必要不可欠な史料である。

今回テキストとしたのは、『石垣市史叢書3 富川親方八重山島諸村公事帳』（石垣市総務部市史編集室 石垣市役所 1992）に所収されている「富川親方八重山島諸村公事帳」である。底本は、石垣市立八重山博物館に所蔵されているものである。（ ）内のNo、ページは『石垣市史叢書3』のものである。

---

**1875年（大風・対策）（No.74、p35）**

大風のきざしがあれば、石垣・新川・大川・登野城・真栄里・平得・大浜の七カ村は村番所に人を集め、船手座から手形がくれば、滞りなく筆者・村佐事が人夫を従えて、集まること。

**1875年（大風・対策）（No.77、p36）**

桃里の津口に諸船が潮懸をしているときに、大風のきざしがあれば、桃里・白保・宮良の三村の役人・筆者が人夫を従えて、すぐに船へ行き、助船すること。また、大浜・平得・真栄里は、人夫を集め、様子次第活動すること。

**1875年（大風対策）（No.78、p36）**

安良の津口に諸船が潮懸をしているときに、大風のきざしがあれば、平久保・伊原間の両村の役人・筆者が人夫を従えて、すぐにその船へ行き助船すること。また、野底・桃里は、人夫を集め、様子次第活動すること。

**1875年（大風対策）（No.79、p37）**

平久保の津口に諸船が潮懸をしているときに、大風のきざしがあれば、平久保・安良・伊原間の役人・筆者が人夫を従えて、すぐに船へ行き、助船すること。また、野底・桃里は人夫を集めておき、様子次第活動すること。

**1875年（大風対策）（No.80、p37）**

川平の津口に諸船が停泊中に、大風のきざしがあれば、川平・崎枝・名蔵の役人・筆者は人夫を従えて、すぐにその船へ行き助船すること。それは、スクジ浦・屋良部崎に潮懸の時も同様である。また桴海・野底は、人夫を集めておき、様子次第活動すること。

**1875年（大風対策）（No.81、p 37）**

ユツンの津口に諸船が停泊中に、大風のきざしがあれば、高那・古見・上原の役人・筆者は人夫を従えて、すぐにその船へ行き助船すること。また西表・仲間・鳩間・小浜・南風見は人夫を集めておき、様子次第活動すること。

**1857年（災害対策）（No.146、p 54）**

士族・百姓の善行の類、国中の奇妙の類、鳥獣・草木の変異の類、落雷・山河・人家の破壊の類、潮の干満の異常の類は、王府の系図座へ。国中の異常なことは、大小に関わらず、書き記しておくこと。（後略）

**1857年（凶年対策）（No.164、p 58）**

波照間島では凶年に備えて老若男女に畑を開墾させて、諸作物を作り、協同で貯蓄をさせている。

## 『翁長親方八重山島蔵元公事帳』

### 【解説】

『翁長親方八重山島蔵元公事帳』（おながうゑーかた やえやまじま くらもとくじちょう）は、1858年に首里の王府から八重山に布達されたものである。1857年に首里から八重山に派遣された翁長親方朝典らの一行が、八重山の実情を調べ、改善すべき点などをまとめている。本史料は、その中でも両先島に設置されていた行政機関である「蔵元」に関する項目がまとめられている。本史料以外に『八重山島規模帳』などがあり、王府の八重山行政への関与の方法が見て取れる。同時に、この時代の八重山の様子をよく理解するために必要不可欠な史料である。

なお今回使用したのは、『石垣市史叢書 5 翁長親方・富川親方、両八重山島蔵元公事帳』（石垣市総務部市史編集室 1994）に所収されている「翁長親方八重山島蔵元公事帳」である。（）内のNo.、ページは『石垣市史叢書 5』のものである。

---

### 1857年（凶年）（No.51 p 23）

波照間島では凶年に備えて老若男女に畑を開墾させて、諸作物を作り、協同で貯蓄をさせている。

### 1857年（川の水損）（No.190、47）

石垣島と離島の河川の管理は、柚山・耕作の下知役の担当である。もし、河川に水損があったときは、下知役たちが、村役人や筆者とともに出てきて、修理費用を考え、惣主取に確認の上で修理を行うこととする。

### 1857年（大風・出火）（No.215、p 52）

大風または、蔵元近くで出火があったときは、すぐに集まり、保護することとする。附則として、何の理由もなく出勤してこなかったものは小与座の法により罪科を申しつける。また、保護している御物にぬれたりしたものがあつたならば、すぐに報告して、廃棄することがないように、よくよく考えなさい。

### 1857年（大風・対応）（No.227、p 54）

船方にとって、「見木」は大事なものであるので、大風などで流失したときは、すぐに立てること。

### 1857年（災害対策）（No.244、p 57）

士族・百姓の善行の類、国中の奇妙の類、鳥獣・草木の変異の類、落雷・山河・人家の破

II-2 八重山関係〔「石垣市史叢書」所収の史料〕

壊の類、潮の干満の異常の類は、王府の系図座で記事を組み立てるので、国中の異常なことは、大小に関わらず、書き記しておくこと。(後略)

## 『富川親方八重山島蔵元公事帳』

### 【解説】

『富川親方八重山島蔵元公事帳』（とみかわうゑーかた やえやまじま くらもとくじちょう）は、1875年に首里から八重山に布達されたものである。1873年に首里から八重山に派遣された富川親方盛奎らの一行が、八重山の実情を調べ、改善点などをまとめている。本史料は、その中でも両先島に設置されていた行政機関である「蔵元」に関する項目がまとめられている。本史料以外に『八重山島規模帳』などがあり、王府の八重山行政への関与の方法が見て取れる。同時に、この時代の八重山の様子をよく理解するために必要不可欠な史料である。

なお今回使用したのは、『石垣市史叢書 5 翁長親方・富川親方、両八重山島蔵元公事帳』（石垣市総務部市史編集室 1994）に所収されている「富川親方八重山島蔵元公事帳」である。（）内のNo.、ページは『石垣市史叢書 5』のものである。

---

### 1875年（川の水損）（No.176、p 78）

石垣島と離島の河川の管理は、杣山・耕作の下知役の担当である。もし、河川に水損があったときは、下知役たちが、村役人や筆者とともに出てきて、修理費用を考え、惣主取に確認の上で修理を行うこととする。

### 1875年（大風・出火）（No.206、p 81）

大風または、蔵元近くで出火があったときは、すぐに集まり、保護することとする。附則として、何の理由もなく出勤してこなかったものは小与座の法により罪科を申しつける。また、保護している御物にぬれたりしたものがあったならば、すぐに報告して、廃棄することがないように、よくよく考えなさい。

### 1875年（大風・対応）（No.217、p 82）

船方にとって、「見木」は大事なものであるので、大風などで流失したときは、すぐに立てること。

### 1875年（災害対策）（No.232、p 83）

士族・百姓の善行の類、国中の奇妙の類、鳥獣・草木の変異の類、落雷・山河・人家の破壊の類、潮の干満の異常の類は、王府の系図座で記事を組み立てるので、国中の異常なことは、大小に関わらず、書き記しておくこと。（後略）



『山陽姓大宗系図家譜』『上官姓大宗系図家譜』『長栄姓小宗系図家譜』『錦芳姓小宗系図家譜』

【解説】

ここで挙げる『山陽姓大宗系図家譜』他三点は、八重山に現存する家譜であり、『石垣市史叢書6』(石垣市総務部市史編集室編 石垣市役所 1995)に掲載されているものである。八重山の家譜は、沖縄本島における家譜編集よりも遅れて開始されており、1729年その作成が許可されている。家譜の編集によって、八重山の人民も系持(士族)と無系に区分されることになる。ただし、八重山の士は、二字姓を用いるよう指示されるなど、沖縄本島の士とは区別されていた。八重山に現存する家譜の整理、分析が進むことで、琉球の士に関する研究の進展が望まれるところである。

今回使用したのは、『石垣市史叢書6 山陽姓大宗系図家譜 上官姓大宗系図家譜 長栄姓小宗系図家譜 錦芳姓小宗系図家譜』に所収されているものである。( )内のNo.、ページは『石垣市史叢書6』(石垣市史総務部市史編集室編 石垣市役所 1995)のものである。

---

1657年(大雨・洪水)〔「山陽姓」No.2、p2〕

二世の長重の時、尚質王の代に、宮良川の橋がなく、人々の行き来をふさいでいた。大雨があれば洪水となって、川を渡る人で命を落とすものもいた。それを憐れみ、1657年に長重が王府へ行き、橋をかけることを訴えてきた。これにより、橋ができた。

1692年(風)〔「長栄姓」No.10、p81〕

九世信茂の時、1692年の冬に那覇から石垣島に帰る際に、難風に遭遇し、宮古島の干瀬において破船した。

1697年(風)〔「上官姓」No.12、p54〕

五世正則の時、1697年に異国船が漂着した。その事件の報告のために、沖縄本島に行く際に、大きな風浪にあい、風を受けて、八重山に帰島した。

1725年(大風)〔「上官姓」No.13、p56〕

六世正方の時、1725年に貢用で石垣を出帆するが、途中で大風・雨に遭遇し漂流した。(後略)

1727年(疱瘡)〔「山陽姓」No.16、p20〕

五世の長親の時、1727年に公務の宰領で王府へ行くが、疱瘡が流行したため、それをしのぐために越年し、翌年に帰島する。

**1755年（牛の疫病）（「山陽姓」No.23、p 23）**

六世の長輝の時、石垣島の牛が疫病で死んだ。与那国島へ行き、親用の牛を連れてきた。

**1771年（津波）（「山陽姓」No.16 他）**

（No.31-6 p 37）十世長光の項。1657年から113年間保持されてきた橋が、1771年の津波によって破壊された。

※家譜記載中の津波による死者を以下に記す。

○「山陽姓」

（No.16、p 20）五世長親の男子亀

（No.18、p 21）五世長峰の長男長功、次男長宗

（No.19、p 22）五世長理の長男長統

（No.20、p 22）六世長輝の室真牛金、長女鍋山

（No.21、p 25）六世長福の室於奈利思、長女真市金

○「上官姓」

（No.13、p 55）六世正方の室思戸金

（No.15、p 59）八世正邑本人、長女伊嘉比、三女鍋山

○「長栄姓」

（No.10、p 81）九世信茂の六女真比

（No.13、p 84）十二世真栄本人、長女鍋山、次女比呂真、長男真久

○「錦芳姓」

（No.6、p 92）八世用康の長女真和実、四女宇那利思

（No.7、p 92）九世用像本人、室真比

（No.8、p 93）九世用長の長女真伊津、次女真牛

**1785年（飢饉）（「錦芳姓」No.8、p 94）**

九世用長の時、王府がこれまでにない飢饉になり、穀物をお貸しもうしあげたので、その褒美を1787年に得た。

**1811年（虫害）（「上官姓」No.19、p 62）**

十世正標の時、御用布の中で、大分虫が入り、疵やしみ、織留ができて、御用に差し支えがでたが、昼夜勤めて、しみ抜きなどをして、すべてを納めることができた。

**1825年（飢饉）（「山陽姓」No.26、p 30）**

八世長憲の時、1825年に大飢饉がある。王国の大飢饉に対して、国王は民へふるまったが、不足していたところ、上使として来島していた向氏垣花親雲上へ、物品を献上した。

**1825年（飢饉）**（「上官姓」No.19、p 67）

十世正標の時、1825年に大飢饉がある。王国の大飢饉に対して、国王は民へふるまったが、不足していたところ、上使として来島していた向氏垣花親雲上へ、物品を献上した。

**1833年（不作）**（「山陽姓」No.25、p 28）

七世の長演の時、1833年の秋以来、農作物の出来が悪く、みな食料が切迫して難儀であったときで、御用布の準備が心配されていたが、長演ら役人の指示できちんとおさめることができた。

**1871年（つむじ風）**（「錦芳姓」No.11、p 96）

十一世用升の時、1871年に王府にわたり、その帰郷の時、風が不順で、馬齒山に停泊した。10月29日に出発したが、洋中においてつむじ風にあって、船の帆柱などが損壊した。その後暴風はますます激しくなり、大波は天にあるかのようにであった。11月19日に、高山の下に漂着した。（後略）

『翁長親方八重山島規模帳』

【解説】

『翁長親方八重山島規模帳』（おながうえーかた やえやまじま きもちょう）は、1858年に首里の王府から八重山に布達されたものである。1857年に首里から八重山に派遣された翁長親方朝典らの一行が、八重山の実情を調べ、改善すべき点などをまとめている。本史料以外に『八重山島蔵元公事帳』などがあり、王府の八重山行政への関与の方法が見取れる。同時に、この時代の八重山の様子をよく理解するために必要不可欠な史料である。

なお今回使用したのは、『石垣市史叢書7 翁長親方八重山島規模帳』（石垣市総務部市史編集室 石垣市役所 1994）に所収されている「翁長親方八重山島規模帳」である。（）内のNo.、ページは『石垣市史叢書7』のものである。

---

1858年頃（飢饉・災変）（No.1、p 12）

八重山はずっと疲弊している上に、近年は飢饉・災変が続いており、人口が特に減ってきている。頭や役人たちの仕事ぶりが悪く、百姓なども産業を怠っている。（後略）

1858年（災害対策）（No.189、p 66）

石垣の港は、荒場で風波が荒い時には、船が難破する。御米漕船は、多く縄具をそろえていないので、このように災害にあってしまうので、今後は、黒次か砂仁で縄を作り、蔵元で保管しておき、このようなときに貸すようにしなさい。

1858年（凶年対策）（No.207、p 71）

ソテツは凶年のための用意として大事なものであり、年々一人につき十本ずつ植えるように定められているが、植えつけが少ない。これでは、ちょっとした凶年にも食料がひっ迫するので、今後は規則どおりに植えるようにしなさい。

1858年（災害対策）（No.214、p 73）

畑に土留やいふ返し、溝を作っていないため、大雨の時に水損することがあるうえに、水が入り込み、作物を損ない、だんだんと地質も悪くなる。よって、それぞれで手抜きをせずに畑を整えるようにさせなさい。

1858年（動物被害対策）（No.215、p 73）

村の猪垣に破損があり、猪にイモ畑を荒らされることがある。今回修理して、今後は破損次第すぐに直すこと。

**1858年（潮害対策）（No.217、p 74）**

潮垣は、田の保護に重要であり、植え方は、以前から言っておいたが、しだいにゆるくなってきている。開墾などをしたところは、少しの風波でも壊れるので、あだんなどを植えて、役人が巡回の時に、よく気をつけ、盛生させなさい。

**1858年（風雨対策）（No.227、p 76）**

仮屋や寺、番所、その他抱護浜、抱護屋敷の囲いの樹木の植え付けについては、以前から言い渡しているが、しだいに疎略になっており、憔悴しているところもある。いまのままでは、風水に悪いのはもちろん、風雨の時に人家田畑に損失も出て、村中の衰微につながる。今後は必ず時期を見合わせ、松や相応の樹木を植えつけさせ、抱護するようにしなさい。

**1858年（凶年対策）（No.377、p 114）**

波照間村では、凶年の用意として、特に老若男女に、畑を開墾して、穀物を作り、協同で貯蓄するようにいってある。（略）

**1858年（凶年対策）（No.380、p 114）**

波照間村では、ソテツは凶年のための用意として大事なものであり、年々一人につき十本ずつ植えるように定められているが、植えつけに念を入れず、凶年の時に、食料がひっ迫するであろうことはいかなるものか。今後は規則どおりに植えさせ、報告するようにしなさい。

## 『参遣状』

### 【解説】

『参遣状』（さんけんじょう、まいりつかわしじょう）は、首里王府からの布達書である参状と八重山蔵元からの報告・問い合わせなどの遣状からなる往復文書集である。王府の八重山統治をめぐる問題と、それに対応する八重山社会の状況を知るうえで第一級の史料である。」（「石垣市史叢書8」 解題より）

今回は「石垣市史叢書」に掲載されている参遣状の一部を使用した。「石垣市史叢書」には豊川家に所蔵されている二分冊のものをおこしてある。「参遣状」はそのほか喜舎場家、石垣家などに所蔵されている。

・「石垣市史叢書8 参遣状抜書（上巻）康熙25年（1686）～雍正12年（1734）」（石垣市総務部市史編集室 石垣市1995）

・「石垣市史叢書9 参遣状抜書（下巻）乾隆2年（1737）～乾隆30年（1765）」（石垣市総務部市史編集室 石垣市1995）

※番号は「石垣市史叢書」に記されている整理番号。

---

### 1686年9月10日（植栽）1

八重山島に染木（漆木）があると聞いたので、調査して育成して、王府の御用に立つように申し渡すこと。

### 1695年（水害・橋の建設）30 口上覚

八重山の大浜村の仲原川に、長さ10尋、高さ2尋の大橋を架け渡し利用している。川が大きく、そのうえ大雨の時にはほとんど水が流入するため、たびたび破損することがあるので、その負担を大浜村のみではなく諸村平均にしたい。

### 1696年（植栽）34

7月に諸物を照合するために村々や離島を廻った時、西表村の百姓カナという者の家に風蘭が一提無雑作につるされていた。尋ねたところ、長湊というヒル木山の木に付いていたので採ってきたという。あるだけ持ってくると言い、10提ほど持ってきたので育てさせ今年の夏に一提を差し上げました。残り八提も御用があると思い育てさせていると、詳細を伝えてきましたので、披露して献上した。一提は御内原へ差し上げた。残り八提も来年の夏にお届けする。

### 1699年（風旱など）39 覚

与那国島の百姓に農耕のやり方を尋ねたところ、苗を植える時に牛に一度土を踏ませその

まま植え付けるとのことだが、それは雨の多い年にはできるとのことである。しかし、田の耕作だけで畑作を少しもないので、早魃の年には天水田なので実らず、上納や飯米にも困っているとのこと。特に近年は風旱が続き、百姓は当然困っています。(後略)

#### 1701年(大風) 42 覚

八重山は、塩がなく不自由なので塩を焼かせたいと、去年の夏儉約担当者らが申し出たので、まず試しに焼かせてみよと申し渡した。しかし、八重山で塩を焼くと、すべての作物に良くないと、島の古老が言う。去る元年(1695)にも沖縄より儀保筑豊之親雲上が渡海したが、四、五年のうちに大嵐が何度か吹いて、作物ができなかったので、中止してほしいと石垣島内六カ村の百姓が訴え、先の在番・頭が次書をして上申し、この件を了解して決着した。

#### 1701年(疫病その他) 47 八重山島惣横目の訴え書

○疫病が流行る時に御嶽へ立願する際の供え物をむだに費やし、ツカサにも苦労代として与えているのは、結局百姓の損害にもなるので、立願・結願の時は、花米九合、御酒八合のほか出費になるようなことは、一切禁止と命じて当然である。

○石垣・登野城の二カ村は、火の用心のため番屋を作っている。五六人の夫役で済むのを、村中に人夫二〇人ほども命じ、夫役に出ない家からは一家内につき酒五合ずつを出させている。これは法に違反するので、今後は村々の土族の若者に命じて作らせ、その費用は村中で支払うようにすれば百姓のためにもなる。

○川の土手が破損した時は、上納地ならびに私有田を持つ人が出て、修復することになっている。その人数では半日で済むところを、一人あたり神酒一升ずつを現場に持ち寄り、そのうえ人手を割りふりして魚などを取り酒肴とし、一日むだな手間を費やしているので、出費を多くするようなことは禁止してほしい。

○西表村は、稲を刈り取っても豊年祭が終わらなければ、村に持ち運ばないで田端に積んで置き、豊年祭が過ぎても持ち運ばずに猪に食べられ、もし大嵐が吹いた時には損失も大きい。

#### 1702年(大風) 54

八重山は塩が不自由なので焼き出したいと、一昨年儉約担当者から言ってきたが、石垣島の六カ村の百姓の願書には、塩を炊くと大嵐が吹き作物のためにならないと申し出があり、禁止していただきたいということなので、検討した。確かに禁止するよう申し渡す。

#### 1704年(大風) 57

沖縄本島は去年数度の大風により不作で、御所帯米の船頭の運賃が見込み不足ということを知りました。(後略)

#### 1704年（植栽）60

八重山にあるカラ木は、弘光二年（1646）に、在番の新垣がキナワ山々を調査した時には、嘉平おれ城山と同じく、ひせ田山・中きるめ山の三か所に74本あった。今回各々頭取にて役人を連れて調査したところ、宮良の内では、中よめ山、川平の内では、おれ城山・浦浜山・ひせ田マ山・高屋山・さきたれや山、計六か所で343本を確認して、調簿を提出し、披露を遂げた。今後木が盛生するように申し渡しておく。

#### 1704年（川の水損）65 覚

川が水損した場合は、一年に一、二ずつ上納地ならびに私有田を所有する者がすべて出役すれば、半日でも済むが、一人あたり神酒一升ずつを持参し、そのうえ、出てきている者のうちから魚取り人を割り当てて魚を取ってきて肴にし、終日ひまを費やし、結局慰労会のようになっているというので、堅く禁止する。川が水損した場合、田ぶさから申し出たら、世持が夫役を考えて役人に申し出るようにした。そして田の大小に応じて夫役をかけること。

#### 1730年（ひでり・不作）76 覚

八重山の夫賃米のうち、167石余を免除し、免除分は村中の摸合の貯えにしておき、凶年の補いするように言い付けておいた。そうしたところ、近年不作が続き、今年も三月初めごろより四月中旬ごろまでひでりとなり、作物が不熟だったので、貯えもないという報告の趣旨を承知し、検討した。（略）

#### 1730年（ひでり・凶年）79 覚

八重山の夫賃米は、167石余を免除して、免除の分は村中の摸合の貯えにしておき、凶年の補いするように言い付けておいた。去年は長いひでりとなり、作物が不作だったので、貯え米は申し付けなにご報告を申し上げました。（略）

#### 1731年（植栽）80 覚

むしろ「ゆりそ」は、先島ではアタンサカリで「ゆりそ」をする。それは手隙がかかるので、首里にある芙蓉かちを植えておき、これで作るように申し渡しておく。

#### 1732年（土地の情報）82 覚（寄百姓に関する条文より）

○八重山の黒島という離島は、土地が狭い所であるが、だんだん人口が繁榮し食糧も続きがたいので、近年より川平地方の野底という所へ海路を往復して畑作し、ようやく生計を立てていて、難儀している。

○八重山の石垣島の内、桃里という所は、とりわけ耕作地としてよい所なので、石垣・登



野城・平得・宮良・白保の五カ村の百姓たちが往復して、畑作をしている。また土地が広く津口も二か所あり、用水もよい所である。

○八重山の古見・西表の内、ヨチンという所も、土地が広く畑作に良い所である。また良い港があり、大きい船を繋ぐ場でもある。

**1734年（土地情報）94 口上覚（寄百姓に関する条文より）**

○波照間村は土地が狭くそのうえ石ころの多い土地で耕地が不自由である。

○南風見は土地柄が良いえに、津口もあります。また古見間切の南の端にあつて、仲間村から鹿川村まで四里半の間に村はなく、異国に対する用心にも気遣いする所です。そのうえ檜木の伐採のため、いつも波照間島の百姓が渡って南風見の山に入り、風雨に逢った時には数日も山中にとどまり、病気になる者もいて、いろいろ困っております。村さえあれば、借宿するにも重宝になると思います。さらにまた波照間島への海路はとりわけ難海で、その往復の船も時々波に巻き込まれ溺死する者もたびたびあります。このような時、村さえあれば、さっそく助け船などを出し、人命を救うこともできる。

**1734年（土地情報）95 覚**

屋良部は土地が広く、田畑の用水なども良い。

**1737年（土地情報）97**

○石垣村と登野城村。この両村は風気が良く、土地柄も相応である。しかし蔵元があり、また諸船が集まる場所である。ことに諸役人が住む村で、その子どもや下人、下女や多くの百姓らが混雑して多人数なので、いろいろ失費などがあるためであろうか、ほかの村とちがって衰微している。

○名蔵村。この村は風気は良く、土地柄も良く田畑も広く住みやすい土地である。

○平得村、大浜村、宮良村、白保村。この四カ村は風気も土地柄も良く、田畑も広く住みやすい土地である。

○桃里村、崎枝村、野底村、伊原間村。この四カ村は風気はすこし悪いが、土地柄は良く畑も広い。山も近く諸材木も入手しやすく、住みやすい土地である。

○川平村、平久保村。この二カ村は、風気はすこし悪いが、土地柄は良く田畑も広い。山も近く諸材木も入手しやすく、住みやすい土地である。

○竹富村、黒島村。この二カ村は、風気は良いが、村はすべて石の多い平地で畑地はせまい。人口は多く家の材木も石垣島や西表島の古見や西表など船で三、四里のところから伐り出すので住みにくい土地である。

○小浜村。この村は、風気は良く、田畑も広く住みやすい土地である。

○新城村。この村は、風気は良いが、土地は石の多い平地で畑地はせまい。それで海路一里余のところへ往還して耕作するので、住みにくい土地である。

○古見村、仲間村、高那村、南風見村。この四カ村は風気は悪いが土地は良く、田畑も広い。山も近く材木も入手しやすく、住みやすい土地である。

○西表村、慶田城村。この二カ村は、風気は悪いが、田畑は広く山も近く材木も入手しやすく、住みやすい土地である。

○鳩間村。この村は土地はせまいが風気は良い。海路一里あまりのところへ往還して手広く耕作するので、住みやすい土地である。

○波照間村。この村は、風気は良く、土地も相応にあるが、石垣島への一八里の海路は難海で思うように往還しにくい。そのうえ海路一二里余離れた西表島から材木を取るの、住みにくい土地である。

○与那国村。この村は、風気は悪いが、田畑は広くそのうえ山地で材木も入手しやすい。住みやすいところではあるが、海を遠く離れていて年に一度石垣島へ往還するので不自由である。

#### 1737年（動物被害）98口上覚

名蔵村は野原も広く耕地に良いので、小村を立てて耕作してきた。しかし山が近いので、近年はイノシシが入ってきて作物をくいあらしている。小村の人口では猪垣をしっかりと作れず、去年加勢夫を願い出て、囲みを作るなどした。しかし、大雨の時はところどころ崩れ落ち、木垣も壊れ、これのため再びイノシシが侵入するので、村人らが持ちまわりで常にイノシシを追いはらうために手隙を費やし、必然的に衰退することになっている。なんとかして石垣でかこんで耕作したいのですが、現在は人数が少なく、それができない。何とぞお願いを取り持ってくださいたく願います。（略）

#### 1739年（大風・植栽）112

八重山の百姓の上納は、穀物だけでは調えがたく、諸反物の類をまぜて数量を合わせて上納してきた。しかし近年八重山の地船が唐や大和に漂着し、積荷を海中に投棄したりあるいは破船して、かなりの費用がかかり、そのうえたびたびの大風で唐芋や木綿花もすべてなくなった。（略）

#### 1750年（不作）122

八重山は、近年、不作がちで世の中のありさまの悪い状態が続いているのに、去年は特に不作となり、古米での上納もはたせず、村々の食料も逼迫しております。（略）

#### 1750年（大風・植栽）123

去る卯年（1747）に納めた櫛油は、品質が悪く、御用をなさなかった。それでその際に上国してきた古見首里大屋子と登野城与人へ、油の搾り方の伝授を仰せ付けられましたが、一昨年、たびたび大風があったためか、去年も櫛の実が成熟しませんでした。今年の夏、

実が付きしだい搾らせ、来年の夏納めたいと思います。(略)

**1753年(不作) 154**

○八重山は、近年不作が続いて困っている。(略)

○去年の諸作物は二度の台風にことごとく吹き損なわれ、すべての村々が上納物不足となり、ほかに方策も立たず、たいへん行き詰まっているような状況である。(略)

『日記抜』（蔵元日記）

【解説】

『日記抜』とは、蔵元の日記の抜粋のことである。本史料は、明治12年の廃藩置県に際して、八重山の役人がどのように諸問題に対応していたのかを知ることができる重要な史料である。

今回使用したのは、『石垣市史叢書 10 日記抜（蔵元日記）【廃藩置県時（明治十二年）の八重山】』に所収されている『日記抜』である。（ ）内のページは、『石垣市市叢書 10』のものである。

---

**1879年閏3月2日の役人の問答より（風土病）（p13）**

「西表島の風気（風土病）は、夏冬通してあるのか」と問われ、「通してあるけれども春より夏は特に強くある」と答えた。

**1879年閏3月30日の役人の問答より（嵐）（p50）**

大和商人が「品物をたくさん持ってきたので、たばこか穀物と交換したい」と申ししてきたが、「当村は先日の嵐でたばこも粟が出来なくなったので、買い手はない」と申しした。

『御手形写』

【解説】

『御手形写』は、首里王府からの布達と、八重山からの報告などから成る。現在残っている八重山関係の文書の中で、同じく王府と八重山間の連絡文書である『参遣状』の後に続く重要な文書である。

今回使用した『石垣市史叢書 11 御手形写』（石垣市総務部市史編集室 石垣市 1999）に所収されているのは、豊川家に所蔵されている『御手形写抜書』を底本としたものである。（）内のNo.、ページは『石垣市史叢書 11』のものである。

---

**1772年10月28日（不作）**（No.8、p 12）八重山島石垣親雲上から首里へ  
八重山は今回、稲・粟が不作であり、追帳を以って、ご連絡したとおり、船々の積高などを下げおいた上では、古米の取り入れも少ないようだと思います。よって、春立船では、新米を出すほかないので、出物御用と御上国御用は、馬艦一艘で、与人一人、目差一人の宰領で早船を登らせるように仰せつけていただきたいと思います。

**1775年11月16日（津波）**（No.9、p 13）  
八重山の石垣・大川・登野城・新川では、去る卯年（1771）の3月に大波が寄せあがり、蔵元をはじめとし、人家人民が流された。（略）その後、村の移動などを行ったが、なにかと不便が発生しているので、元の敷地に住めるようお願いしたい。

**1775年9月（津波）**（No.11、p 20）八重山島石垣親雲上から  
八重山の役人たちには、各種の夫が定められている。石垣四カ村をはじめ、合わせて十二カ村は大津波の時に引き流され、それぞれの村から移住などをしてようやく村を作っている。現在の状況で、諸々の夫を使うことは不都合が生じると思われるので、お指図をいただきたいと思います。

**1775年5月10日（凶年対策・津波など）**（No.11、p 23）諸役人→頭・在番→首里  
「米二〇四石五斗四升五合八勺八才」これは、八重山の協同の貯蓄米で、凶年のための補いとして二度夫の中から差しわけて与えられていた。飢饉のときの食料として命を助けられてきた。また、漂着船が来たときなどでも補いとなっていた。しかし、津波によって正頭が大勢流され、生き残ったのが4904人である。諸上納の他、大津波の被害を修繕することに費用がかかるが、人数も減り、負担が増している。さらに、津波以後に続けて大風や日照りや害虫の被害にあって、飢饉の心配も絶えない。一昨年（1774）の冬から去年（1775）の春にかけては、盗人がはやり、牛馬数百頭が殺され、盗人は四百七十人あまりになった。さらに一昨

年の冬から、疫病がはやり、夏中は止まっていたが、冬に向かえばまた再発し、いまだ止まらずに難儀をしている。このような疲弊の状況に対して特別な計らいをよろしく願います。

**1777年（飢饉）（No.15、p 29）首里から八重山へ**

「米七六石九斗八升四合三勺七才起」これは、八重山がいろいろと災害にあい、大飢饉に及んでいるので、食料を渡してなんとか命が助かっているのです、定納穀はいっさい無い。この時、上納のための大和船を空船で派遣されることになったのだが、どのように処理すべきか悩んだので、上記を運賃として払ったので、来る夏に返納しなさい。

**1780年11月13日（飢饉など）（No.28、p 39）首里から八重山へ**

「米三四三石二才」これは、申・西の二年続いて大飢饉となり、引き続き疫病がはやり、この二度にわたる災害で、正頭の数が減り、納税が滞って、不足分を他から補てんするなど難儀をしている。そのため、不足をいろいろと補った分を免除していただきたいと申し出があり、それを上申したら、許可されたので、懸命に働くこと。

**1784年10月11日（不作）（No.37、p 47）首里から八重山島在番へ**

八重山は去年、稲・粟が不熟であり、さつまいもも実のつきが少なかった。今年の春になってみな食料に困っており、御用布・御用物も準備できず、貯蓄米から補てんし、今年の夏に返済するはずだった。しかし、なにかと難儀があり、返済できないので、返済免除をして欲しいという申し出を受けた。今回は、なにかと難儀がかさんでいるので、一部は免除することにする。

**1785年10月9日（大風・飢饉）（No.39、p 49）小浜村役人から**

「故小浜与人 小浜目差故国頭目差」彼らは、小浜村は未年（1775）以来の疫病や飢饉などの災害に逢い、さらに不作が続く、段々と疲れてきている。また、去る寅年（1782）は、稲・粟が大風によって吹き損じている。上納も未納し、さらに疲れて難儀をしていた時に、彼らは、よく頑張り、村の状況もよくなったので、その功を考慮していただきたい。

**1788年10月23日（津波など）（No.49、p 58）**

○安良村は、大津波の時に人民が流され、残り少なかったため、寄百姓をしていたが、疫病や飢饉によって、わずか六人になった。

○宮良村の大川橋は、大津波によってひき崩された。14年前の未年（1775）に橋をかけたが、水の勢いが強く壊れてしまっている。

**1805年（大風）（No.86、p 96）首里から**

八重山は、一昨年に五度も大風があり、諸作物が損なわれ、長い日照りでさつまいもも虫が付き、食料に困っている。去る申年（1800）から去る亥年（1803）まで貯蓄米から食料を支給していたので、返済すべきところを、またいろいろと災害があり、稲・粟・雑穀の類までも損失してしまい、困っているのを、返済分は免除してほしいとの申し出があった。特別な御配慮で免除するので、しっかりとつとめること。

**1826年（凶年対策）（No.140、p 137）首里から**

首里では、一昨年以来世の中が悪くなり、食料にも支障が出ている。ソテツも食いつくされ、特に役人を配置してソテツを植えさせている。八重山でも、凶年の貯えとして、沖縄本島と同じく、一人につき30本ずつ植えるように申し渡しなさい。苗が不足したら沖縄本島で調達し、足りるようにしなさい。

## 『大波之時各村之形行書』

### 【解説】

『大波之時各村之形行書』は、1771年に起きた八重山のいわゆる「明和の大津波」の関連文書で、津波の被害状況を八重山から王府に伝えた公式の報告書と考えられている。同じく、関連文書として『大波寄揚候次第』もあるが、こちらは津波の前後の状況において、八重山が王府に行政指導を仰いだ文書を集めたものである。

『大波之時各村之形行書』の作成者、作成年月日などは、不明である。写本がいくつかあり、豊川家のものには後半に「奇妙変異記」などが掲載されている。

今回使用したのは、『石垣市史叢書 12 大波之時各村之形行書 大波寄揚候次第』（石垣市総務部市史編集室編 石垣市 1998）に所収されているもので、こちらは豊川家に所蔵されているものを底本としている。（）内のNo.、ページは『石垣市史叢書 12』のものである。

---

### 1771年3月10日（津波）（No.1、p3）

八重山には総人口 28992 人がいた。乾隆 36 辛卯年（1771）3月10日五ツ時分（午前8時頃）に大地震があり、この地震がやんですぐに東の方が雷のように轟いた。間もなく外の干瀬まで海水が引き、所々で波が立ち、その潮が一つになり、特に東北・東南の方に大波が黒雲のように躍り上がって立ち、いつときに村々へ三度も寄せ揚がった。潮の揚がった所の高さは、あるいは 28 丈、あるいは 20 丈、あるいは 15、6 丈、あるいは 2、3 丈で、沖の石を陸へ寄せ揚げ、陸の石や大木を根こそぎ引き流した。石垣・登野城・大川・新川の四力村は宮島御嶽前の坂下の東西の線までが引き流され、蔵元、各役所、各仮屋、桃林寺、権現宮や多くの御嶽が引き崩された。在番をはじめ頭役二人以下、役々の奉公人、また百姓らのその内、各村から蔵元に来ていた者たちが引き流されて命を落とし、あるいは怪我をしてようやく泳ぎ、ある者は木や石、海土に覆われて頭や手足を怪我し、あるいはまる裸になり、親子・兄弟・夫婦の見分けもつかなくなった。半死半生で木につかまって海中を漂流する者もいたが、地船や米を運ぶ馬艦船・小舟まで残らず破損したので、見ていながら溺死させてしまった者もある。また、生き残った人々も再び大津波が来ると思い、老人や子どもを背負って山の上へ逃げたため、ようやく生きて陸へ揚がった半死の者の手当てもできず、多くの死骸が打ち寄せられても収容することも忘れ、皆あわてふためいていた。その時に、石垣島の平得村番所や、村の半分が引き流された真栄里・大浜・宮良・白保・桃里村のその内、仲与銘・伊原間村の役所がある舟越・安良・崎枝村のその内、屋良部の合計八カ村は、跡形もなく引き崩されて死人も多く、すぐには被害状況を報告できないと早馬で伝えてきた。人々はさらに正気を失い、島中の騒動は言いようもない状態となった。



**1771年（津波被害情報）（No.3、p5）**

黒島・新城の二カ村は半分以上が引き流され、両村とも男女の多くが溺死したと伝えてきたので、この村々へもすぐに役人を派遣して働かせた。

**1771年（津波被害情報）（No.5、p5）**

この災害で頭二人・奉公人・百姓まで、合計男女9313人が死亡し、あるいは親や子を失い、あるいは妻を失い、あるいは兄弟・姉妹を失って、朝晩嘆き悲しみ、身の置き所もなく孤独になり、食料に困っている者が多くいる。

**1771年（津波被害情報）（No.6、p5）**

御高札や万御条目・諸御手形・諸帳冊の文書類が流失した。かつ蔵元の諸役所、諸村の役人が多数溺死した。公務に支障のある諸役所の主取・筆者、村々の役人で欠員となった所は、生き残った役人をはじめ、無役の奉公人たちを補佐役に命じ、仮屋、桃林寺、医者仮屋、民家を借りて仕事をする。

**1771年（津波被害情報）（No.8、p6）**

このように大変なので、首里がどうなのかと心配をしており、そのことを連絡するために飛船を上国させようとしたが船がなく、困っていたところ、3月27日に御米漕馬艦船一艘が来て、首里は無事であったことがわかり、皆が安心した。そこで大津波で引き流された次第を、村々の総絵図と諸事の取り締まり方策を添えて、在番筆者の翁長筑登之親雲上に桃原与人・玻座真目差を付け、首里に控えてある文書類の写し係として、桴海村の杣山筆者山城仁屋、伊原間村の杣山筆者大浜仁屋、仮若文子の亀川仁屋、また、惣横目が二人とも溺死したので惣横目方の報告のために惣横目筆者石垣仁屋を付けて、馬艦船を飛船にして派遣し、右の次第を報告した。すぐに国王に上申したところ、国王はたいへん驚かれ、哀れに思われて、源河親雲上と筆者の名城筑登之親雲上に渡海を命じ、溺死者を祀り、さらに生き残った者たちで介抱する者がなく困っている者に食料を与えるなど、いろいろと有り難いお気持ちを示されて、諸事の処理を源河親雲上に命じられた。5月18日源河親雲上が八重山に到着、すぐに島中安穩のためのお守り札を下されたので、さっそく各村に渡して掛けさせた。

**1771年（津波被害情報）（No.9、p7）**

在番の金城親雲上が溺死した。代わりの野国親雲上と在番筆者の翁長筑登之親雲上は沖縄で病気となって役務を断ってきたので代役を座波里之子親雲上とし、早々に八重山に行つて、源河親雲上と相談して諸事を処理するよう命じられ、御米漕馬艦船の飛船で5月19日に到着した。この船で頭・大阿母以下、役人で溺死した人々の跡役を定めた言上写が下さ

れ、引き崩された村々も願い出のとおり再建が許された。

#### 1771年（津波被害情報）(No.12、p8)

与那国島の状況を知りたく、飛船を派遣したくても、船が破損しており、できなかった。与那国島の地船10反帆船を作って与那国与人・鳩間目差を派遣したところ、6月までには戻らなかった。さらに若文子の黒島仁屋を6反帆船で派遣したところ、7月5日に帰り、与那国島にも大津波は揚がったが磯辺が何か所か被害を受けただけで、住民や作物は別状ないと伝えてきた。また、愚門長老・詰医者富盛宗庵は助かった。在番の金城親雲上は、大津波の同日の午後4時頃に長崎浜に死骸が寄り揚がったので、11日に故牧志親雲上の墓に葬った。頭の石垣親雲上と宮良親雲上、惣横目の黒島親雲上と波照間親雲上の計4人は溺死した。首里大屋子2人、与人8人、蔵筆者3人、目差9人、若文子11人、惣横目筆者1人、耕作筆者19人、柚山筆者20人、仮若文子9人、惣横目仮筆者1人の計83人が溺死した。

#### 1771年（津波被害情報）(No.27、p17)

##### 「大川村の被害」

○住民は男612人、女678人、合計1290人いたが、大津波が揚がり、男177人、女235人、合計412人が溺死した。村の東から北北西への線の南側が引き崩されたが、生き残った男435人、女443人、合計878人で、村の再建は済んだ。

○石垣村と大川村の境の道を、海岸から被災地まで、潮が揚がった高さは3丈4寸。海岸より村の最高地点までの高さは6丈6尺9寸。

○番所から南方に美崎御嶽があるが、大津波で森の木々が引き流され、巳年(1773)に村の敷地を替えた時、文嶺の内、ヨナマタという森に遷し、石垣村が管轄して崇拝していた。屋嘉部親雲上が在番の時、四力村を元どおりの敷地に構えるように命じられたので、さっそく美崎御嶽の跡地に木々を植えて以前のとおり大川村の管轄で崇拝している。

○家数174軒、番所一か所、美崎御嶽の拝殿一字、牛4頭、馬9頭の被害。田畠や作物は別状ない。

#### 1771年（津波被害情報）(No.28、p18)

##### 「石垣村の被害」

○住民は男543人、女619人、合計1162人いたが、大津波が揚がり、男124人、女187人、合計311人が溺死した。村の南南東から北北西への線の南側が引き崩されたが、生き残った男419人、女432人、合計852人で、村の再建は済んだ。

○慶田盛浜より被災地まで、潮が揚がった高さは3丈4寸。慶田盛浜より村の最高地点までの高さは4丈9尺8寸。

○家数48軒、番所一か所、権現宮一字、権現宮の拝殿一字、寺一か所、牛3頭、馬3頭の

被害。ほかに、田畠や作物は別状ない。

1771年（津波被害情報）(No.29、p 19)

「新川村の被害」

○住民は男 475 人、女 616 人、合計 1091 人いたが、大津波が揚がり、男 79 人、女 134 人、合計 213 人が溺死した。村の南南東から北北西への線の南側が引き崩されたが、生き残った男 396 人、女 482 人、合計 878 人で、村の再建は済んだ。

○長崎浜より被災地まで、潮が揚がった高さは 2 丈 7 尺。新川浜より村の最高地点までの高さは 5 丈 1 尺 5 寸。

○家数 139 軒、番所一か所、長崎御嶽の拝殿一字、牛 13 頭、馬 12 頭の被害。

○畠は 65 町 6 畝 20 歩の被害。その内 59 町 2 反は、作物に被害。5 町 8 反 6 畝 20 歩は、土地が引き流されて石原になり、しばらくは耕作できない。

○田は 10 町 9 反 10 歩。その内 7 町 7 反 6 畝は、作物に被害が出た。2 反 9 畝は、土地が引き流されて石原になり、しばらくは耕作できない。

1771年（津波被害情報）(No.30、p 21)

「登野城村の被害」

○住民は男 543 人、女 598 人、合計 1141 人いたが、大津波が揚がり、男 261 人、女 363 人、合計 624 人が溺死した。村の東から西への線の南側が引き崩されたが、生き残った男 282 人、女 235 人、合計 517 人で、再建は済んだ。

○美崎浜より被災地まで、潮が揚がった高さは 4 丈 3 寸。美崎浜より村の最高地点までの高さは 4 丈 8 尺 7 寸。

○南方に天川御嶽があるが、御嶽は大津波に引き流されたので、巳年（1773）に村の敷地を替えた時、文嶺の内、大石原という森に遷して崇拝していたが、未年（1775）、屋嘉部親雲上が在番の時、元のとおり御嶽の跡地に木々を植えて崇拝している。

○家数 184 軒、番所一か所、天川御嶽の拝殿一字、牛 6 頭、馬 12 頭の被害。

○畠は 50 町 6 反 6 畝の被害。土地が引き流されて石原になり、しばらくは耕作できない。

○田は 9 町 7 反の被害。上に同じ。

1771年（津波被害情報）(No.31、p 22)

「平得村の被害」

○住民は男 558 人、女 620 人、合計 1178 人いたが、大津波が揚がり、男 225 人、女 335 人、合計 560 人が溺死した。村の東から西の線の南側が引き崩されたが、生き残った男 333 人、女 285 人、合計 618 人で、村の再建は済んだ。

○糸数浜より被災地まで、潮が揚がった高さは 8 丈 6 尺。糸数浜より村の最高地点までの高さは 7 丈 5 尺。

○番所より北北西方に糸数御嶽があるが、元々番所より西方の糸数という所にあったが、大津波に引き流されたので、巳年（1773）、野国親雲上が在番の時に願い出て、当所の小波山という森に遷して崇拜している。

○家数 178 軒、番所一か所、役人の詰屋 6 軒、牛 21 頭、馬 41 頭の被害。

○畠は 188 町 2 反 6 畝 20 歩の被害、その内 85 町 3 反 3 畝 10 歩は、作物に被害が出た。102 町 9 反 3 畝 10 歩は、土地が引き流されて石原になりしばらくは耕作できない。

#### 1771 年（津波被害情報）（No.32、p 23）

##### 「真栄里村の被害」

○住民は男 523 人、女 653 人、合計 1173 人いたが、大津波が揚がり、男 345 人、女 563 人、合計 908 人が溺死した。村は跡形も残らず引き崩されて石原になり、わずかに生き残った男 178 人、女 87 人、合計 265 人では村の再建はできないので、野国親雲上が在番の時に願い出て、西表村より男 115 人、女 178 人、合計 313 人を寄百姓し、残った人数とあわせて合計 558 人で、元の村の敷地より北北東 13 町 7 間の嘉謝内原という所に村を建てた。○糸数浜より元の村の敷地の被災地まで、潮が揚がった高さは 6 丈 4 尺。糸数浜より新しい村の敷地の最高地点まで高さは 12 丈。

○家数 176 軒、番所一か所、役人と筆者の詰屋が 6 軒、糸数御嶽の拝殿一字、牛 4 頭、馬 22 頭の被害。

○畠は 178 町 6 反 6 畝 20 歩、その内 18 町 6 反 6 畝 20 歩は、作物に被害が出た。160 町は、土地が引き流されて石原になり、しばらくは耕作できない。

○田は 4 町 2 反 20 歩、その内 1 町 9 反 4 畝は、作物に被害が出た。2 町 2 反 6 畝 10 歩は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

#### 1771 年（津波被害情報）（No.33、p 25）

##### 「大浜村の被害」

○住民は男 670 人、女 732 人、合計 1402 人いたが、大津波が揚がり、男 572 人、女 715 人、合計 1287 人が溺死した。村は跡形も残さず引き崩されて石原になり、わずかに生き残った男 98 人、女 17 人、合計 115 人では村の再建はできないので、野国親雲上が在番の時に願い出て、波照間村より男 208 人、女 211 人、合計 419 人を寄百姓し、残った人数と合わせて合計 534 人で、元の村の敷地より西北西 3 町 10 間の田原という所に村を建てた。○高田浜より元の村の敷地の被災地まで、潮が揚がった高さは 14 丈 5 尺 8 寸。高田浜より村の最高地点までの高さは 11 丈 8 寸。

○番所より東北東方に崎原御嶽・宇野道御嶽・コルセ御嶽の、合計三つの御嶽が一つの敷地にあるが、これらの御嶽は元の村の敷地のなかにあってそれぞれ別で、三か所であったが、大津波で引き崩されたので、巳年（1773）、野国親雲上が在番の時に願い出て、当所の古里山という森に遷して崇拜している。

○家数 210 軒、番所一か所、役人の詰屋 6 軒、崎原御嶽・宇野道御嶽・コルセ御嶽の拝殿三字、牛 30 頭、馬 70 頭、4 反帆船一艘の被害。

○島は 541 町 3 反 3 畝 10 歩、その内 377 町 6 反は、作物に被害が出た。163 町 7 反 3 畝 10 歩は、土地が引き流されて石原になり、しばらくは耕作できない。

○田は 12 町 9 反 3 畝 10 歩、その内 3 町 5 反 10 歩は、作物に被害が出た。9 町 3 反 7 畝 20 歩は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

#### 1771 年（津波被害情報）(No.34、p 27)

##### 「宮良村の被害」

○住民は男 570 人、女 651 人、合計 1221 人いたが、大津波が揚がり、男 443 人、女 607 人、合計 1050 人が溺死した。村は跡形も残さずに引き崩されて石原になり、わずかに生き残った男 127 人、女 44 人、合計 171 人では村の再建はできず、野国親雲上が在番の時に願い出て、小浜村より男 148 人、女 172 人、合計 320 人を寄百姓し、残った人数と合わせて合計 503 (491 の誤りか) 人で、元の村の敷地より北北西 14 町 50 間の漢田という所に村を建てた。

○漢田浜より村の最高地点までの高さは 11 丈 4 尺。

○宮良村・白保村地境の嘉崎に潮が揚がった高さは 28 丈 2 尺。

○番所より東南東方に外本御嶽があるが、この御嶽は元来元の村の敷地のなかにあったが、大津波で引き崩されたので、巳年 (1773)、野国親雲上が在番の時に願い出て、当所の宮嶺という所に遷して崇拝している。

○大道というところに橋がある。大津波以前は当村より南南西方に長さ 1 町 16 間の碇を、石を山積みにして潮目板を用いて、人々は安心して往来してきたが、大津波に引き崩された。未年 (1775)、屋嘉部親雲上が在番の時に願い出て、これより 8 町余り川上にある大道という所に、長さ 30 間の丸木橋を架け渡し、人馬が昼夜安心して往来できるようになった。

○家数 149 軒、番所一か所、役人の詰屋 6 軒、外本御嶽・山崎御嶽の拝殿二字、牛 21 頭、馬 86 頭、4 反帆船一艘の被害。

○島は 282 町 6 反 6 畝 20 歩、その内 21 町 3 反 3 畝 10 歩は、作物に被害が出た。260 町 3 反 3 畝 10 歩は、土地が引き流されて石原になり、しばらくは耕作できない。

○田は 1 町 7 反 4 畝 10 歩は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

#### 1771 年（津波被害情報）(No.35、p 30)

##### 「白保村の被害」

○住民は男 771 人、女 803 人、合計 1574 人いたが、大津波が揚がり、男 750 人、女 796 人、合計 1546 人が溺死した。村は跡形も残さず引き崩されて石原になり、わずかに生き残った男 21 人、女 7 人、合計 28 人では村の再建はできず、卯年 (1771)、野国親雲上が在番の時に願い出て、波照間島より男 193 人、女 225 人、合計 418 人を寄百姓し、残った人

数と合わせて合計 446 人で、元の村の敷地より北北西 11 町 20 間の上野地という所に村を建てた。

○真謝浜より被災地まで、潮が揚がった高さは 19 丈 8 尺。真謝浜より村の最高地点までの高さは 20 丈 4 尺。

○番所より北北西方に嘉手苺御嶽があるが、この御嶽は元来元の村の敷地より北方の村の外にあったが、大津波に引き崩されたので、巳年（1773）、野国親雲上が在番の時に願い出て、当の上野地という所に遷して崇拝している。

○番所より東方に真謝御嶽があるが、元の村の敷地のなかにあったが、上に同じ。

○番所より東方に田原御嶽がある、上に同じ。

○家数 234 軒、番所一か所、役人の詰屋 6 軒、嘉手苺御嶽・真謝御嶽・田原御嶽の拝殿三宇、牛 56 頭、馬 147 頭の被害。

○畠は 763 町 2 反、その内 386 町 1 反 3 畝 10 歩は、作物に被害が出た。377 町 6 畝 20 歩は、土地が引き流されて石原になり、しばらくは耕作できない。

○田は 1 町 7 反 4 畝 18 歩は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

#### 1771 年（津波被害情報）(No.36、p 32)

##### 「桃里村の被害」

○住民は男 445 人、女 443 人、合計 888 人おり、村の東はずれを少々引き崩されたが、桃里村の住民に別状はなかった。しかし仲与銘村では男 140 人、女 143 人、合計 283 人が大津波で溺死した。桃里村は男 354 人、女 335 人、合計 689 人が生き残り、元のとおりで、変わらない。

○仲与銘村に潮が揚がった高さは 3 丈 5 尺 4 寸。

○嘉良嵩に潮が揚がった高さは 13 丈 1 尺 5 寸。

○野原に潮が揚がった高さは 15 丈 4 尺。

○番所より南南東方に仲夢御嶽があるが、この御嶽は元来は番所より東方にあったが、大津波に引き流されて木々が枯れてしまったので、旧地より 30 間程南の円田という森に、巳年（1773）、野国親雲上が在番の時に願い出て遷し、現在も崇拝している。

○番所より北北西 19 町 11 間の所に通（トゥーリイ）橋がある。この橋は、宮良缸と同様に東の重要な宿道の一部で、かつては長さ 25 間で、掛積で缸を架け渡し、人々は昼夜ともに安心して往来してきたが、大津波で引き崩され、以後は人や馬の通行に差し障り、公私ともにいろいろと支障があるので、未年（1775）、屋嘉部親雲上が在番の時に問い合わせをし、現在では丸木の橋を架けて人馬ともに安心して通行している。

○家数 52 軒、牛 6 頭、馬 7 頭、6 反帆船一艘、4 反帆船一艘の被害。

○畠は 107 町 9 反 4 畝、その内 106 町 6 反 6 畝 20 歩は、作物に被害が出た。1 町 2 反 9 畝 10 歩は、土地が引き流されて石原になり、しばらくは耕作はできない。

○田は 9 町 7 反、その内 8 町 4 反 20 歩は、作物に被害が出た。1 町 2 反 9 畝 10 歩は、土

地が引き流されて石原になり、耕作はできない。

1771年（津波被害情報）(No.37、p 35)

「伊原間村の被害」

○住民は男 361 人、女 359 人、合計 720 人いたが、大津波が揚がり、男 307 人、女 318 人、合計 625 人が溺死し、村は跡形も残さず引き崩され、わずかに生き残った男 54 人、女 41 人、合計 95 人では村の再建はできないので、卯年（1771）、野国親雲上が在番の時に願い出て、黒島村より男 64 人、女 103 人、合計 167 人を寄百姓し、残った人数と合わせて合計 262 人で、元の村の敷地より北北西 3 町 40 間の玻名野という所に村を建てた。

○屋若浜より潮が揚がった高さは 10 丈 8 尺。屋若浜より村の最高地点までの高さは 3 丈 1 尺。

○玉取崎上野に潮が揚がった高さは 10 丈 6 尺。

○家数 130 軒、番所一か所、牛 22 頭、馬 11 頭、役人の詰屋 5 軒、6 反帆丹一艘、4 反帆舟一艘の被害。

○島は 479 町 1 反 6 畝 10 歩、その内 256 町 2 反 2 畝は、作物に被害が出た。222 町 9 反 3 畝 10 歩は、土地が引き流されて石原になり、しばらくは耕作できない。

○田は、13 町 5 反 8 畝は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

1771年（津波被害情報）(No.38、p 36)

「安良村の被害」

住民は男 217 人、女 260（265 の誤りか）、合計 482 人いたが、大津波が揚がり、男 201 人、女 260 人、合計 461 人が溺死した。村や田島の土地が引き崩されて石原になり、元どおりの村の再建はできないので、生き残った男 16 人、女 5 人、合計 25（21 の誤りか）人を基に、平久保村より男 25 人、女 26 人、合計 51 人を寄百姓し、残った人数と合わせて合計 72 人で小村を建て、耕作筆者を一人置いて、平久保村役人の管轄とし、安良村の津口の警備などいろいろと指導監督を行なわせる。安良村の役人は富崎に村を建てて、その村を管轄するようにしたいと、役人たちが検討した結果を、卯年（1771）、野国親雲上が在番の時に問い合わせ、元の村の敷地より北北東 38 間の安良原という所に村を建てた。

○ハチャ野に潮が揚がった高さは 18 丈 6 尺 3 寸。

○ハリ石嵩に潮が揚がった高さは 20 丈 2 尺 5 寸。

○安良浜より新しい村の敷地の最高地点までの高さは 11 丈 1 尺。

○耕作筆者の詰屋より南南東に大城御嶽があるが、この御嶽は先年安良村を新たに建てた時、大浜村より大安良山という所に遷し立てて崇拝してきたが、大津波に引き流されたので、元の場所を整備して木々も植え、元のとおり崇拝している。

○家数 90 軒、番所一か所、役人の詰屋 6 軒、大城御嶽の拝殿一宇、牛 7 頭、馬 7 頭、4 反帆舟一艘、6 反帆舟一艘の被害。

○島は 20 町が、土地が引き流されて石原になり、しばらくは耕作できない。

○田は、2 反 3 畝 21 歩が、土地が引き流されて石原になり、しばらくは耕作できない。

#### 1771 年（津波被害情報）(No.39、 p 38)

##### 「平久保村の被害」

○住民は男 394 人、女 331 人、合計 725 人いたが、大津波が揚がり、男 15 人、女 10 人、合計 25 人が溺死した。村では磯辺に近い家が少し被害を受けたが、男 379 人、女 321 人、合計 700 人は生き残った。その内、男 25 人、女 26 人、合計 51 人が家族ごと安良村へ寄百姓した。残りは男 354 人、女 295 人、合計 649 人がいる。村や御嶽には別状ない。

○家数 15 軒、6 反帆船一艘、4 反帆船一艘、馬 1 頭の被害。

○島は 18 町 1 反 3 畝 10 歩、その内 10 町 6 反 6 畝 20 歩は、作物に被害が出た。7 町 4 反 6 畝 20 歩は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

○田は 7 町 5 反 2 畝 8 歩、その内 1 町 4 反 2 畝 8 歩は、作物に被害が出た。6 町 1 反は、土地が引き流され、耕作できない。

#### 1771 年（津波被害情報）(No.40、 p 39)

##### 「野底村の被害」

○住民は男 296 人、女 303 人、合計 600 (599 の誤りか) 人いたが、大津波が揚がり、男 3 人、女 24 (21 の誤りか) 人が溺死した。生き残ったのは男 293 人、女 282 人、合計 575 人がいる。村では磯辺の所々が引き崩されたが、村や御嶽は別状ない。

○番所より南南東方にフケ道砦がある。この砦は西方の重要な道の一部で、かつては山積みで潮目板を用いて架けられ、人も馬も安心して通行していたが、大津波に引き崩されて以後、公私とも人馬の通行に支障が生じたいへん手間が掛かり、特に満潮時や風雨の時は往来する者が引き流され、危険に遭う者もあって便利が悪いので、辰年 (1772) に願い出て、現在は丸木橋を架けて人馬は安心して通行している。

○6 反帆船一艘、4 反帆船一艘の被害。

○島は 3 町 2 反が、作物に被害が出た。

○田は 7 反 1 畝 4 歩が、作物に被害が出た。

#### 1771 年（津波被害情報）(No.41、 p 40)

##### 「桴海村の被害」

○住民は男 110 人、女 102 人、合計 212 人いたが、大津波が揚がり、男 3 人、女 18 人、合計 23 人が溺死した。磯辺の所々が被害を受けたが、生き残った男 105 人、女 84 人、合計 189 人がおり、村や御嶽は別状ない。

○5 反帆船一艘の被害。

○島は 1 町 6 反が、作物に被害が出た。



○田は1町6反1畝20歩が、作物に被害が出た。

1771年（津波被害情報）（No.42、p40）

「川平村の被害」

○住民は男465人、女486人、合計951人いたが、大津波が揚がり、男14人、女18人、合計32人が溺死した。磯辺の所々に被害が出たが、男451人、女468人、合計919人が生き残った。村や御嶽は別状ない。

○畠は10町9反3畝10歩が、作物に被害が出た。

○田は1町1反1畝10歩、その内9反8畝12歩は、作物に被害が出た。1反2畝28歩は、土地が引き流され、耕作できない。

1771年（津波被害情報）（No.43、p41）

「崎枝村の被害」

○住民は男346人、女383人、合計729人いたが、大津波が揚がり、男2人、女3人、合計5人が溺死した。磯辺の所々に被害が出たが、男341人、女380人、合計721（724の誤りか）人が生き残った。村や御嶽は別状ない。

○5反帆船一艘の被害。

○家数12軒。ただし、屋良部村の家。

○畠は29町2反2畝20歩が、作物に被害が出た。

○田は6町3反5畝20歩、その内6町8畝6歩は、作物に被害が出た。2反7畝12歩は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

1771年（津波被害情報）（No.44、p42）

「崎枝の内屋良部村の被害」

○当村は、石垣と同時に大津波が揚がり、村は残らず引き崩されたが、住民には別状なく助かった。しかし元の村の敷地では村を構えることができず、敷地を替えたいと管轄の役人と百姓らが願い出たので、辰年（1772）、野国親雲上が在番の時に願い出て、元の敷地より北北東の富底原というところに村を建てた。

○海岸より被災地に潮が揚がった高さは1丈9尺。海岸より新しい村の敷地の高さは2丈1尺8寸。

1771年（津波被害情報）（No.45、p42）

「名蔵村の被害」

○住民は男375人、女352人、合計727人いたが、大津波が揚がり、男15人、女35人、合計50人が溺死した。磯辺の所々に被害が出たが、男360人、女317人、合計677人が生き残った。村や御嶽は別状ない。

○番所より北方にスイラ砦と浮道がある。この砦は大津波に引き崩されたので、未年(1775)、屋嘉部親雲上が在番の時に上申し、元の場所に元のように修理し、今では人馬は昼夜とも安心して通行している。

○田 7 反 28 歩は、作物に被害が出た。

#### 1771 年 (津波被害情報) (No.46、p 44)

##### 「富崎村の被害」

○当村の役人は、安良村を管轄してきたが、大津波で安良村の百姓たちならびに土地が引き流され、男女わずかに 1 人しか生き残らず、村を存続するのは難しく、津口を警備するため、平久保村より寄百姓をして、生き残った人々と合わせて小村を建て、耕作筆者を一人置いて平久保村の役人の管轄とした。富崎村は津口に適した所で、今後は廻船所にもなる所なので、竹富村より寄百姓をして村を建て、富崎村と称し、安良村の役人は当村を管轄し、元どおり宇良と称するよう命じられたいと、役人たちが協議したうえ、卯年(1771)、野国親雲上が在番の時に願い出た。願いのとおりに命じられ、男 247 人、女 276 人、合計 533 人を寄百姓し、仲田原という所に村を建てた。

○海岸より富崎野に潮が揚がった高さは 2 丈 9 尺 8 寸。

#### 1771 年 (津波被害情報) (No.47、p 45)

##### 「竹富村の被害」

○住民は男 632 (ママ) 人、女 681 (ママ) 人、合計 1156 人いたが、大津波が石垣島と同時に東北、東南の両方より揚がった。男 15 人、女 12 人、合計 27 人が、公務で石垣島に出掛けていて溺死した。村にいた男女 1129 人の内より男 247 人、女 276 人、合計 523 人が、富崎村へ寄百姓となった。残りは男 305 人、女 301 人、合計 606 人いる。

村や御嶽・井戸は別状ない。

○6 反帆船一艘、4 反帆船一艘の被害。

○磯辺の山の東南方のあちらこちらが引き崩された。

○島は 144 町 5 反 3 畝 10 歩、その内 107 町 7 反 3 畝 10 歩は、作物に被害が出た。36 町 8 反は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

#### 1771 年 (津波被害情報) (No.48、p 45)

##### 「黒島村の被害」

○住民は男 464 (484 の誤りか) 人、女 711 人、合計 1195 人いたが、大津波が石垣島と同時に東方、南方、北方の三方向より揚がり、磯辺の山を躍り越えて流れ込み、黒島村の番所や東西の保里村の中央より西半分の民家が引き崩され、男 95 人、女 198 人、合計 267 (293 の誤りか) 人が溺死した。男女 902 人が生き残り、その内より男 64 人、女 103 人、合計 167 人が伊原間村に寄百姓となった。残った男 325 人、女 410 人、合計 735 人で元のと

りに村を再建した。

○番所一か所、役人筆者の詰屋 5 軒、家数 85 軒、6 反帆船一艘、5 反帆船一艘の被害。

○島は 170 町 6 反 6 畝 20 歩、その内 106 町 6 反 6 畝 20 歩は、作物に被害が出た。64 町は、土地が引き流されて、しばらくは耕作できない。

**1771 年（津波被害情報）（No.49、p 46）**

「新城村の被害」

○住民は男 305 人、女 249 人、合計 554 人いたが、大津波が石垣島と同時に東方より寄り揚がり、男 70 人、女 35（135 の誤りか）人、合計 205 人が溺死した。男 235 人、女 114 人、合計 349 人が生き残り、元のおおりに村を再建した。

○番所一か所、役人の詰屋 6 軒、家数 184 軒、6 反帆船一艘、4 反帆船一艘の被害。

○島は 126 町 4 反、その内 26 町 1 反 3 畝 10 歩は、作物に被害が出た。100 町 2 反 6 畝 20 歩は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

**1771 年（津波被害情報）（No.50、p 48）**

「波照間村の被害」

○住民は男 739 人、女 789 人、合計 1528 人いたが、大津波が石垣島と同時に揚がり、男 12 人、女 2 人、合計 14 人が公務で石垣島に出掛けていて溺死した。男女は 1752（1514 の誤りか）人おり、その内より男 193 人、女 225 人、合計 418 人を白保村へ、男 208 人、女 211 人、合計 419 人を大浜村へ寄百姓し、残りは男 316 人、女 351 人、合計 677 人いる。御嶽や井戸は別状ない。

○8 反帆船一艘、5 反帆船一艘の被害。

○島は 114 町 3 畝 10 歩、その内 104 町は、作物に被害が出た。10 町 1 反 3 畝 10 歩は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

○磯辺の所々に被害があった。

**1771 年（津波被害情報）（No.51、p 48）**

「南風見村の被害」

○住民は男 250 人、女 239 人、合計 489 人おり、大津波が石垣島と同時に揚がり、男 7 人、女 4 人、合計 11 人が公務で石垣島に出掛けていて溺死した。磯辺の所々や人家が少し被害を受けただけで、男 243 人、女 235 人、合計 478 人が残った。村や御嶽・井戸は別状ない。

○家数 7 軒、牛 2 頭、6 反帆船一艘の被害。

○島は 19 町 7 反 3 畝 10 歩が、作物に被害が出た。

○田は 11 町 3 反 1 畝 20 歩が、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

**1771 年（津波被害情報）（No.52、p 49）**

「崎山村の被害」

○住民は男 245 人、女 280 人、合計 525 人いたが、大津波が石垣島と同時に揚がり、男 14 人、女 9 人、合計 23 人が公務で石垣島に出掛けていて溺死した。磯辺の所々や人家に少し被害があっただけで、男 231 人、女 271 人、合計 532 (502 の誤りか) 人が残った。御嶽や井戸は別状ない。

○6 反帆船一艘、家数 2 軒の被害。

○畠は 11 町 2 反が、作物に被害が出た。

○田は 6 反 4 畝 20 歩が、作物に被害が出た。

1771 年 (津波被害情報) (No.53、p 50)

「西表村の被害」

○住民は男 564 人、女 646 人、合計 210 人いたが、大津波が石垣島と同時に揚がり、男 26 人、女 36 人、合計 62 人が公務で石垣島に出掛けていて溺死した。男女 1148 人が残った。その内より男 135 人、女 178 人、合計 318 (313 の誤りか) 人を真栄里村へ寄百姓し、残りは男 403 人、女 432 人、合計 835 人となった。村や御嶽・井戸は別状ない。

○4 反帆船一艘の被害。

○畠は 12 町 8 反 6 畝 20 歩、その内 11 町 2 反は、作物に被害が出た。1 町 6 反 6 畝 20 歩は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

○田は、2 町 2 反 6 畝は、作物に被害が出た。

○番所より東北東方に与那田橋がある。この橋は長さ 41 間、横 2 間の桁を山積みで潮目板を用いて作り、人々が安心して通行してきたが、大津波で引き崩され往來の支障をきたしているのので、野国親雲上が在番の時に願い申し上げて、元のおりに築き、公私ともに安心して通行している。

1771 年 (津波被害情報) (No.54、p 51)

「上原村の被害」

○住民は男 315 人、女 361 人、合計 676 人いたが、大津波が石垣島と同時に揚がり、男 15 人、女 21 人、合計 36 人が公務で石垣島に出掛けていて溺死した。男 300 人、女 340 人、合計 640 人が生き残った。村や御嶽・井戸は別状ない。

○6 反帆船一艘、4 反帆船一艘の被害。

○畠は 1 町 8 反 6 畝 20 歩は、作物に被害が出た。

○田は 1 町 2 反 10 歩、その内 1 町 1 反 3 畝 5 歩は、作物に被害が出た。1 反 6 畝 5 歩は、土地が引き流され、しばらくは耕作できない。

1771 年 (津波被害情報) (No.55、p 51)

「鳩間村の被害」

○住民は男 205 人、女 284 人、合計 489 人いたが、男 1 人、女 1 人、合計 2 人が公務で石垣島にでかけていて溺死した。男 204 人、女 283 人、合計 487 人おり、村や御嶽・井戸は別状ない。

○鳩間村が管轄する耕地のインタ・水浜の両所では、磯辺の所々が被害を受けた。

1771 年（津波被害情報）(No.56、p 52)

「高那村の被害」

○住民は男 188 人、女 192 人、合計 380 人いたが、大津波が石垣島と同時に揚がり、男 15 人、女 21 人、合計 36 人が公務で石垣島に出掛けていて溺死した。下の小村に被害は出たが、男 173 人、女 171 人、合計 344 人がいる。村や御嶽・井戸は別状ない。

○家数 7 軒、6 反帆船一艘の被害。

○畠は 1 町 6 畝 20 歩が、作物に被害が出た。

○田は 4 町 5 反 20 歩が、作物に被害が出た。

○磯辺の所々が引き崩された。

1771 年（津波被害情報）(No.57、p 52)

「古見村の被害」

○住民は男 390 人、女 448 人、合計 838 人いたが、大津波は石垣島と同時に揚がり、男 71 人、女 80 人、合計 151 人が溺死した。磯辺の所々に被害があったが、男 319 人、女 368 人、合計 687 人がいる。村や御嶽・井戸は別状ない。

○6 反帆船一艘の被害。

○畠は 2 町 1 反 3 畝 10 歩が、作物に被害が出た。

○田は 11 町 9 畝 1 歩が、作物に被害が出た。

1771 年（津波被害情報）(No.58、p 53)

「仲間村の被害」

○住民は男 246 人、女 232 人、合計 482 (478 の誤りか) 人いたが、大津波が石垣島と同時に揚がり、男 3 人、女 2 人、合計 5 人が公務で石垣島に出掛けていて溺死した。男 243 人、女 230 人、合計 473 人がいる。村や御嶽・井戸は別状ない。

○6 反帆船一艘、港の渡舟、3 反帆船一艘の被害。

○田は 1 町 4 反 5 畝 15 歩が、作物に被害が出た。

○磯辺の所々が引き崩された。

1771 年（津波被害情報）(No.59、p 53)

「小浜村の被害」

○住民は男 388 人、女 512 人、合計 900 人いたが、大津波が石垣島と同時に揚がり、男 2

人、女 7 人、合計 9 人が公務で石垣島に出掛けていて溺死した。しかし村にいた男女は 891 人おり、その内より男 148 人、女 172 人、合計 320 人を宮良村へ寄百姓した。残りは男 238 人、女 333 人、合計 571 人がいる。村や御嶽・井戸は別状ない。

○畠は 9 町 6 畝 20 歩は、作物に被害が出た。

○田は 11 町 9 畝 11 歩は、作物に被害が出た。

#### 1771 年（津波被害情報）(No.60、p 54)

「与那国島の被害」

○住民は男 491 人、女 481 人、合計 972 人いる。大津波が石垣島と同時に揚がり、磯辺の所々に被害があったが、人命の被害はなく、村や御嶽・井戸・田畠・諸作物も別状ない。

#### 1771 年（虫の大量発生）(No.3、「奇妙変異記」、p 55)

1771 年 4 月 8、9 日頃から石垣島中の村々に赤蠅がどこからか発生したのか、牛馬に群れたかり、5、6 日の内に牛馬 100 頭余りが死んだ。驚いていろいろと防御につとめていたところ、同 20 日から連日大雨が降ったので、ようやく赤蠅はいなくなり、変異の害を凌いだ。

#### 1771 年（地震）(No.64、「奇妙変異記」、p 55)

1771 年 7 月 19 日から 8 月 5、6 日頃まで、仲間・南風見の両村で東海で雷鳴のような音が昼夜に八、九度も鳴って地震が起こった。これは何か変わったことが起こる前兆かと騒いでいたが、仲間村のその内の宿道の真ん中に一尺程水が地面に穴をあけ、泉のように湧き出した。また同村の前の瀉にも二尺程穴をあけ、水が湧き出している。

#### 1772 年（疫病）(No.65「奇妙変異記」、p 56)

1772 年 6 月初め頃から流行病が白保村から始まり、冬から春にかけて一家で一人が病気になるれば、家族中にうつり、それから村中に感染し、二、三か月も五、六か月も病床に伏す者もいる。このように村々に幾度も感染して広がり、夏秋には小康状態になり、また冬春に流行った。今年の夏までやまず、死人も多く出て、なんとも理解できない不思議な風気である。

#### 1771 年（津波被害情報）(No.67「奇妙変異記」、p 56)

蔵元より南方 1 里 34 町余の沖のアワサ干瀬という干瀬に、長さ 6 間余り、横 2 間余り、高さ 2 丈程の石がある。ただし、この石は俗にフコラオリ石と呼ばれ、元々は平得村管轄の浦の糸数という浜にあったが、大津波に引き流され、浜より干瀬までの長い距離を深みにも沈まず、ここに引き出され置かれたという。珍しいことである。

1771年（津波被害情報）（No.68「奇妙変異記」、p57）

大浜村より東方6町58間、大浜津口の北端24間角程の石がある。同村より北方4町48間のトフリヤという所にも同じくらいの石がある。ただし、この二つの石はともに俗に高コルセ石と呼ばれ、元々コルセ御嶽のなかに一所に並んでいたのが、大津波によってそれぞれ二か所に引き流された。

## 『大波寄揚候次第』

### 【解説】

『大波寄揚候次第』は、1771年に起きた八重山のいわゆる「明和の大津波」の関連文書で、津波の前後の状況において、八重山が王府に行政指導を仰いだ文書を集めたものである。

同じく、関連文書として『大波之時各村之形行書』もあるが、こちらは、津波の被害状況を八重山から王府に伝えた公式の報告書と考えられている。

今回使用したのは、『石垣市史叢書 12 大波之時各村之形行書 大波寄揚候次第』（石垣市総務部市史編集室編 石垣市 1998）に所収されているもので、こちらは豊川家に所蔵されているものを底本としている。（）内のNo.、ページは『石垣市史叢書 12』のものである。

---

### 1771年4月5日の報告（津波被害情報）（No.1、p61）

○八重山に3月10日、午前8時ごろに地震があり、次いで東南方より大津波が寄せあがり、計十四カ村の人家が引き流され、溺死者がでた。

○蔵元、在番所、桃林寺、権現宮、美崎御嶽、医者仮屋、所遣蔵がすべて引き流され、跡形もなくなった。また、在番の金城親雲上、頭の宮良親雲上、石垣親雲上以下、諸役人、住民を合わせて9429人が命を落とした。体に傷を負ってようやく海に漂っているものもあり、半死半生のものも多くでた。役人たちに救助させて、命は助かった。

○桃林寺の愚門長老と同宿の二人、詰医者の富盛宗庵は、助かった。

○御高札・万御条目・諸帳簿・手形が流失したので、すぐに手配して探させたところ、御高札は海外に寄せあがっていた。

○石垣四カ村、真栄里・大浜・宮良・白保・桃里村・伊原間村・安良村・黒島村・新城村の合計十四カ村は、大津波によって、人家、人民、田畠、川の橋、杣山の土手、海岸の土手が壊され、農耕ができないほどに、泥土が洗いながされている。

○村々の田畑の作物や、唐芋畑に被害があり、牛馬や用船が流された。

### 1771年4月5日の報告（津波被害情報）（No.5、p65）

八重山の惣横目の波照間筑登之親雲上と黒島筑登之親雲上の二人は、大津波で死去した。当分は古見首里大屋子と、前の与人名蔵仁屋が臨時で務める。

### 1771年4月5日の報告（津波被害情報）（No.6、p66）

異国方の御条目や諸書付、諸絵図は大津波で流失した。



**1771年4月5日の報告（津波被害情報）(No.7、p 66)**

御用布は、御手形が届き、すぐに村々に賦課して調べさせ、干していたが、大津波により流失した。すぐに潜りとらせたが、干瀬などにひっかかり御用には使用できなくなった。また、諸帳、御手形やご注文の模様の本もなくなり、御用の量も分からず、支障が出ている。

**1771年4月5日の報告（津波被害情報）(No.9、p 68)**

以下の船は大津波により、破損、浸水したものである。

○十二反帆船の船主泊村具志堅筑登之、船頭同村知念の船が、新米を運送するために美崎泊に停泊していたが、大津波で破損し、水夫13人は生き残り、7人は溺死した。

○七反帆船の船主西村比嘉子、船頭同村宮里の船は、2月25日に川平へまわり、上納米を積み込んで、順風を待っていたところで浸水し、水夫11人は生き残り、1人は溺死した。

○六反帆船の船主泊村島袋筑登之親雲上、船頭同村知念の船は、2月24日上納米を積み込み、石垣泊に停泊していたところで破損し、水夫8人が生き残り、2人が溺死した。

○七反帆船の船主西村比嘉筑登之親雲上、船頭同村島袋の船は、2月14日に一旦出船したが、船が破損して戻ってきていたところ、船がまた破損し、水夫1人が生き残り、11人が溺死した。

○二反帆船の船主泉崎村小橋川筑登之親雲上、船頭山城の船は、去年八重山に漂着し、美崎泊に停泊していたところ、流され、水夫5人が生き残り、2人は溺死した。

**1771年4月5日の報告（干ばつ・津波被害情報）(No.12、p 70)**

八重山は去年の冬から干ばつが続き、天水田は枯れ、畑作地も生産力が低いところは、枯れている。さらにさつまいもも干ばつのために実らず難儀をしていて、飢えた人々に貯蓄米を渡してしのいでいたところ、さらに大津波が起こり田畑の作物が枯れてしまった。よって、今度の上納は、被害の状況を考えた上で、春立船で詳細を連絡します。

**1771年5月26日の報告（津波被害情報）(No.18、p 74)**

大和に上納する産物も、命じられたとおりに用意していたが、大津波で品物・手形ともに流失してしまったので、再度手形をいただきたい。

**1771年5月26日の報告（虫害）(No.19、p 74)**

鋤をひく牛32頭、牧場の牛15頭、乗馬用の馬9頭、牧場の馬18頭。これらは八重山で4月8、9日ごろに赤蠅がたくさん発生して、牛馬につき、牛馬が弱っていくので、対処しましたが、述べた数の牛馬が死んでしまいました。4月20日から連日雨が降ったことで、赤蠅はいなくなりました。

**1771年5月26日の報告（津波被害情報）（No.21、p76）**

大津波によって流された、平得村の番所の碑板や権現宮の額板、また諸道具が宮古島に漂着したので、届けてもらった。宮古島でも同時刻に大津波が上がり、役人12人、百姓ら2000人が溺死する被害に加え、耕作地の被害や、御用布の流失が起きている。多良間島では、塩川・仲筋の両村が壊滅した。

**1771年7月の報告（干ばつ・津波被害情報・不作）（No.32、p85）**

八重山は去年の11月から今年の2月まで、干ばつが続き、乾田に稲を植えることができず、天水田も次第に枯れていった。また、粟もかれ、さつまいもも蔓が枯れてしまい、食料に困り、貯蓄米でしのいでいた。そこに大津波が起こり、真栄里村から安良村までの東海岸の村の田畑の泥土は流され、潮が上がった畑の作物は枯れてしまった。その上今年はその他の作物も不作である。

**1771年7月の報告（津波被害情報）（No.35、p88）**

○米2000石9斗5升が流失。

○（前略）住民9400人が溺死し、かつ被害のあった田畑では2丈7尺から28丈あまりの高さまで波が揚がり、作物が被害を受けた。御用の船31艘、私用の船61艘が破損した。牛馬626頭が死亡した。猪用の垣が、6700間あまり、牛馬の牧2900間あまりが壊れた。

**1772年5月2日の報告（雨・大風・虫害）（No.40、p96）**

○八重山では去年（1771）の七月以来、雨が降り続けているので、天水田にはすべて稲を植えて、粟も芽が出て草葉は良く見えるし、穂も出そろっている。

○去年の七、八月の二度大風が吹き、さつまいもが被害を受けた。また九月初めに葉に小虫がつき、実がつかなかった。十二月にも小虫が付き、つるまで食べられてしまい、食料に困った。

**1772年5月2日の報告（風）（No.43、p98）**

昨年（1771）の12月唐船が漂着した。その時の風は北向き。

**日付不祥（1772か）の報告（飢饉）（No.44、p103）**

多良間島が飢饉となっている。去年二度の大風によって、さつまいものつるも枯れ、飢米の支給も少なく、テイコの葉などを混ぜて食べていたが、毎日餓死者が四、五人は出て、すでに150人あまりがなくなっているそうである。

『八重山島年来記』

※年の次の番号は「石垣市史叢書 13 八重山島年来記」の番号

※「石垣市史叢書 13 八重山島年来記」の現代語訳文を簡潔にまとめる形で示した。

---

**1632年（植栽）291**

石垣の中道筋の改修の際、道の左右にテイク木（デイゴの木か）が植付けられた。テイク木はその後伐採されていき、雍正 12 甲寅年（1734）、在番が金武里之子親雲上の時に伐り捨てられ、長田家の前に 2 本だけになっている。

**1637年 冬（伝染病）303**

この年の冬から翌年の春まで、八重山に疱瘡が流行。

**1640年（風向）312**

御使者の船が、この年の秋に帰国されたが、順風がなく、宮古島に滞船された。

**1642年（植栽）320**

以前から八重山は木綿花を少々作っていたが、その取り扱い方と布にする方法がよくわからなかった。毛裔氏の大浜親雲上安師が慶良間島に流刑となった際、木綿花の取り扱いの道具ならびに実・花のこしらえ方、ならびに花の取り扱いを稽古して、この年帰島。島中の女たちに稽古させて木綿花〔布〕を作らせた。

**1667年（地震）385**

大地震があり、島中の所々がくずれた。

**1681年 4月（大雨）428**

大城村は、4月に大雨が降り村が水損にあったので、この年の夏に大浜村へ移った。

**1685年（風向）440**

帰唐船 2 艘が石垣津に来着し、順風を得て出帆。大唐船は無事到着されたが、小唐船は洋上で逆風にあい吹き戻され、屋良部崎で破損。

**1686年（伝染病）443**

沖縄本島中に疱瘡が流行。八重山・宮古から上国した人びとも感染したが、完治後 11 月に八重山に帰島、八重山には流行せず。宮古の船は 9 月に帰島するが、西表に漂着し、翌卯年（1687）の春に宮古に帰った。しかしながら宮古島に疱瘡が流行した。宮古島から上国した人びとの内、疱瘡で死亡した者の妻が、その衣裳箱を開け、その衣裳を着たのが理由。

**1689年7月（虫害）453**

7月に八重山中に寄サイ（バツタ）が多く出て、諸作物を喰い荒らす。

**1690年（伝染病）456**

沖縄本島は疱瘡が流行していて、上国した人びとはそれにかかった。

**1693年（植栽）463**

在番奥平親雲上（1691～93年在任）により、石垣・登野城・平得・大浜・宮良・川平・古見の各村に竹畑を開墾。

**1694年（植栽）467**

サツマイモの種子を唐から持ち帰り、翌亥年（1695）から八重山でも植える。

**1708年5月5日（大風）511**

後立の古見船が5月5日の大風により吹き流され、行方不明。

**1708年 冬～（伝染病）512**

沖縄本島で麻疹が流行。上国した人々の帰国後、八重山で冬から翌丑年（1709）の夏に麻疹が流行。

**1709年（飢饉）517**

沖縄本島で大飢饉。餓死者多数。

**1710年（飢饉）520**

尚益王様のご即位による代替りの誓神水の御使い、沖縄本島の大飢饉のための救援米の確保、また八重山の諸事を検分するために、奥武親雲上が正月3日に下島、同年5月に帰国。

**1711年（植栽）525**

主取3人、目差1人、若文子9人を任命し、多くの田畑を開墾。

**1711年（植栽）526**

特産物の上納のため、頭1人、首里大屋子と与人の内から主取を3人、目差1人、若文子9人を任命して、多くの田畑を開墾。

**1713年（植栽）535**

川堂（カードー）に玖（スギ）畑を開墾。

**1714年（大波）11月12日 539**

11月12日に黒島村迎里に大波が揚がり、屋敷囲いなどを打ち破り、2歳になる子ども1人が溺死。

**1714年（風向・伝染病）540**

大浜船が、10月1日に慶良間島を出帆、八重山を乗り過して10月3日に与那国島の東美崎の南に滞留、風波がたいへん強く吹き流され、10月19日に中国の広東省の内、新村に漂着。翌未年（1715）の夏に八重山に帰島も、乗組員の内疱瘡を患った者がいて次の申年（1716）の春に八重山に帰島。

**1716年（植栽）550**

川道（カードー）に玖（スギ）を植え付け。

**1720年（植栽）566**

毛裔氏の石垣親雲上が茶の種子を持ち帰り、歳山（フファザン）に初めて仕立てる。

**1722年（飢饉）573**

飢饉になり、八重山ではアテン（アダンか）を食べて命をつなぐ。

**1725年4月（虫害）585**

4月に八重山中に寄サイ（バッタ）が発生。老若男女総出で駆除。

**1725年（風向）586**

後立船に黒島首里大屋子・平得与人・保里目差・大阿母が乗船し、7月7日に川平から出帆したが、高風で久米島あたりから吹き流されて唐に漂着。翌午年（1726）の夏、帰唐船とともに沖縄本島へ向かうが、高風で大和に漂着。その年の冬、楢船で沖縄本島へ下り、12月に地船で八重山に帰島。この時、大阿母は拝領物を賜った。

**1727年（伝染病）595**

沖縄本島で疱瘡が流行。先立船の乗組人の与人以下は疱瘡を患い、後立船の大浜親雲上が乗った船の乗組人は奥武山に留まって疱瘡をしのぎ、翌申年（1728）3月3日に帰島。

**1730年（伝染病）615**

沖縄本島にはしかが流行。

#### 1731年（伝染病）621

石垣親雲上の乗った船が八重山へ帰る際、慶良間の渡嘉敷泊の外で吹き流され、台湾に漂着。翌子年（1732）の春、中国の福建省に送られ、7月7日に唐船を拝借し帰唐船とともに那覇に入港。乗組人が疱瘡を患っているのが奥武山に留まり、病気が回復したので8月に那覇に出て、地船で1月に八重山に帰島。

#### 1731年（風）622

久米島の在番親泊親雲上が、久米島から沖縄本島へ帰る時、逆風に逢い川平に漂着したので、石垣に回航。翌子年（1732）の夏、竹富村のおたなを案内者として上国。

#### 1732年（植栽）624

山田平等（サンダビラ）に畝（スギ）を仕立てた。

#### 1732年（植栽）633

黒島村は、人口が増加し、耕地は狭く食糧不足が続いていた。川平の内、野底というところへ船で行き来して畑作し、生活が苦勞しているのが、400人ほどを分けて野底に村建てを願い出て、野底村と称して与人1人、目差1人を新たに配置した。

#### 1732年（植栽）634

桃里は、特に耕地が良く、石垣・登野城・平得・宮良・白保の五カ村の百姓らが行き来して畑作をしている。しかし4里半の距離を行き来するので手間がかかり困っているのが、石垣島の諸村から700～800人ほど寄百姓を仰せ付けられたいと願い出て、村建てをし桃里村と称して与人・目差を新たに置いた。

#### 1732年（植栽）635

ヨチン（ユチン）というところは、耕地も広く畑作に良いところである。小浜村の召姓が4、5里あるところを船で行き来して畑作し苦勞しているのが、近くの離島の村々から600～700人ほど寄百姓して村を建てることを仰せ付けられたいと願い出た。ヨチンには良い港があるので、高那村と称して与人・目差を新たに配置した。

#### 1735年（大雨）663

沖縄本島で7月に大雨が降り、北谷田圃に水損があった。

#### 1737年（風）680

与那国島の飛脚の若文子石垣仁屋の乗った船が、与那国島へ帰る時、久米島に漂着。それ

から八重山へ向かい、宮古島に到着したが、夏になり、下りの風がないので、那覇へ上着し、1月に八重山に帰島。

#### 1738年（伝染病）689

後立船が八重山へ帰る際、唐へ漂着。翌末年（1739）那覇に到着し、同年の冬に八重山に帰島。疱瘡が流行していたが、毛裔氏石垣親雲上は感染すると知っていたので、しのげた。

#### 1738年（大風）691

慶賀帰唐船が崎枝の沖に来たので、川平に回船していた処、9月14日の大風に吹き倒されたので、いろいろなからくりで引き起こし修理し、その船で帰国された。

#### 1738年（大風）692

飛船楳立船で、名蔵与人と玻座真目差が上国する際、多良間島に停泊したところ、大風があり破損。船筑と水夫の4人が死亡。その島に上国する船がないので、差し回すとのこと。

#### 1739年（大風）696

先述の飛船が多良間島で停泊した時大風が吹き、その飛船が心配で、若文子石垣仁屋を飛船で行かせたところ、考えていたとおり破船しており、すぐ石垣仁屋の乗っていた船を渡し、石垣仁屋は水納島の5反帆船を借りて八重山に帰島。

#### 1739年（風）700

仲立船に波照間首里大屋子・黒島目差、後立船に石垣与人・川平目差が乗り、宮古島まで行ったが風が順風ではなく八重山に帰り越年。仲立船は弱っていたので解体。

#### 1745年（灌漑）730

平田（ピィサダ）に水塘（溜池）を作る。主取は桃原与人。

#### 1747年（火災）745

杣山仕立松焼失について、惣主取の頭大浜親雲上、名蔵与人、若文子の黒島仁屋、同じく登野城仁屋、新城与人、杣山筆者の石垣仁屋・波照間仁屋・石垣仁屋は、諸村を巡回して焼け跡を見て確かめて取りまとめ、御国元に報告した。

#### 1748年（火災）750

焼失した松について、糾明を仰せ付けられた。杣山仕立松を焼失した時の、在番はじめとした役人たち、また焼失した跡を見て確かめ王府へ報告した惣主取と役人たち、諸村の役人・杣山筆者・作当・百姓ら・山当は、多くは退役し、または流刑に処せられた。また名

蔵は先年、名蔵川の河川整備の件で、在番・頭・杣山主取が退役。

#### 1748年（大風）752

仲立船で桃原与人首里大屋子足名蔵目差が上国した際、宮古島で大風にあい破損。解体した船材で10反帆船を作るが、また大風にあう。名蔵目差は5反帆船に飛船で八重山に戻り、これらの乗組人が帰島するために楢立船2艘で若文子古見仁屋を宮古島に派遣し、翌年正月に八重山に帰島。

#### 1748年（火災）756

頭の大浜親雲上、その子古見首里大屋子、大目差は松焼失に関係したので、牢込になる。他の関係者は、所々に格護勤番となる。

#### 1752年（火災）789

仲立の西表船を川平へ回した際、石垣崎の沖で停泊していたところ、夜の1時頃船火事が起きた。乗組人はようやく伝馬船で無事に生きて揚がり、船は北の方へ焼け流れた。御物の穀物や荷物はなかった。交代の在番たちは馬艦船数艘で帰島。

#### 1753年（大風）793

与那国島の上納米の運搬で、若文子和宇慶仁屋が与那国船で与那国島に渡り、津口で停留。迎船で与那国目差と水夫7人が漕ぎ出て、本船に乗ったところ、まもなく大風が吹き出し、風に流されて沖縄本島に漂着。1月に石垣に帰島、翌戊年（1754）の春、与那国島へ行く。

#### 1755年（伝染病）803

仲立の石垣船が八重山に帰る際、波照間島の南方壱里ほどの沖に滞留し、船で祝っているうちに夜中にいかりを引いてしまい、次の日には島影も見えず、どうしようもなく風の吹くままに唐に漂着した。疱瘡が発生し、西表首里大屋子ら10人余りが死亡。

#### 1760年（植栽）818

杣山に仕立てた諸木の敷地、実際の現地本数の現状を調べて、枯れているもの、または枯れそうなのを外書でまとめた帳簿を調べておいたので、それ以来、枯れたための差し障りもなく、杣山の取り締まりの仕事が容易になる。

#### 1760年（植栽）820

在番筆者長堂里之子親雲上ならびに役人らが、石垣島の耕作状況の検分のため巡回。在番筆者が巡回するのは、これから始まる。



**1769年（大波）847**

交代の在番金城親雲上は仲立の古見船で9月に下島。次の卯年（1771）3月1日の大波に流された死骸を取りあげて葬る。

**1770年（大波）850**

交代の在番筆者真栄田筑登之親雲上・翁長筑登之親雲上が春に下島。真栄田は次の辰年（1772）の夏に帰国。翁長は翌卯年（1771）の大波の報告のため飛船で上国したが、まもなく死去。

**1771年3月10日（大波）854**

3月10日辛亥、朝はくもり、風は北の方角、静かであったが、五ツ時分（午前八時ごろ）に地震があり、すぐ干瀬に波がぶつかる音のように激しく鳴って、まもなく東から大津波が揚がった。在番金城親雲上・頭宮良親雲上・頭石垣親雲上・惣横目波照間筑登之親雲上・黒島筑登之親雲上・波照間首里大屋子・黒島首里大屋子・石垣与人・登野城与人・大浜与人・宮良与人・真謝与人・伊原間与人・名蔵与人・崎枝与人・大目差・大筆者・脇筆者・新川目差・登野城目差・伊原間目差・真栄里目差・大浜目差・真謝目差・宮良目差・名蔵目差・崎枝目差・黒島目差・崎山目差、耕作筆者20人、杣山筆者20人、若文子11人、仮若文子9人、惣横目筆者1人、惣横目仮筆者1人、合計88人。奉公人・百姓を合わせて9400人余りが溺死。また新川・石垣・登野城・大川・平得・真栄里・大浜・宮良・白保・伊原間・安良・桃里の内、仲与銘・黒島・新城の合計十四カ村が引き流され、田畑もだいぶ引き崩された。これらの村々に貯蔵していた上納米、または蔵入りの穀物や御用布・御用物も流失。8反帆船1艘、村々の6反帆船12艘、5反帆船4艘、4反帆船艘、3反帆船1艘、石垣で新しく造った地船1艘、馬艦船3艘の合計35艘が流失。牛馬は626頭が流失。八重山中の残った船は忙しくなり、まったく困惑し、言語道断の状態となった。もともと、男女1万8607人、牛馬2083頭が生き残った。

**1771年11月（虫害）867**

諸村ともに11月から小虫がことごとく発生し、イモの葉を食い尽くした。そのため実が出来ず食料が続かず、飢饉米などでようやく助命。

**1772年（大波）875**

大津波により、近年は地船1艘を減らしたいと申請した。春立の石垣船で石垣親雲上・大川与人・脇筆者・登野城目差が、後立の古見船で波照間首里大屋子・桴海与人・桃原目差・惣横目西表親雲上・惣横目筆者宮良仁屋が上国したが、後立の船は大和の平島に漂着し、同年1月に那覇に到着。すぐに大風が起こる。

#### 1774年（大風・虫害・飢饉・伝染病）881

八重山は、去年数度の大風で諸作物が吹き損じられ、特にサツマイモに小虫がことごとく発生、9、10月ごろから諸村ともにまれなる大飢饉となり、疫癘という病気が流行、村々で餓死する人が多数。病人も絶えず島中が困っていたが、翌未年（1775）3月ごろには流行病も次第にとまり、麦も中位にでき、助命。

#### 1775年（伝染病）884

春立地船で、石垣親雲上・野底与人・大筆者・真謝目差が6月10日に石垣を出帆し、7月11日にヨチン（ユチン）津より出帆。同日平久保干瀬に乗り上げ破船。乗組人は無事だった。御初物・御用布は取り揚げて拵え直し、馬艦船で上国し、閏1月に八重山に帰島。さらにこの年の冬、沖縄で疱瘡がはやったと聞き、川平村の杣山筆者大田仁屋は、先年疱瘡が済んでいるので、春立船で上国し、翌申年2月21日に御注文を受けて帰島。ただし、疱瘡は申請船が登っている間には鹿児島はまだ済んでいないとのことは承知した。

#### 1775年（風）885

洞園長老が4月に下島。交代の詰医者仲村渠筑登之親雲上と宿詰稽古の若文字真栄田仁屋は、4月に慶良間を出帆したところ逆風にあい、帆柱を2本とも伐り捨て、帆もなく、風のままに流され、86日間海上にあって奥州に漂着した。3日目に船は破損した。それから江戸に送り届けられ、さらに鹿児島に送り届けられて、大和船に乗って12月に那覇に到着した。翌申年（1776）2月28日に2人とも八重山下島された。ただし真栄田仁屋は、その船の3か国への届方が良かったご褒美として、ただちに筑登之座敷の位階をちょうだいした。仲村渠筑登之親雲上は、酉年（1777）に帰るはずであったが、不幸があつて1年間延長して、戌年（1778）に交代するよう仰せられた。

#### 1775年（大波）887

石垣四カ村は、去る卯年（1771）3月に大津波が寄せ揚がり、蔵元をはじめ人家も多く引き流されたので、文嶺（ブンニ）というところへ村の敷地を替えることを仰せ付けられたいと願い出て、そのとおり仰せ付けられた。しかし翌年には諸役人の見立てとは違い、二カ村は元の村敷に居住させ、二カ村は百姓が疲弊しないようにだんだん文嶺へ引越し、蔵元ならびに諸役所も便宜を考えて両所に分けて、均等に住ませるように仰せ付けられた。しかしこの時、またまた申し出るには、文嶺は土地は良く諸作物もそれなりにでき、ことに村に近いところで、行き来するのにも都合が良いが、村を建てるには用水が不自由である。四カ村の田畑も多くは遠いところにあり、稲や粟を刈り取って小舟で石垣泊まで積んできて、それから文嶺へ持ってくるのは、人夫の損失になる。また御用布は、浜に小屋を造り、女どもがそこに詰めて潮晒しするので、村が遠くなつては都合が悪い。さらに石垣島ならびに諸離島の百姓たちがいろいろな公事で行き来するのに手間どり、現在困窮して

いる百姓が村を引越すのに、不相応な出費をしては、きわめて衰微するはずで、引越さないという。四カ村の百姓が混乱しているので、桃林寺住持・詰医者、諸役人以下役について人びとに見立書を提出させ、四カ村の無役の土族の青年ならびに百姓の主だった人びとを呼び出して投票させたところ、23人は土地の高いところに村を建て、永遠に安心して住みたいといい、567人は元の村敷に住みたいと申し出たので、在番と頭がその趣旨を申し出た。この度、八重山で在番・在番筆者を勤めた者にくわしく尋ねると、元の村敷に居住させる方に同意すると申し出ているので、なおまた御物奉行申口に吟味させたところ、文嶺は右のとおりいろいろ不自由で、永く村建てするのは難しい。そのうえ、石垣泊は重要な津口で、諸役所などが離れてはいろいろ差し支えることもあるはずなので、元の村敷に居住するように申し出があったので、そのとおり仰せ付けられた。

#### 1775年（大波）888

美崎御嶽には由緒がある。上納物を積んだ船が上り下りする際、大阿母が出て立願を勤めてきた。しかし大津波に引き流され、文峰（ブンニ）の内、ヨナマタ（ユナマタ）というところに建立したが、今、古い規式とかわるのは良くないので、元の敷地に建立するように仰せ付けられたいと、「由来記」を添えて趣旨を申し出た。さらにまた吟味させたところ、申し出のとおり元の敷地に建立するように仰せ付けられた。

#### 1785年（不作）890

富崎村は竹富村から550人余りを寄百姓して村を建てたが、やせ地で諸作物も不出来で、年々の上納米も未納し、すでに980石余りになって困窮している。桃里村の属地、盛山というところは土地も広く、耕地も用水も良いので、村の敷地を替え、村名ならびに与人・目差も盛山と称し、富崎は竹富村へ属地させるように仰せ付けられたいと願い出て、そのとおり仰せ付けられた。

#### 1788年（大波）892

安良村は大津波の時、人びとが引き流され、残りは少なくなったので、平久保村から50人を寄百姓した。しかし、疫病・飢饉の時おおかた死亡し、わずかに6人だけが残っている。諸船が漂着などした時は、この人数では処理するのに不十分で、特に気づかわれるので、川平・野底の二カ村から男女25人ずつ寄百姓したいと願い上げ、そのとおり仰せ付けられた。

## 『富川親方八重山島規模帳』

### 【解説】

『富川親方八重山島蔵元公事帳』（とみかわうえーかた やえやまじま きもちょう）は、1875年に首里から八重山に布達されたものである。1873年に首里から八重山に派遣された富川親方盛奎らの一行が、八重山の実情を調べ、改善点などをまとめている。本史料以外に『八重山島蔵元公事帳』などがあり、王府の八重山行政への関与の方法が見て取れる。同時に、この時代の八重山の様子をよく理解するために必要不可欠な史料である。

なお今回使用したのは、『石垣市史叢書 14 富川親方八重山島規模帳』（石垣市総務部市史編集室 石垣市 2004）に所収されている「富川親方八重山島規模帳」である。（ ）内のNo.、ページは『石垣市史叢書 14』のものである。

---

### 1875年（風雨対策）（No.64、p 30）

諸馬艦船が停泊しているときに、天候が疑わしくなったら、在番・頭など役人がでかけ、積荷の三分の一、もしくは半分を下ろし、帆柱は倒しておき、船の保護をしっかりと指示しなさい。また船の者たちは、荷物を下ろすのを嫌がり、大風になって損失が起きることがあるので、指示に背いて事故が起きたら、罰を与えるという証文を事前にとっておき、取り締まるべきである。

### 1875年（風波対策）（No.67、p 30）

石垣の港は荒場で、風波が荒れているときには、難破がある。御米漕船などは、多くの縄具をそろえていないことから、難破するので、しゅろや黒次、砂仁から縄を作り、蔵元に保管して貸し出すようにしなさい。

### 1875年（風雨・鼠被害）（No.87、p 38）

上納米と貯蓄米は、蔵に入れて保管するが、それでは風雨の時に調べにくい。またネズミによる被害も多く、よくないので、以前から蔵に蓄えず、「せいら」で保管するようと言い渡しているので、そのとおりにしなさい。

### 1785年（潮害対策）（No.122、p 52）

潮垣は、耕作地の保護だけではなく、風水にも関わる大切なことなので、仕立方をしっかりとしなければならぬ。開墾したり、切ったり、ないところは、風水の支障になり、またわずかな風波でも作物が被害を受けるので、あだんなど相応の樹木を植えつけ、役人が見回り、盛生させなさい。

**1875年（凶年対策）**（No.133、p 54）

そてつは凶年の対策として大事なもので、また離島の小島では特に植えつけをしっかりとしなければならぬ。毎年、一家で20本ずつ植えつけさせ、凶年の食料も困らないようにしなさい。

『目差役被仰付候以来日記』

【解説】

『目差役被仰付候以来日記』は、八重山の役人である松茂氏の當貴なる人物が記した、1876年8月に石垣島の桃里村の目差役に任じられて以来、1878年10月に至るまでの日記である。農村での役人の動向を知ることができ、また同時に農民生活の一部もかいまみることができる史料である。

今回使用したのは、『石垣市史叢書 15 目差役被仰付候以来日記』（石垣市総務部市史編集課編 石垣市 2006）に所収されている『目差役被仰付候以来日記』であり、これは崎原家（南嶋民俗資料館）所蔵のものを底本としている。（ ）内のNo.、ページは『石垣市史叢書 15』のものである。

---

1877年3月25日（虫害？）（No.66、p 28）

桃里・盛山の両村で、芋かづらに「くわく」がつき、これを駆除するために物忌みがしたいと、百姓らから申し出があったので、先例の通りに、それを済ませた。

1877年3月27日（雨）（No.68、p 29）

未明に出発するつもりだったが、雨が降ってきたので、出かけられず、昼間に晴れたので、八ツ頭（午後二時）に出発し、七ツ頭（午後四時）に村についた。

1877年6月17日（大風）（No.95、p 37）

桃里村の百姓たちに上納米を囲うように申しつけたところ、今年は二、三度大風があったので、作物はことごとく吹き損じている。世の中すべてがそうで、借入もできないので、どうか作位次第で三分の二、または半分、三分の一まで分取でもって上納できるように取り計らってほしい、と申し出があった。

1877年10月27日～30日（雨）（No.139、p 57）

雨が降ったので、百姓には模合田の手入れをさせた。また28日から30日まで同様に雨が降ったが、各村で自分の田を手入れさせた。

1877年11月1日（雨）（No.140、p 57）

昼間に雨が降ったので、村の出口の橋と道、また奥間や前の道を普請させた。

1877年11月2日～3日（雨）（No.141、p 57）

雨が降ったので、百姓と居住奉公人には、村の東の抱護林の仕立て用の小松を探させた。3

日も雨だったので、幸本御嶽の真ん中の道や、内盛や前の道を普請させ、また抱護松と相応の樹木を植えつけた。

**1878年2月12日（大雨）（No.186、p64）**

粟畑の拵えをしようとしたが、夜に大雨が降ったためできなくなった。

**1878年2月13日（雨）（No.189、p65）**

小雨が降ってきて、畑を拵えることができないので、模合の藍畑の草取りと植え次ぎをさせた。昼あとから、大雨が降った。

**1878年2月14日（雨）（No.190、p65）**

雨が降り続けているので、百姓には各家で植えつけ用のしゅろの苗などを求めさせた。

**1878年6月30日（嵐）（No.241、p81）**

嵐が吹き、雨が降り続き、作業ができなかったので、百姓は番所の囲い米の柵の結びをしっかりとやらせて、家での仕事をさせたいと世持人がいつてきたので、そのとおりにした。

**1878年6月30日（嵐）（No.242、p81）**

夕暮から子丑の間（北と北北東の間）、夜の二更（九時から十一時）には午未の間（南と南南西の間）から、嵐が強く吹いていた。四更（午前一時から三時）には、しだいに止まった。

**1878年7月2日（雨）（No.247、p82）**

雨が降ったので、盛山村の後の水道を通す仕事をさせた。

### 3 「多良間往復文書控」

【解説】『多良間往復文書控』は多良間村に伝承される古文書で（村立ふれあい民俗学習館所蔵）、近世末期から近代初期にまたがる行政文書の下書きもしくは控え（あるいはその写し）である。『多良間村史』第2巻（1986年、多良間村）に全3冊が収録されており、同書所載の解説を含めご参照いただきたい。収録文書の主体をなすのは行政機関間の往復文書（参遣状、問合書）であり、その中から気象および農業に関する記事を抽出し、年月日順に整理した。農業関係（具体的には農作物の生育・収穫など）およびこれに関係する農耕祭祀儀礼の記事を拾ったのは、農業気象を検討する際の参考に供するためである。本史料は類例の少ないユニークなものであり、その可能性を提示するために気象情報の一つとして作成した。

なお、原文との照合の便を考慮して、『村史』掲載の文書通し番号を注記している。例えば「一・21」と表記する場合は『多良間往復文書文控』一所収の21番文書の意味である。

1832年3月6日（詰役人より蔵元への報告）一・21

多良間の粟の生育は良好。大麦・小麦は「中作」程度、今月中旬より収穫予定。

1832年4月2日（詰役人より蔵元への報告）一・63

多良間の飯料は芋。大麦・小麦は「中作」程度、収穫後に「夏植いも」を植える予定。9月蒔きの新粟は5月15日に、「後蒔」は5月20日頃からそれぞれ収穫の予定。唐黍・木綿花の生育は良好。

1832年4月15日（詰役人より蔵元への報告）一・72

多良間の飯料は芋。大麦・小麦の収穫を終え、「夏植えの芋」の耕地を拵える。新粟は来月中旬頃より収穫予定。唐黍・木綿花の生育は良好。

1832年5月13日（詰役人より蔵元への報告）一・90

多良間の飯料は芋。新粟は今月20日より収穫予定。多良間はしばらく雨が降らなかったため、先月25～29日までの間に3日間、「雨乞い」をした。そのせいで今月1日より雨が降り、その後もしばしば降り続いたので、「夏植えの芋」を植え、「苗蒔き」をした。

1832年5月25日（詰役人より蔵元への報告）一・92

多良間の飯料は芋。唐黍は「中作」、部分的に収穫を始める。唐木綿花の生育は良好。

1832年6月5日（詰役人より蔵元への報告）一・98

多良間の飯料は芋に唐黍を混ぜたもの。

1836年7月18日（詰役人より蔵元への報告）一・115

多良間はしばしば降雨のため、「夏いも」の生育も良く飯料に余裕あり。木綿花の生育は良好で「もり取」に入る。唐黍の生育は「中作」。「豆かづら」の成育は良好。「粟かづら」の収穫を終え、「冬いも」の耕地を拵える。

1844年8月26日（詰役人より蔵元への報告）一・132

多良間は今月19～20日まで「大風」で、「いもかづら」「大豆かづら」に被害は無かった。小豆の生育は「中作」、三分の二の収穫は終えたが、残りは「大風」で全滅。

1849年3月28日（詰役人より蔵元への報告）二・11

多良間の飯料は「はんすいも」。粟の生育は良好。木綿花の草払い、胡摩の撒き入れはすでに終了。



**1849年4月28日**（詰役人より蔵元への報告）二・15

多良間の飯料は「はんすいも」。粟の「先蒔」分は収穫に着手中。「麦から」の払方はすでに終了。唐黍の生育は良好。「夏いも」の植え付け、木綿花の草払いは目下取り組み中。胡麻・大豆・小豆の生育は良好。

**1854年3月**（詰役人より蔵元への報告）二・122

多良間の飯料は芋。先蒔きの粟は除草を終え生育良好。後蒔きの粟は最初の除草を行ったが、「虫」が付いており被害が拡大しないか心配している。大麦・小麦は前々より雨が降り続いたせいか「下作」、小麦は収穫を終了、大麦は収穫に取り掛かっている。胡麻の蒔き入れを開始、木綿花の蒔き入れは終了。

**1854年4月**（詰役人より蔵元への報告）二・135

多良間の飯料は「はんすいも」。先蒔きの粟は実の付きが良く、場所により収穫を始める。後蒔きの粟は先に報告の通り「虫」が付き枯れたところもある。しかし、虫害は止んでおり、枯れなかった分の生育は良好。大麦は先の報告通りにきわめて「下作」だが、すでに収穫を終える。胡麻は蒔き入れが済み、生育は良好。去年の納入不足の補い用として蒔き入れた胡麻は除草も終わり、生育良好なので来月末頃には収穫の見込み。

**1854年9月**（詰役人より蔵元への報告）二・31

多良間の飯料は芋。6月30日の八ツ時分から夜の七ツ時分まで、風が丑寅または亥子の間から吹き、雨混じりの「嵐」となる。また、先月21日の七ツ時分から翌日五ツ時分まで、風が亥子または申酉の間から吹き、雨混じりの「嵐」となる。この両度の「嵐」により胡麻・木綿花が被害に遭い、胡麻は「下作」、木綿花は「中作」のレベル。小豆の作柄は良好で収穫中であったが、「嵐」の被害に遭うも島用の分のみは不足なく収穫を終える。芋・「大豆かづら」も被害に遭ったが、大きな被害には至らなかった。

**1862年3月26日**（詰役人より蔵元への報告）二・58

多良間の飯料は芋。粟は例年通り蒔き入れ除草作業を行っていたが、「旱」が続いたためか生育不良。小麦は「中作」で、すでに収穫済み。大麦は「下作」だが、収穫に取り掛かっている。胡麻・木綿花の蒔き入れ作業を始めている。「夏いも」の耕地拵えを始めている。

**1862年4月15日**（詰役人より蔵元への報告）二・65

多良間の飯料は芋。胡麻・木綿花を例年通り蒔き入れたが、生育は良好。「麦から」の払い方はすでに終えた。「夏いも」の植え付けを行っている。

**1862年5月17日**（詰役人より蔵元への報告）二・69

多良間は今月1日の晩より2日まで、風が子丑から吹く「嵐」となる。そのため「先蒔きの粟」は未熟の時分、「後蒔き粟」は穂出しの最中に風害に遭う。さらに8日夜より9日の日中まで大雨混じりの風が吹き、多くの畠が水損に遭い、「半熟の粟」が水で引き倒されるか、折れて倒れており、収穫減の見込み。「夏いも」の植え付けは終了。

**1862年6月20日**（詰役人より蔵元への報告）二・76

多良間の飯料は芋。粟は先に報告したように不作で「世詰まり」だが、上納米の分は不足なく確保できた。

**1862年12月29日**（詰役人より蔵元への報告）二・155

多良間は「霖雨」が長々と続いたため芋の実入りが遅く、飯料が苦境に陥っているが、大豆・芋にて何とか凌いでいる。10月蒔きの粟は生育良好で、除草も順調。11月蒔き入れの粟およ

び大豆は「つんなん」が食い尽くしたため、5、6度にわたり蒔き入れ直したが、芽が出ないところもあり困っている。小麦・大麦は雨が続いたせいで「下作」の模様。

1883年(明治16) 三・1、3、5、7、9、11、17、19、21、23、25、27、29、32、34、36、42、45、47、51、53、55、57、59、63、64、69、74、76、78、84、88

- 1月18日 曇天。風は子の方。時々小雨が降る。  
1月19日 曇天。風は子の方。時々小雨が降る。  
1月20日 曇。風は子から丑の間。  
1月21日 晴天。風は寅から卯の間。  
1月22日 晴天。風は巳から午の間。夜の九ツ時分より風は子の方になり、雨が降る。  
1月23日 晴天。風は丑から寅の間。  
1月24日 曇天。風は午の方。入相時分より雨が降り、風は子の方に。  
1月25日 曇天。風は子から丑の間。  
1月26日 曇天。風は寅の方。  
1月27日 曇天。風は寅の方。時々小雨が降る。  
1月28日 曇天。風は子から丑の間。  
1月29日 曇天。風は子から丑の間。  
2月1日 曇天。風は寅から卯の間。  
2月2日 晴天。風は辰から巳の間。  
2月3日 曇天。風は子から丑の間。時々小雨が降る。  
2月4日 曇天。風は丑の方。時々小雨が降る。  
2月5日 曇天。風は寅の方。  
2月6日 曇天。風は丑から寅の間。七ツ時分より雨が降る。  
2月7日 曇天。風は亥から子の間。  
2月8日 曇天。風は子から丑の間。  
2月9日 晴天。風は寅の方。  
2月10日 晴天。風は巳から午の間。  
2月11日 曇天。風は丑から未の間。  
2月12日 晴天。風は亥から子の間。  
2月13日 晴天。風は子から丑の間。  
2月14日 晴天。風は寅の方。  
2月15日 晴天。風は寅から卯の間。  
2月16日 晴天。風は子から丑の間。  
2月17日 曇天。風は子から丑の間。九ツ時分より小雨が降る。  
2月18日 晴天。風は丑の方。  
2月19日 晴天。風は寅の方。  
2月20日 晴天。風は寅の方。  
2月21日 曇天。風は寅の方。  
2月22日 曇天。風は子の方。  
2月23日 晴天。風は子から丑の間。  
2月24日 晴天。風は卯の方。

- 2月25日 晴天。風は卯から辰の間。
- 2月26日 曇天。風は辰の方。七ツ時分より風は亥から子の間。
- 2月27日 晴天。風は丑から寅の間。
- 2月28日 晴天。風は卯から辰の間。夜の七ツ時分より風は亥から子の間。
- 2月29日 曇天。風は亥から子の間。
- 3月1日 晴天。風は子の方。
- 3月2日 晴天。風は辰から巳の間。
- 3月3日 晴天。風は辰から巳の間。
- 3月4日 曇天。風は辰の方。雨降る。夜の七ツ時分より風は子から丑の間、雨降る。
- 3月5日 晴天。風は子から丑の間。
- 3月6日 晴天。風は寅から卯の間。
- 3月7日 晴天。風は辰の間。
- 3月8日 晴天。風は巳から丑の間。四ツ後、風は亥から子の間、雨降る。
- 3月9日 曇天。風は子から丑の間。時々小雨が降る。
- 3月10日 曇天。風は丑から寅の間。
- 3月11日 晴天。風は寅の方。
- 3月12日 晴天。風は辰から巳の間。
- 3月13日 晴天。風は午の方。
- 3月14日 晴天。風は午から未の間。
- 3月15日 晴天。風は午から未の間。
- 3月16日 晴天。風は午から未の間。入相時分より風は子の方に。  
虫払いの「大下り」(ウプーリ)のため、前泊浜へ役人・住民が牛馬とともに揃い祈願を行う。泊御嶽のツカサと仲筋・塩川両村の頭が早朝に「いへ内」へ焼香、「四ツ拜」をし、干潮の時分に「虫舟」を頭兩人が持ち「港口の外へ投げ捨てる。役人どもは「いへ外」の仮屋に着座。虫送りが済んだら浜に揃う面々に茶・煙草・湯水・飯米が振舞われる。
- 3月17日 晴天。風は寅から卯の間。  
「麦之大祭」のため役人が面々を率いて担当の「嶽々」に祈願。供物は規定通り「御願料」から支出。
- 3月18日 晴天。風は巳から午の間。
- 3月19日 晴天。風は巳の方。
- 3月20日 晴天。風は巳の方。
- 3月21日 晴天。風は巳の方。
- 3月22日 晴天。風は巳の方。  
「雨乞祈願」として詰役人が面々を率いて担当の「嶽々」を祈願、また「雨枝ひや」に村々が朝晩参り祈願。供物は「御願料」から支出。
- 3月23日 晴天。風は巳から午の間。
- 3月24日 晴天。風は巳から午の間。
- 3月25日 降雨。風は寅から卯の間。
- 3月26日 晴天。風は戌から亥の間。

虫払いの「大下り」(ウプーリ)のため、前泊浜へ役人・住民が牛馬とともに揃い祈願を行う。泊御嶽のツカサと両村の「二才頭」が早朝に「いへ内」へ焼香、「四ツ拜」をし、干潮の時分に「虫舟」を両人が持ち「港口の外へ投げ捨て」る。役人どもは「いへ外」の仮屋に着座。虫送りが済んだら浜に揃う面々に茶・煙草・湯水・飯米が振舞われる。

- 3月27日 晴天。風は午の方。  
3月28日 晴天。風は子から丑の間。五ツ時分より雨が降る。  
3月29日 晴天。風は丑から寅の間。  
3月30日 晴天。風は丑から寅の間。  
4月1日 晴天。風は巳の方。  
4月2日 晴天。風は巳から午の間。  
4月3日 晴天。風は午から未の間。  
4月4日 晴天。風は午から未の間。  
4月5日 晴天。風は午から未の間。  
4月6日 晴天。風は午から未の間。  
4月7日 晴天。風は午から未の間。  
4月8日 晴天。風は午から未の間。  
4月9日 晴天。風は午から未の間。  
4月10日 晴天。風は午から未の間。入相時分より風は子の方になり小雨が降る。  
4月11日 曇天。風は子から丑の間。雨降り。  
4月12日 晴天。風は卯から辰の間。  
4月13日 晴天。風は午から未の間。  
4月14日 晴天。風は午から未の間。  
4月15日 晴天。風は午から未の間。  
4月16日 晴天。風は午から未の間。

「さひか」のため、ツカサ2名・二才頭1名・「走二才」3名・村頭1名(計7名)がそれぞれ「生物飯米」を持参して「一夜相籠り」を行う。「虫舟」を「港口の外へ「投げ捨て」るなど。詳細は『村史』三・42参照。

- 4月17日 晴天。風は午から未の間。  
4月18日 晴天。風は午から未の間。  
4月19日 晴天。風は午の方。夜の九ツ時分より風は子から丑の間になり雨が降る。  
4月20日 晴天。風は丑から寅の間。  
4月21日 晴天。風は丑から寅の間。  
4月22日 晴天。風は卯から辰の間。  
4月23日 曇天。風は辰から巳の間。八ツ時分より雨が降る。  
4月24日 曇天。風は寅の方。雨降り。  
4月25日 晴天。風は卯から辰の間。  
4月26日 晴天。風は午の方。夜の九ツ時分より風は子から丑の間になる。  
4月27日 晴天。風は丑の方。  
4月28日 晴天。風は寅の方。

- 4月29日 晴天。風は寅の方。  
5月1日 晴天。風は寅の方。  
5月2日 晴天。風は寅の方。  
5月3日 晴天。風は寅から卯の間。  
5月4日 晴天。風は寅から卯の間。  
5月5日 晴天。風は寅から卯の間。  
5月6日 晴天。風は卯から辰の間。  
5月7日 晴天。風は午の方。夜の四ツ時分より風は亥から子の間になり雨が降る。  
5月8日 晴天。風は卯から辰の間。  
5月9日 晴天。風は卯から辰の間。  
5月10日 曇天。風は巳から午の間。  
5月11日 曇天。風は巳から午の間。  
5月12日 晴天。風は午の方。  
5月13日 晴天。風は巳から午の間。  
5月14日 晴天。風は午から〔 〕の間。  
5月15日 晴天。風は午から未の間。  
5月16日 晴天。風は午から未の間。  
5月17日 晴天。風は午から未の間。  
5月18日 晴天。風は午から未の間。  
5月19日 晴天。風は午から未の間。  
5月20日 晴天。風は午から未の間。  
5月21日 晴天。風は午から未の間。  
5月22日 晴天。風は午から未の間。  
5月23日 晴天。風は午から未の間。  
5月24日 晴天。風は午から未の間。  
5月25日 晴天。風は午から未の間。  
5月26日 晴天。風は午の方。  
5月27日 晴天。風は午の方。  
5月28日 晴天。風は午の方。  
5月29日 晴天。風は午から未の間。  
6月1日 晴天。風は午から未の間。  
6月2日 晴天。風は午から未の間。  
6月3日 晴天。風は午から未の間。  
6月4日 晴天。風は午から未の間。  
6月5日 晴天。風は午から未の間。  
6月6日 晴天。風は午から未の間。  
6月7日 晴天。風は卯の方。  
「世之為御願」として役人どもが面々を率いて担当の「嶽々」に祈願。  
6月8日 晴天。風は巳から午の間。  
「さひか」祭祀を挙行。詳細は『村史』三・55参照。

- 6月9日 晴天。風は午から未の間。
- 6月10日 晴天。風は戌から亥の間。
- 6月11日 晴天。風は寅の方。八ツ後れ時分より小雨が降る。
- 6月12日 晴天。風は午から未の間。九ツ時分より小雨が降る。夜の九ツ時分より「潤雨」が降る。
- 6月13日 曇天。風は未の方。四ツ後れ時分より小雨が降る。夜の五ツ時分より雨が降る。
- 6月14日 晴天。風は未の方。
- 6月15日 曇天。風は未の方。九ツ時分より小雨が降る。
- 6月16日 曇天。風は未の方。
- 6月17日 晴天。風は午から未の間。
- 6月18日 晴天。風は辰から巳の間。
- 6月19日 晴天。風は卯から辰の間。
- 6月20日 晴天。風は寅から卯の間。
- 6月21日 晴天。風は卯から辰の間。
- 6月22日 晴天。風は辰から巳の間。
- 6月23日 晴天。風は寅の方。七ツ時分より小雨が降る。
- 6月24日 曇天。風は寅の方。
- 6月25日 晴天。風は寅の方。
- 6月26日 曇天。風は丑から寅の間。夜の五ツ時分より小雨が降る。
- 6月27日 晴天。風は子の方。
- 6月28日 晴天。風は子から丑の間。
- 6月29日 晴天。風は亥の方。
- 7月1日 曇天。風は酉の方。
- 7月2日 晴天。風は申から酉の間。
- 7月3日 晴天。風は未から申の間。
- 7月4日 晴天。風は未の方。
- 7月5日 晴天。風は未の方。夜の四ツ時分より「潤雨」が降る。  
「世之為御願」祭祀を挙る。詳細は『村史』三・69を参照。
- 7月6日 晴天。風は午から未の間。
- 7月7日 晴天。風は未の方。夜の四ツより雨が降る。
- 7月8日 晴天。風は午から未の間。
- 7月9日 晴天。風は午の方。夜の九ツ時分より小雨が降る。
- 7月10日 晴天。風は午から〔 〕の間。
- 7月11日 晴天。風は寅から卯の間。
- 7月12日 晴天。風は寅の方。
- 7月13日 晴天。風は寅の方。

## 4 系図家譜関係〔首里系・那覇泊系〕

### 凡例

1. 『那覇市史 資料篇第1巻7 家譜資料(3) 首里系』(那覇市企画部市史編集室編集・発行、1982年)、『那覇市史 資料篇第1巻8 家譜資料(4) 那覇・泊系』(那覇市企画部市史編集室編集・発行、1983年)より抽出した災害史関係記事である。ただし、データの繁雑化をさけるため、本データベースでは漂流・漂着(暴風等によるもの)に関する記事は抽出していない。
2. データベースの項目は、年代/ページ数/家譜名(家名)人名(唐名)を掲げ、災害に関する事柄を含む年の記録・覚・褒書の内容を抽出、要約して掲載した。また、要約のあとに原文を掲載した。
3. 原文中の下線は編者によるものであり、災害に関する記述の部分に引いた。
4. 原文中の/は編者によるものであり、改行を示す。
5. 災害発生の年代順にデータを配列した。

・成化年間〔1465～1487〕/首里系家譜 716 頁/毛姓家譜(座喜味家)七世盛員(毛思義)の記事

成化年間、尚真王の時、東風平間切東風平村佐久真地高13石4斗7升8合(田方10石3斗8升8合・畠方3石9升)を外祖の請地として賜る。外祖佐久真掟は始め国吉と称する真和志間切上間村住人であった。伝聞によると、板敷橋は大水が起こる度に損壊して住民は修補のため苦しんでいた。ある日国吉は橋を修理するのを見て、堤橋を築くべきであることを伝えた。〔中略〕奉行は国吉に防水基(潮切)を築かせた。その功績を褒賞するため、地頭職に任命しようとしたが、国吉はこれを固辞して佐久間地を給するよう請願し、その地と御朱印を与えられた。〔後略〕

#### 【原文】

成化年間 尚真王之時東風平間切東風平村佐久真地牛高三石四斗七升八合(田方十石三斗八升八合畠方三石九升)為外祖請地世賜之也外祖佐久真掟始称国吉也真和志間切上間村住人也伝聞云板敷橋每有大水屢損壞民常苦修之一日国吉過其橋時見修橋自言曰築堤橋若不有方難堪久保云奉行越来王子聞而問之国吉曰衝水之處流勢甚嚴如不設防水基(即潮切也蓋自此始)難保且以修築之由備告之奉行喜令国吉督工不日告竣故為褒賞其功將賜地頭職国吉固辞請佐久真地 王允其請其地并御朱印〔後略〕

・1511年〔正徳6・尚真35〕/首里系家譜 3 頁/阿姓家譜(前川家)二世守知(阿擢莘)の記事

正徳6年〔1511〕、(尚真の養父である阿姓家二世の)守知は病が重く、〔中略〕首里から故郷具志頭に帰郷することを国王に奏上したが、国王は首里にて保養するよう命じた。〔中略〕数日もしないうちに、暴雨が大いにおこり、識名砦は崩壊して往來が困難になった。国王は(葬送に備えて)法司に命じて一夜二昼にして修補して全て終えた。〔後略〕

#### 【原文】

正徳六年辛未卒守知將易贊奏曰臣病甚重辞世無日但父母之墓在於具志頭道路最遠葬事不便

願帰故郷而死王上回命卿宜在首里用心保養万有一憂則令公府營葬事卿勿以路遠為慮焉守知稽首奉命不數日暴雨大至識名缸壞崩往来甚難守知憂之王上急命法司一夜二晝修葺全竣守知卒公府全營葬事更賜御紋付德盆令備靈供且命曰後來祭礼宜用此盆〔後略〕

- ・1610年代か／首里系家譜 583 頁／麻姓家譜（田名家）六世真常（真平衡）の記事  
万曆 33 年〔1605〕、総官野国が唐土から鉢植の蕃薯（サツマイモ）を持ち渡り、（麻姓六世の）真常はその薯の栽培について習い受けた。〔中略〕真常が栽培を始めて7、8 ヶ年が経過したある年大飢饉が起きた。真常は蕃薯を国中に広めて五穀の補足とすれば国宝になるだろうと考え、これを試して栽培すること数年、葛を原野に広敷した。さらに 15 年に及び国中に広めて五穀の補いとした。〔後略〕

【原文】

万曆三十三年乙巳総官野国從唐土鉢植蕃薯帶來真常聞之乞求且問習薯之栽培野国誥曰以葛為輪圈而投地栽培当日至之時举葛堀用薯也真常如此七八箇年時年大飢饉真常念以蕃薯推充於國中如可使為五穀之補足何国宝如之於是試栽培数年而終切葛条以尺余奇広敷於原野比及十五年國中用使補足五穀是真常所致願力也以往蕃薯之凶歲設祭礼于儀間之赤平令儀間之人民使報総官野国之恩是我家業也

- ・1670 年〔康熙 9・尚貞 2〕／首里系家譜 32 頁／伊姓家譜（惣慶家）五世忠祐（伊良頭）の記事

康熙 9 年〔1670〕9 月 18 日、洪水氾濫により真玉橋が崩壊し、12 年〔1673〕9 月に島尻方の総地頭衆たちが修補奉行となる。この時、伊姓五世の忠祐は兼城間切仮総地頭に就いていたため、奉行につらなり勤務した。

【原文】

康熙九年庚戌九月十八日洪水氾濫真玉橋裂崩矣其十二年癸丑九月島尻方総地頭衆為修補奉行當此時（忠祐）兼城間切仮総地頭之故列于奉行勤焉

- ・1679 年〔康熙 18・尚貞 11〕／首里系家譜 32 頁／伊姓家譜（惣慶家）五世忠祐（伊良頭）の記事

康熙 18 年〔1679〕8 月、東風平郡山川村の西伊舎江では、霖雨の時に川の水が溢れて人馬の往来に支障があった。このため缸を造り、夏文祚安里親方賢弘・向興祖安波茶親雲上朝預が奉行となり、伊姓五世の忠祐は副奉行となった。本年〔1679〕8 月 3 日から起工し、8 月 30 日に工事の成功を告げた。

【原文】

康熙十八年己未八月東風平郡山川邑之西伊舎江霖雨之時川水漲而人馬難徒渡因是創造缸夏文祚安里親方賢弘向興祖安波茶親雲上朝預為奉行之時為副奉行自本年八月初三日起工本月三十日告成

- ・1696 年〔康熙 35・尚貞 28〕／首里系家譜 6 頁／阿姓家譜（前川家）八世守浄（阿邦卿）の記事

康熙 35 年〔1696〕2 月、日照りが酷く、穀物の実りへの影響を心配し、雨乞いをするこ



とになった。阿姓八世の守浄は法司名代として天尊堂・龍王堂へ参詣し、中途は法司と同様に列んだ。

【原文】

康熙三十五年丙子二月 炎旱酷患稼稿因為霽為法司名代詣天尊堂龍王堂也時中途如法司列也

・1696年〔康熙35・尚貞28〕／首里系家譜6～7頁／阿姓家譜（前川家）八世守浄（阿邦卿）の記事

康熙35年〔1696〕3月、日照りが甚だしく万民は雨が激しく降ることを願っていた。雨乞いのため知念・玉城の神社へ行幸する際に、（阿姓八世の）守浄は三司官名代として供奉した。

【原文】

康熙三十五年三月 炎旱甚患万民稼稿望雨沛然因為霽上行幸知念玉城神社此時為三司官名代供奉也

・1701年〔康熙40・尚貞33〕前後／首里系家譜264頁／向姓家譜（具志川家）九世朝季（向鳳彩）の記事

康熙40年〔1701〕、今帰仁間切は先年よりの旱災の憂いにより、人民は次第に衰えて欠貢が非常に多かった。（向姓九世の）向鳳彩は総地頭向氏今帰仁親雲上朝哲と共にこの件を議論して奏上した。公府は欠貢を許し、かつ鳳彩等に対して、次後百姓が力を竭して農業に務めるように勧め、欠貢がないようにせよと諭した。〔後略〕

【原文】

康熙四十年辛巳今帰仁間切自先年有旱災之憂以来人民漸衰欠貢甚多鳳彩与総地頭向氏今帰仁親雲上朝哲議稟此事公府尽免欠貢且諭鳳彩等曰次後能勸百姓竭力務農勿使欠貢云云〔後略〕

・1709年〔康熙48・尚貞41〕～1710年〔康熙49・尚益1〕／首里系家譜589頁／麻姓家譜（田名家）十一世真仲（麻世徳）の記事

康熙48年〔1709〕国中大飢饉により、（麻姓十一世の）真仲は明氏饒平名筑登之親雲上長昌とともに人民御救米を工面するため、銀子20貫目を帯して与論・沖永良部・徳・喜界・大島にいたる。本年〔1709〕12月27日、国頭間切奥津を開船し島々（あるいは鳥島）に至るも、同じく飢饉であるため、大島御米の内100斛を借り、長昌は其の米を宰領して帰国した。〔中略〕但し、この時〔1710年〕琉球大飢饉及び首里城の火災による焼失のため、麩府より救済として銀子200貫目を賜る。

【原文】

康熙四十八年己丑因国中大飢饉人民御救米為才覚与朋（明力）氏饒平名筑登之親雲上長昌共奉 令帶銀子二十貫目至与論沖永良部徳喜界大島本年十二月二十七日国頭間切奥津開船至島（鳥力）島雖才覚同飢饉也故大島御米之内借百斛長昌其米宰領帰国為御米事帶銀子十貫目翌年二月六日大島漸師子開船同二十三日至麩府在番馬氏与那原親方良昌仮屋守宮里八兵衛殿達此事故返米者以米錢可納旨蒙免許帶來銀子者納琉球御倉則賜帰国旨三月五日麩府

開船三十日回国／但此時因琉球大飢饉及御城回祿從覺府為御救賜銀子二百貫目其内二十貫目琉飯屋統米等宰領回国

- ・1709年〔康熙48・尚貞41〕／首里系家譜792頁／毛姓家譜（豊世嶺家）七世安周（毛温良）の記事

康熙48年〔1709〕2月15日、毛姓七世の安周は高奉行職に再任する。大飢饉にあたり百姓を救済するため、飢米を帯して島尻方に到る。食物の有無に従い飢食を分配したが、全てを助けることは出来なかった。庶民が諸方に散ること、牛馬・蔗を食べることは国の禁制であったが、飢餓に及んでいるためこれを許し、後にこの事を申告した。

【原文】

康熙四十八年己丑十一月十五日再任高奉行職于時大饑饉故為救百姓奉使帶飢米到于島尻方隨有無食物為賦飢食雖然悉不能救於是庶民諸方所散者食牛馬蔗者雖國禁計及餓我許之助而後稟明此事也

- ・1716年〔康熙55・尚敬4〕／首里系家譜18頁／阿姓家譜（照屋家）九世守周（阿天秩）の記事

阿姓九世の守周は、康熙55年〔1716〕丙申9月1日、読谷山間切にある比謝橋の水損修補のために奉行に任命された。北の橋の二座を石橋に改修し、翌年〔1717〕3月までに竣工したことを告げた。

【原文】

康熙五十五年丙申九月朔日読谷山間切比謝橋就水損修補任奉行北之橋二為疋翌年丁酉三月迄告成

- ・1724年〔雍正2・尚敬12〕／首里系家譜298頁／向姓家譜（辺土名家）十世朝薫（向受祐）の記事

向姓十世の朝薫は所轄の間切への下知が適切であるため年貢の滞りがなく、その上、凶年の貯えまで調べていた。殊勝の働きであるとして上聞に達したところ大変喜ばれ、以後なおのこと念を入れて下知すべきである、と褒書を蒙る。

【原文】

本年本月晦日恭蒙褒書原是領郡玉城間切貢租不滯及貯積米穀以因備饑歲之用故也其書如左各嚶間切之儀、下知宜敷候故、年貢無滯剩凶歲之貯方迄相調置候由、殊勝之働候、右之段達／上聞候処、御怡悦之御事候、以後猶以入念可被致下知候、仍褒美状如件〔後略〕

- ・1741年〔乾隆6・尚敬29〕／首里系家譜632頁／麻姓家譜（西原家）十一世真本（麻世忠）の記事

乾隆6年〔1741〕久志間切は疲乏を極め、麻姓十一世の真本は毛氏許田里之子親雲上盛征とともに現地へ派遣された。以前から久志間切は農業が振るわず、凶作への備えもなく、凶年に遭えば一家が離散しやすい状況にあった。本年〔1741〕9月暴風が起り、五穀は悉く被害を被り、久志ではついに疲弊がひどくなり、妻子兄弟が離散した。〔後略〕

【原文】

乾隆六年辛酉十月三十日因久志間切疲乏已極（真本）全毛氏許田里之子親雲上盛征奉 命掌督理之事原是久志間切農業不振民俗難革嘗無以防凶之備稍逢凶年則一家難保骨肉易散本年九月暴風大起五穀悉痛由是久志愈疲愈衰妻子兄弟各散就食〔後略〕

・1749年〔乾隆14・尚敬37〕（覚書・褒書は1764年のもの）／首里系家譜157頁／新参周姓家譜（金城家）新参一世和最（周成徳）の記事

新参周姓一世の和最（金城筑登之親雲上）は若い頃から農務を心がけ、功者たちに尋ね受けていた。〔中略〕16年前の巳年〔1749・乾隆14〕、凶作により飢乏している者たちに錢6千貫文余・米9石余・芋3千斤余・蘇鉄6千斤余を「寄せ替え」て、支給するなど色々と殊勝の行ないがあり、ご褒美を仰せ付けてほしいとの旨、各島持ちの面々・高奉行から申し出があった。〔中略〕風旱の災害のあるときにも飯料を確保するための仕事を手早く成し遂げた。金城は農業の功績をたてて、国土のため比類のない働きをした。これのみならず、御用銀不足の際には助勢を願い出て、また凶年には逼迫している者たちを助けるなど、色々と殊勝の心入れがあったので、優遇してご褒美を仰せ付けてくだされば、世上を励ますことになり、先々に農業に関する功績をあげる者が出てきて、国土の為になりますので、吟味して新禄を与えてほしい。〔後略〕

【原文】

乾隆二十九年甲申六月十九日恭蒙賞賜士藉（籍）其文記于左

覚写／寒水川村 金城筑登之親雲上

右者年若之比よ里農務方心掛、功者之者共尋承候処、〔中略〕且十六年成巳年凶年二付而及飢候者共、錢六千貫文余米九石余芋三千斤余蘇鉄六千斤余寄替、又ハ致見次段々殊勝之仕形有之候付、御褒美被仰付度旨各島持之面々高奉行より申出趣有之、〔中略〕風旱之災殃有之節茂飯料次口手早ク相達、畢竟金城農業功者之詮相立、国土永々之為相成無比類働候、而已ならず御用銀御差支之節御加勢奉願、且凶年二付而及当迫候者共致助力、旁以殊勝之心入候間、皮（彼）是御取持を以御褒美被仰付候ハ、世上御励相成、先々農功之者致出来、国土之為可相成候間、新禄被成下、可然旨余例ホ引比、遂吟味申出私共二茂同意存申候間、其通被仰付被下度奉存候事〔後略〕

・1768年〔乾隆33・尚穆17〕（記事の掲載年は1769年）／首里系家譜525頁／馬姓家譜（小禄家）九世良穎（馬亮功）の記事

馬姓九世の良穎は、去年〔1768〕の唐船作事の際に（唐船作事ならびに修甫奉行として）万端気をつけて指示し、例年より日数を減少させ手早く準備した。また作事中二度の大風があったが、兼ねてからその対応を命じていたので楷木の流失はなく、色々と殊勝な働きをしていた。この旨を上聞に達する。〔後略〕

【原文】

乾隆三十四年己丑六月朔日蒙褒書左記之

去年唐船作事之砌、万端気を付加下知例年より日数引入手はやく相調、且亦作事中二度大風有之候得共兼而其手組申渡置候付楷木流失無之、旁以御為相成殊勝之至候、此旨達／上聞褒美状如件〔後略〕

・1770年〔乾隆35・尚穆19〕／那覇・泊系家譜240～241頁／新参衡姓家譜（饒平名家）  
新参四世知迹（衡達勇）の記事

新参衡姓四世の知迹は乾隆35年〔1770〕2月宮古島詰医者となり、辛卯の年〔1771〕4月、宮古島に到る。多良間島は洪波（大波）による飢饉で餓死者、飢餓・疫病者が数多くいた。〔中略〕知迹は島の酋長とともに病家を巡察し、心力を尽くして治療し、また米二包・粟六包・鯉二百個を支給して、飢えて疲弊している者を救済した。

【原文】

乾隆三十五年庚寅二月朔日奉命宮古島詰医者辛卯之年三月二十八日那覇開船到馬齒山四月朔日彼地放洋三日到宮古島但多良間島自洪波而来飢饉洊臻餓死者飢疫者不可勝数〔中略〕即同其酋長巡察病家尽心竭力医治知迹細思雖朝夕二次看脈調治然日食不繼因病症未効知迹發米二包粟六包鯉二百個早晚二次分付各役煮粥於番所餉飢疫者著実用心調治病者漸愈〔後略〕

乾隆三十七年壬辰十一月朔日知迹因在多良間島發米粟鯉以行賑貸特蒙褒賜白布二端其書左記

覚／白木綿布 式反／知念春林

右宮古嶋詰医者被仰付在勤仕候処多良間島長々致飢饉餓病人出来候付米五斗起粟壺石五斗起鯉節二百自物差出致見次候付米鯉節者重病人共江致配分粟は惣人数江割府にて相渡飢人共補助相成候由在番頭申越有之殊勝之者御座候間為御褒美右通被成下度奉存候事以上〔後略〕

・1775年〔乾隆40・尚穆24〕／首里系家譜686頁／明姓家譜（龜谷家）七世長栄の記事  
龜谷筑登之親雲上（明姓七世長栄）は、喜屋武間切検者としての勤務年数が満了となり、この節〔1775〕に役務を交代する予定となっている。喜屋武間切は上納未進・負荷などがあつたものの、下知が適切で当年迄に皆済した。また海垣が無く、少しの嵐の時にも諸農作物の損失があるところについて、海垣として小松を植え付けさせたところ、多分のことで未だ植栽が終わっていないが、来年中に植栽が終了するとのことである。かつまた「阿し川」の川下は流れが悪く、大雨ごとに「田地の隙」となるところを広げる手段をとっている。その他にも間切中で色々と指示を申し渡している最中に（検者の）役務の交代をしては差支えがあるので、今一度、勤め越しを許可していただきたい。〔後略〕

【原文】

覚写／喜屋武間切検者 龜谷筑登之親雲上

右者勤年数筈合此節代合仕筈候処、喜屋武間切之儀此程上納未進負荷等為有之事候得共、下知方宜当年迄致皆済、且海垣然与無之少嵐之時ニ茂諸作毛損失有之、為海垣小松植付させ候処、太分之事ニ而未植取不申来年中ニ者植仕廻申筈候、且阿し川与申川尻水仕所少ク大雨毎田地之隙ニ相成候処、捌広候手段取付置候、其外間切中有付候手組段々申渡候最中代合仕候而者差支可申候間、今一詰勤越被仰付度旨百姓、頭々、さはくり中書付兩惣地頭、田地奉行次書を以申出趣有之候間、其通被仰付被下度奉存候事〔後略〕

・1777年〔乾隆42・尚穆26〕／那覇・泊系家譜688頁／容姓家譜（真栄田家）八世義仁（容秉仁）の記事

容姓八世義仁は乾隆 42 年〔1777〕2 月 1 日、八重山島在番筆者となり、在番の向氏与那覇親雲上朝起、同僚の暨氏池原筑登之親雲上喜知と共に翌年〔1778〕の春に渡島する予定であったが、前役の馮氏石川筑登之親雲上清朝が病故し、代わりとして 4 月 20 日に那覇を出帆した。その際、島は大飢饉により人民が多く飢死していたため、令を奉じて救米を持ち渡った。

【原文】

乾隆四十二年丁酉二月朔日為八重山島在番筆者時在番向氏与那覇親雲上朝起同僚暨氏池原筑登之親雲上喜知共翌年戊戌之春雖為渡島期前役馮氏石川筑登之親雲上清朝病故為其代四月二十日那覇開船 〈時其島大飢饉而人民由多飢死奉 憲令帶救米〉 二十五日到彼島

・1782 年〔乾隆 47・尚穆 31〕／首里系家譜 118 頁／柯姓家譜(国吉家)四世房伯(柯統功)の記事

乾隆 47 年〔1782〕2 月 14 日、柯姓四世房伯は、八重山島が災殃に遭うものの、その件について報告しなかった誤りについて謝り、許しを請うための御使者馬氏宮平親方良恭の与力となる。〔後略〕

【原文】

乾隆四十七年壬寅二月十四日為謝宥八重山島逢災殃不稟其由之誤事御使者馬氏宮平親方良恭為与力〔後略〕

・1782 年〔乾隆 47・尚穆 31〕／那覇・泊系家譜 7 頁／宇姓家譜(仲浜家)一世思嘉那の記事

乾隆 47 年〔1782〕頃、諸郡はしばしば暴風や早魃に遭い、五穀が実らず貢賦の未納があった。宮古八重山両島も同様であり、国庫の銀両が不足していた。〔中略〕宇氏思嘉那は青銅 16 万貫文を貸し奉り、国用に応じた功績により新録を賜り士籍に入った。

【原文】

乾隆四十七年壬寅七月初四日恭蒙／王上褒書近年諸郡屢逢颶旱五穀不登貢賦有欠宮古八重山兩島亦如此以故国庫銀兩不足但今番遣王子二員親方二員吟味一員于薩州其行裝錢已欠八十万貫文千思万慮束手無計幸有宇氏思嘉那奉貸青銅十六万貫文以應 国用其志匪淺近矣特賜新録以表其功而子孫亦永入士籍也

・1782 年〔乾隆 47・尚穆 31〕前後／那覇・泊系家譜 214～215 頁／昂姓家譜(安慶田家)新参一世憲英(昂頭親)の記事

近年〔1782 年前後〕諸間切、両先島では風旱の災殃が続き、定納米も準備できず給地方の旅料およそ 80 万貫文が不足していたところ、那覇西村の山田筑登之親雲上(昂姓新参一世の憲英)等は錢 16 万貫文ずつを借上げた。〔後略〕

【原文】

同四十七年壬寅七月初四日恭蒙 王上褒賞登仕籍其書左記焉  
覚写〔中略〕／一 新家譜 西村 山田筑登之親雲上／泉崎村仲浜筑登之親雲上 母／泊村故照屋筑登之 妻  
右者今般王子御使者二頭、親方御使者二頭、吟味使者一頭被差上候処、近年諸間切両先島

風旱之災殃打続、定納米調兼給地方旅料凡八拾万貫文及御不足、段々才覚申渡候得共不相調得、極々及御手迫候処、右之面々錢拾六万貫文完御借差上度旨申出、御要用相償殊勝之心入一稜御奉公之儀候間、右通被成下子孫江茂相続被仰付被下度奉存候事〔後略〕

- ・1784年〔乾隆49・尚穆33〕／首里系家譜120～121頁／柯姓家譜（国吉家）四世房慶（柯統業）の記事

真栄平筑登之親雲上（柯姓四世房慶）は1781年に具志川間切の検者に任命され、1783年に役務を交代する予定であったが、〔中略〕勤め越し（留任・再任）を仰せ付けられた。その年数も満了となり、今年〔1786〕交代をするはずだったが、間切は多年疲弊している上に去々年〔1784〕は大凶歳につき、なおまた上納未進が増え、身売り・餓死者なども多分におよび、非常に難儀をしている。真栄平の指導により間切の再建中であるので、今一度勤め越しを仰せ付けてほしい。〔後略〕

【原文】

乾隆五十一年丙午十二月朔日奉具志川間切検者重勤越之命其書左記

覚写／具志川間切検者 真栄平筑登之親雲上

右者去丑年検者被仰付卯年代之筭候処、段々気附下知方相働候内代合仕候而者、差支候由申出之趣有之、勤越被仰付其年数茂筭合此節代合仕筭候処、多年疲入候上去々年大凶歳付而者、猶亦上納未進相増身売餓死人等茂及太分極々難儀仕事候、真栄平事此程出精相勤所中之様体ホ能取覚居候付、万端申談折角加下知候最中致代合候而者差支可申候間、今一話勤越被仰付度旨下知役書付兩惣地頭次書を以申出之趣有之候間、其通被 仰付被下度奉存候事〔後略〕

- ・1784年〔乾隆49・尚穆33〕～1785年〔乾隆50・尚穆34〕（覚は1792年のもの）／首里系家譜777～778頁／毛姓家譜（大工廻家）八世安良（毛思忠）の記事

摩文仁間切は年来疲弊している上に、去る辰巳兩年〔1784・1785〕は無類の凶作に当たり、餓死人・身売り人が数多に及び、それ以後も疲弊がひどく、検者一人では下知方が行き届かず、去る午年〔1786〕に訟え出があった。検者一人派遣して二人で下知をしたが、回復の兆しが見えず、年々諸上納の未納、「脇借物」などが重なり非常に疲労している。〔中略〕（任期を終える検者に代わり）玻名城（安良）を下知役に任命してほしい。〔後略〕

【原文】

乾隆五十七年壬子十一月二十二日任摩文仁間切下知役是間切是役始立其由因左記之

覚／玻名城親雲上

右者摩文仁間切之儀年来疲入候上、去ル辰巳兩年無類之凶歳差当餓死人身売り人等及数多其以後猶以疲増、検者一人ニ而者下知方不相届、去ル午年訟出之趣有之、検者一人被召重兩人ニ而折角加下知候得共、何楚引起候体不相見得、年々諸上納未進脇借物ホ相重極々及疲労候付〔中略〕検者之儀者兩人当十二月勤年数筭合候間、一人者被為引度旨兩惣地頭申出之趣有之、同意ニ存申候間、右玻名城江下知役被仰付被下度奉存候事〔後略〕

- ・1784年〔乾隆49・尚穆33〕／那覇・泊系家譜129頁／恵姓家譜（名嘉真家）一世真鶴の記事

近年世相が悪く、年貢の上納が滞って御蔵方も手詰まりとなり、また去年〔1784〕の大凶作で非常に逼迫していた時に、那覇西村友寄席筑登之母（恵姓一世真鶴）は、銅銭 17 万貫文を借上げた。〔後略〕

【原文】

覚写／新家譜／西村友寄筑登之母

右者近年世振悪敷、年貢上納相滞御蔵方及御手迫、至去年者大凶年ニ而猶以差支、先様御用銭之出先段々才覚申渡候得共不相調、極々御当迫之処右友寄母よ里銭拾七万貫文御借差上度旨申出、殊勝之心入一稜之御奉公候間、為御褒美右通被成下子孫江茂相統被仰付被下度奉存候事〔後略〕

・1784 年〔乾隆 49・尚穆 33〕／那覇・泊系家譜 218～219 頁／昂姓家譜(安慶田家)譜代二世憲伯(昂永発)の記事

御当地では去年〔1784〕以来、大飢饉のために飢えている者が多く、救済を仰せ付けられたが、御蔵方も逼迫して御救米が続かなかった。当春〔1785〕琉球館へ穀物の才覚のため飛船使が派遣された。洋中で逆風に遭い橋が傷み難船をしていたところ、右の面々（昂姓二世の山田筑登之ら）が精一杯働いたので危難を凌ぎ滞りなく上着した。〔後略〕

【原文】

同五十年乙巳六月十九日因有功劳蒙褒賞陞黄冠其書左記焉

言上写／一請黄八卷／飛船船頭西村三男 山田筑登之

〔中略〕

右者御当地之儀、去年以来大飢饉ニて及飢候者多、御救方等被抑付候得共、御蔵方ニ茂至て御当迫ニて御救米不相統、当春琉球館江壳（穀）物為才覚飛船使被差遣候処、洋中逢逆風橋相痛ミ極々及難船候処、右面々精々相働候故危難を凌無滞致上着、〔中略〕相應之御褒美被仰付度旨、琉球館間役肥後翁助殿、在番亀川親方申越之趣有之、誠一稜之働殊勝之至御座候間、為御褒美右通被成下度奉存候事〔後略〕

・1784 年〔乾隆 49・尚穆 33〕～1785 年〔乾隆 50・尚穆 34〕／那覇・泊系家譜 817 頁／柳姓家譜（又吉家）六世康博（柳大用）の記事

乾隆 49 年〔1784〕冬から翌年〔1785〕春まで大飢饉がおこり、同郷その他親類縁者のうち、生計の困難な者たちに対して拝借米があったが、飯料が行き渡らずに借米の甲斐なく飢えていた。又吉筑登之親雲上（柳姓六世の康博）は資を費やして窮困者を助救し、乾隆 52 年〔1787〕4 月 10 日に上布二疋を賞賜される。

【原文】

乾隆四十九年甲辰侍（ママ）逢饉芒以迄翌春由此康博為費資助救窮困者同五十二年丁未四月十日賞賜上布二疋其書記左

覚写／上布式疋／三男 又吉筑登之親雲上

右者去ル辰冬より翌春迄大飢饉付、同郷其外親類縁者之内不如意之者共江者拝借米迄ニ而飯料不統得他借之働茂不相達及飢居候を又吉憐愛を以米銭・衣類等見次為申、惣銭高四千三百貫文余、外ニ利下ケニ而借渡置候分（銭）高八千貫文余ニ相及、畢竟右之蔭を以凌飢寒感入候由逢助候面々申出、不夫耳泊頭取 茂又吉事平常ニ茂親類縁者其外睦敷取合、困

窮之者江者加憐愍篤心之者二而候間、相応之御取持被仰付被下度旨次書を以申出趣有之、殊勝之儀御座候間、右通御褒掌〈ママ〉被仰付被下度奉存候事〔後略〕

・1785年〔乾隆50・尚穆34〕／首里系家譜657頁／麻姓家譜（瀬底家）十三世真昆（麻廷器）の記事

国中で大飢饉が起こり、士民に施し救済する米が欠乏したため、（麻姓十三世の真昆は）乾隆50年〔1785〕1月13日、錢米の徴集・借債を行うよう命をうけた。さらに年貢および未進の御物を催促して取りたて、（飢饉の状況を）調べて飢饉者のために用いることになった。〔後略〕

【原文】

乾隆五十年乙巳正月十三日因国中大飢饉賑救士民之米發倉欠乏故為錢米徴借之才覺特奉命且為催取年貢及未進御物並查驗飢人弁理事〔後略〕

・1789年〔乾隆54・尚穆38〕前後／首里系家譜121頁／柯姓家譜（国吉家）四世房慶（柯続業）の記事

柯姓四世の房慶は1781年に具志川間切の検者を仰せ付けられ、多年疲弊している間切のために諸事気をつけて下知を適切に行った。以来二度勤め越しを仰せ付けられたが、もはや勤務年数が満了となり今回役務を交代する予定である。しかし年来疲弊している上に大凶歳以来、更に上納未進が増えて身売り人なども多分に及び非常に難儀をしていたところ、真栄平が出精して働き、村々の様子などを取り覚えて、万端熟談をもって下知を加えた。

〔中略〕さらに今一度勤め越しを仰せ付けてほしい。〔後略〕

【原文】

乾隆五十四年己酉十二月十二日奉 命具志川間切検者勤越其書左記

覚写／具志川間切検者 真栄平筑登之親雲上

右者去ル丑年検者被仰付候処、多年疲入候間切故、段々気を付随分下知方宜有之、其以来兩度勤越之願申出、願之通被仰付置、最早勤年数筈合此節代合仕筈候処、年来相疲候上大凶歳以来、猶又上納未進相増身売人等茂及太分極々難儀仕候処、真栄平出精相働、尤所中之様子等能覚居万端熟談を以加下知百姓手隙之折々田方式千九百坪余堀調、且荒置候島式万五千八百坪余明開段々引起候手組相働候最中致代合候而者差支可申候間、今一詰勤越被仰付度旨頭々さはくり中書付、下知役兩惣頭次書を以申出趣有之候間、其通被 仰付被下度奉存候事〔後略〕

・1789年〔乾隆54・尚穆38〕前後／那覇・泊系家譜7頁／宇姓家譜（仲浜家）一世思嘉那の記事

乾隆54年〔1789〕3月に江府へ赴く使者の費用が非常に多く、国庫は欠乏していた。〔中略〕諸知行を減じて加税米を行おうとするも、近年は凶作が続いて士民はまさに艱苦の際にあり、実行し難かった。宇氏思嘉那は呈請して銅錢18万貫文を借し奉り、国用に弁じた。その忠厚により譜代家譜を賜り、子孫に伝えることになった。

【原文】

五十四年己酉三月初十日因赴江府使者之費用甚多 国庫乏耗難以備足承 今奉借銅錢墊弁



国家緊要之用褒賜譜代家譜而流光後世矣其褒書曰來年當赴江府之期其遣使之所費之銀兩以旧例算計之已及文銀八百六十貫目余銅錢三百五萬六千貫文余以過多之銀數〔中略〕減省諸知行加稅米于士民之外別無計策奈近歲凶荒接踵士民正在艱苦之際此亦難行為今之計費用不數百思無計正在兩難之地幸有宇氏思嘉那呈請奉借銅錢十八萬貫文以弁一時要用因旌獎其忠厚轉賜譜代家譜而流光于子孫俾永傳於後世

・1793年〔乾隆58・尚穆42〕～1802年〔嘉慶7・尚溫8〕頃／那覇・泊系家譜36頁／宇姓家譜（大灣家）二世政記（宇開業）の記事

乾隆58年〔1793〕、宇姓二世の政記は読谷間切下知役となり、嘉慶2年〔1797〕に任期を終えるも、村より留任の要望があったため再任し、尽心して教示を施して百姓は農業に励んだ。〔中略〕座間味・伊良皆にある粗麦13石7斗余りの旱田（畑・陸田）は水潦のために耕種をすることができなかつたが、水道を開き耕種できるようになった。また粗米4石5斗余りの水田は5,700坪余りの広さがあるものの耕地は乾燥し、少しでも早魃に遭えば田水はことごとく涸れて稲を植えることができなかった。仲里は水田に堤を築いて溜池を掘らせ、保水の策をとったので、大旱の時にも水田に水が満ち足りて農業に便ずる事となった。〔後略〕

【原文】

乾隆五十八年癸丑正月奉命為読谷山間切下知役至嘉慶二年丁巳十二月任期已滿本應退職但因其指教百姓之宜再蒙留任一期今番任期又滿亦應退職但本間切頃年百姓疲苦貢賦拖欠私債甚多極至困窮仲里充下知役以來凡事尽心設謀善施教示百姓受其教示勵力勤農且座喜味伊良皆兩村所有粗麥拾參石柒斗余之旱田悉為水潦不得耕種仲里疏開水道得以耕種又粗米肆石伍斗余之水田有伍千柒百余坪之広地方元燥稍遭早魃田水尽涸不能植禾仲里令築堤掘塘以為保水之計從時厥後雖逢大旱時田水盈足永便農業〔後略〕

・1802年〔嘉慶7・尚溫8〕／那覇・泊系家譜245頁／新參衡姓家譜（饒平名家）新參六世知常（衡啓泰）の記事

衡姓新參六世の知常は、嘉慶7年〔1802〕12月8日、波の上神宮並びに天尊廟・末吉神宮改造の為の普請筆者となる。波の上神宮は小宮三座に分造していたが、峻巖の上に在ったため大風による被害のおそれがあり、この時に大宮を新造し、一座を三間に内分させた。

〔後略〕

【原文】

嘉慶七年壬戌十二月八日為改造波之上神宮並天尊廟末吉神宮事奉憲令為普請筆者先是波之上神宮分造小宮三座以其在峻巖上難免大風之虞故於此時上司着令新造大宮一座内分三間從時厥後庶乎勢必堅因茲撰告于癸亥三月二十六日始起乎工至其六月二十九日告就〔後略〕

・1810年〔嘉慶15・尚灝7〕～1812年〔嘉慶17・尚灝9〕／那覇・泊系家譜726頁／容姓家譜（山田家）十世義伯（容偉烈）の記事

摩文仁間切は先年疲弊しているため、下知役が派遣されて精々働き、公儀未納については皆納した。去辰年〔1808〕両惣地頭の申し出により、下知役は退くことになったが、内負荷39万貫文余り、身売り人273人程が残った。返済方法または身請けの手段も骨を折つ

て指示したが、薄地・石原が多く、特に海辺は嵐の時に潮が吹き上げて諸農作物に損害があり、年々飯料が続かなくなっていた。かつ去々年〔1810〕は田地に虫がついて稲が出来なくなり上納物も準備しかねている時期に、麻疹も流行して不意の物入りとなり、更に身売り人が増加した。〔後略〕

【原文】

嘉慶十七年壬申九月十五日為摩文仁間切下知役其書記干左

覚写／山田筑登之親雲上

右者摩文仁間切之儀、先年疲入下知役被召立精々相働、公義未進之儀者皆納仕候付、去辰年両惣地頭申出之上、下知役者被為引候処、内負荷三拾九万貫文余、身売人式百七拾三人程相残、返濟方又者身請之手組折角致差引候得共、脱体薄地石原多殊ニ海辺ニ而嵐之節潮吹上諸作毛相損、年々飯料続兼候処、去々年ハ田方虫付稲不出来ニ而上納調兼折節、麻疹も相時行不図之物入差当候付而者猶又身売人相増、就中波平・石原・小渡三ヶ村別而人居相減〔後略〕

・1817年〔嘉慶22・尚瀨14〕頃／那覇・泊系家譜742～743頁／葉姓家譜（名渡山家）

九世兼栄（葉常新）の記事

兼島筑登之親雲上（葉姓九世兼栄）は、伊平屋島の飢饉につき飢米の配当あるいは島中の様子を見聞するため、去る春〔1817〕に出向き、村々を巡回して家内の生活・経済状況を検討し、飢米を配当した。地域の風俗を調査すると、貯えの心がけが薄く穀物を無駄に費やし、上納未進や飢米の申請などが見られるので、島中の田畑は坪例をもって米・雑穀の出来高を取り決め、備蓄に関しても色々と取り決めた。〔後略〕

【原文】

嘉慶二十三年戊寅四月二十六日蒙 褒賞其書左記

其方事伊平屋嶋飢饉ニ付、飢米配当又者島中之様子為見聞、去春被差出候処、村々罷通家内厚薄見合為致配当、左候而所俗等之儀相試候得者貯之心掛薄、壳（穀）物徒ニ費候故、上納未進又者飢米等申請候振合相見得候付、島中田畠坪例を以米雑壳（穀）出来高取究、上納并仕得差分年々過分余計有之、見賦ニ而年貢皆納、貯之賦方等是又取究、日用錢、浮得分（錢）者薪木運送を以差向候筋申付、其外諸締向等委申渡、彼是取計能相届候段被聞召、殊勝之儀被思召候、此段可申渡旨御差図ニ而候、以上〔後略〕

・1824〔道光4・尚瀨21〕～1827年〔道光7・尚瀨24〕／那覇・泊系家譜19頁／宇姓

家譜（仲浜家）五世政隆（宇増光）の記事

泉崎村の仲浜子（宇姓五世政隆）は、1824～1827年まで飢饉が起きた際に御救米が行き渡らず、1827年に王府より米銭などを差し出して困窮者に恵むように申し渡しがあつた時、その趣旨を理解して銭（3,040貫文）を差し出し、飢えた人たちを救済した。〔後略〕

【原文】

道光九年己丑四月二十八日賞賜中布二端其書記于左

覚／中布二端／泉崎村嫡子 仲浜子

右銭三千四拾貫文差出候／右者去申年ヨリ亥年迄飢饉ニ而御救米等被成下候得共余多之人民悉御救被仔付候様ニ者被成方無之及飢候者共多々有之候付米銭等差出困窮之者共相恵候

様去亥年申渡候処厚汲受腰書之通差出飢人共相救殊勝之至御座候間右通御褒美被仰付被下度奉存候事〔後略〕

・1824〔道光4・尚瀬21〕～1827年〔道光7・尚瀬24〕／那覇・泊系家譜21頁／宇姓家譜（仲浜家）五世政安（字霖達）の記事

泉崎村の仲村子（宇姓五世政安）は、1824～1827年までの飢饉の時に御救米が行き渡らず、1827年に王府から米銭などを差し出して困窮者に恵むように申し渡しがあつた際、その趣旨を理解して銭（3,040貫文）を差し出し、飢えた人たちを救済した。〔後略〕

【原文】

道光九年己丑四月二十八日賞賜如左

覚／中布二端／泉崎村嫡子 仲村子

右銭三千四拾貫文差出候／右者去申年ヨリ亥年迄飢饉ニ而御救米等被成下候得共余多之人民悉御救被付候様ニ者被成方無之及飢候者共多々有之候付米銭等差出困窮之者共相恵候様去亥年申渡候処厚汲受腰書之通差出飢人共相救殊勝之至御座候間右通御褒美被仰付被下度奉存候事〔後略〕

・1824年〔道光4・尚瀬21〕～1825年〔道光5・尚瀬22〕／那覇・泊系家譜56頁／袁姓家譜（渡慶次家）譜代四世全輔（袁文煥）の記事

1824年秋から1825年春まで世相が悪く、世上の飯料は困窮して年貢上納は滞っていた。その上飢えている者も多く、御積料が大分不足して逼迫していた際に、新参西村嫡子の島袋筑登之親雲上（袁姓四世全輔）は銭85,000貫文を借上げた。〔後略〕

【原文】

道光五年乙酉八月二十三日陸譜代士籍其褒書左記焉

覚写／一 譜代家／新参西村嫡子 島袋筑登之親雲上

右者去秋より当春之頃迄世振悪敷、世上飯料差迫、年貢上納相滞其上及飢候者多、飢米等被成下御積料大分及御不足、御当迫之折柄銭八万五千貫文御借差上御要用相償、殊勝之心入一稜之御奉公候間、為御褒美右通被成下、子孫江茂相続被 仰付被下度奉存候事

・1824年〔道光4・尚瀬21〕～1825年〔道光5・尚瀬22〕／那覇・泊系家譜90頁／譜代吉姓家譜（諸見里家）三世譜代保昌（吉天相）の記事

去秋〔1824〕から当春〔1825〕まで世相が悪く、世上の飯料は困窮して年貢上納は滞っていた。また飢える者が多く飢米などが支給されたものの、御積料が不足して逼迫していた。その際に西村嫡子の喜納筑登之親雲上（吉姓三世保昌）は、銭85,000貫文を借上げた。〔後略〕

【原文】

道光五年乙酉八月二十三日恭蒙 主上鴻恩賞賜陸譜代士籍褒書記於左

覚写／西村嫡子 喜納筑登之親雲上／譜代家

右者去秋より当春之比迄世振悪敷、世上飯料差迫、年貢上納相滞、其上及飢候者多飢米等被成下、御積料大分及御不足御当迫之折柄銭八万五千貫文御借差上、御要用相償殊勝之心入一稜之御奉公候間、為御褒美右通被成下子孫江茂相続被 仰付被下度奉存候事〔後略〕

- ・1825年〔道光5・尚瀨22〕～1828年〔道光8・尚瀨25〕頃／那覇・泊系家譜644頁  
／松姓家譜（仲地家）三世紀喜（松景福）の記事

恩納間切は年来疲弊して諸上納物が準備できず非常に困難な状況にあり、（1825年に）長嶺筑登之親雲上（松姓三世の紀喜）が検者に任ぜられ、それ以来諸事気を付けて下知を行った。特に恩納村の百姓田で大雨の際に悪土が流入し、稲の実がつかないところの溝をさばき直したので収穫が増加した。〔後略〕

【原文】

道光八年戊子十二月朔日奉 誥（詰）越之命為再恩納間切検者

覚写／思納間切検者 長嶺筑登之親雲上

右者勤年数筈合此節代合仕筈候処恩納間切之儀年来疲入諸上納物調兼至極及難儀候処長嶺江検者被仰付候以来諸事氣遠付致下知就中恩納村百姓田之内大雨之節悪土流入稲実付不申候処溝捌直シ候付五石余出実取増〔後略〕

- ・1826年〔道光6・尚瀨23〕（覚書・褒書は1827年のもの）／首里系家譜109頁／翁姓家譜（東恩納家）九世盛頭（翁善述）の記事

東恩納里之子（翁姓九世の盛頭）は真玉橋缸の修補ならびに板橋掛け合わせのため、去る〔1826〕4月本職の係を仰せ付けられた。この缸は洪水の所であるため多々水損があった。壁石垣・潮切石垣ともにすべて大石を使わなければならない場所であり、その上根立石を居えるのは中潮時に行うため、夜に仕事をさせた。〔中略〕作業の最中に三度大風に遭い、色々と損害があり非常に心配をしていたが、東恩納が昼夜出精して細工人どもを励ましたので、それぞれ仕事を成し遂げた。〔中略〕風損などに遭いながらも御入料を減らして首尾よく勤めた東恩納の働きは殊勝なことであり、何か願い出の際にはその功勞を優遇してほしい。〔後略〕

【原文】

道光七年丁亥二月恭蒙褒賞其書記于左（原是道光六年丙戌四月二十八日真玉橋缸御修甫及板橋掛合方筆者之時公務宜弁公理故也）

覚／御賦調部方筆者 東恩納里之子

右者真玉橋缸御修甫（補）并板橋掛合方ニ付、去四月本職懸而者被仰付候、然者右缸之儀洪水之所故多々水損有之候付、壁石垣并潮切石垣共都而大石召遣不申ハ不叶場所、其上根立石居中潮時を以仕口仕事ニ而、夜仕事等為致、〔中略〕殊更御仕口之最中三度逢大風段々相損至極及心配為申事候処、右東恩納昼夜致出精細工人共引励候故、夫々成就仕帳面勘定方茂早々相遂御物過不足一円無之、御入料茂兼而之賦り高よ里分（錢）八千貫文余御益相成、畢竟御時節柄を厚汲受精々相働候所よ里右通柱相重、且風損ホニ逢候得共、御入料相減首尾能相勤置候次第殊勝之至存申候間、何歟願出之砌一稜其功勞御取持被仰付被下度奉存候、此段奉得御差図候〔後略〕

- ・1833年〔道光13・尚瀨30〕（褒書は1836年のもの）／首里系家譜532頁／馬姓家譜（小禄家）十一世良綱（馬允中）の記事

馬姓十一世の良綱は去る巳年〔1833〕、江戸への謝恩使として上国する際、出物米の「値

成替」をもって上納を命ぜられている砂糖について、凶作の際には「館内蔵方届け」、ならびに重出米料はこれまでの通り納め、上納砂糖の不足分については現米での上納を許可してほしいとの訴えの御使者も兼務して赴いた。〔後略〕

【原文】

道光十六年丙申正月二十九日恭蒙 聖主嘉使務之有功賞賜掛物一幅花瓶一個嶋紬二端其褒書記于左〔中略〕

右者去巳年江戸江之謝恩使ニ而上国之時出物米直成替を以上納被仰渡置候砂糖之儀、凶作之節者館内蔵方届并重出米料者是迄之通繰登、上納砂糖不足分者現米上納被仰付度御訴之御使者兼務ニ而被差上候処〔後略〕

・1834年〔道光14・尚瀨31〕／首里系家譜 864～865頁／雍姓家譜（目取真家）九世興章（雍徳裕）の記事

山田筑登之親雲上（雍姓九世興章）は、去午年〔1834〕下庫理勢頭を任命されて以来出精して勤務した。御城・中城御殿の殿の後に堆積していた塵を係の者に除去させ、〔中略〕溝筋で泥土が溜まり雨天のときに水が横流れする所については、それをさらって次々と水を通した。〔後略〕

【原文】

道光十七年丁酉八月八日為下庫理勢頭職時有功賜褒書其書左記

其方事、去午年下庫理勢頭被仰付候以来勤向出精且／御城中御殿々之後、塵拾置漸々相疊御殿弱ニも相掛候処、構之者共下知方を以取除させ、〔中略〕且溝筋泥土相疊雨天之節水致横流候処、致浚方順々差通、且非番ニも出精致下知方候故、以前ニ替／御城中結構相成候段、下庫理当申出趣有之遂披露候処、御奉公之心入厚ク殊勝之至被思召候、先様随分最通致出精猶々職務之詮相立候様可心掛候、此段可申渡旨御差図ニ而候、以上〔後略〕

・1835年〔道光15・尚育1〕前後／首里系家譜 864頁／雍姓家譜（目取真家）九世興章（雍徳裕）の記事

中城間切の杣山は近年〔1835年前後〕憔悴し、松の山林もあき間が多く、苗松の植付けも行き届いていなかったが、山田筑登之親雲上（雍姓九世の興章）が中城間切検者に任命されて以来、年々間切の負担をもって三百坪程の土地を拵え、松種子の蒔き入れの季節を見合わせて仕立敷並びに抱護林の隙間の所へ植付けさせた。〔中略〕御用木については風雨の時に根髯を洗い流された箇所をすぐに「雇土」をもって固め、山中の坂になって土が流れ、松木が生育しづらい所には、薄かや類を植付けて土留めをしたので生育が良くなった。唐竹については近年大風に吹き飛ばされた箇所の古根を取り除き、場所を検討して土拵えをし、肥料を用いた上で抱護の苗松・雑木などを植付けて繁茂する様子が見られた。〔後略〕

【原文】

道光十五年乙未四月十二日為中城間切検者時有功蒙褒書其書左記

中城間切杣山近年及憔悴松御仕立敷明間多有之、尤苗松茂不自由之所ニ而植付方不行届候処、其方役儀被仰付候以来年々間切造作を以三百坪程土拵ニ而松種子蒔入時節見合御仕立敷并抱護明間之所江植付させ、其外山養生取締向等入念候故、去卯年以来苗松并雑木三万五千五百五拾本余植付させ、且御用木風雨之節根髯洗流候等則々雇土を以相堅め、且山中

板（坂力）成二而土流落松木萌立兼候所江ハ薄かや類植付致土留候付萌立宜、且唐竹之儀近年大風ニ吹挽草竹勝ニ相成候処、古根取除敷場見合土拵を以こやし等相用候上抱護苗松雑木等植付漸々盛生之体相見得、皮是下知方致出精候所より件之次第候間、相応御褒美被仰付度旨山奉行申出趣有之、遂披露候処殊勝之儀被思召候、何歟願出之砌其功御見合可被仰付候、此段可申渡旨御差図ニ而候、以上〔後略〕

・1835年〔道光15・尚育1〕～1851年〔咸豊1・尚泰4〕／首里系家譜707～708頁／毛姓家譜（上里家）十四世盛詳（毛成憲）の記事

東風平間切は長年疲弊し、年貢・諸上納物も調達できず、負債も多分に及び〔中略〕17年前の未年〔1835・道光15年〕に上里親雲上（毛姓十四世の盛詳）は下知役に任命され、役人・百姓たちと熟談をもって公平に地割を配当し、田畑・諸上木の手入れについて指示した上で諸作毛の勝負をさせたので、百姓たちは精勤し、年貢・諸上納物・諸知行などを納めることができた。〔中略〕また、なん川原は大里、南風原両間切の「水頭」であり、水力が強いために毎年水損があり、修補の人夫も500～600人程を要していたが、友寄村・宜寿地村の領域内に堤防を築いたので、その後は水損がなく旱魃の際にも川面近辺の用水を留めたので那覇港のためにもなった。〔後略〕

【原文】

咸豊元年辛亥十一月三十日因東風平間切下知役引取奉 命賜褒書左記焉

東風平間切之儀、多年疲入年貢諸上納物調兼内負荷及太分候付、式拾壹年成卯年兩惣地頭申出趣有之、下知役被召立差引被仰付候得共疲勞立直不申候処、十七年成未年其方江下知役被仰付候以来役々百姓中熟談を以村々地割無親疎致配当、田畠諸仕付諸上木仕立方加下知候上、春秋二者村々諸作毛耕方勝負させ候故、百姓共氣力を起耕作方無油断相励年貢諸上納物諸知行作得等渥々相納、〔中略〕且なん川原之儀大里、南風原両間切水頭ニ而水力強有之、年々水損ケ間敷修補夫五六百人程相及候処、友寄村宜寿次村帳内両所江堤築立候付夫より水損無之旱之節茂川面近辺之用水取留那覇湊之為ニ茂相成〔後略〕

・1837年〔道光17・尚育3〕～1841年〔道光21・尚育7〕／首里系家譜447頁／曹姓家譜（平敷家）八世慶憲（曹文瀚）の記事

曹姓八世の慶憲は冠船渡来につき、(1841年に)下綾門より新砦までの道筋の修補奉行に任命されたところ、出精して勤めた。〔中略〕茶湯崎砦辺りの道筋については北表の田地で地面が崩れ、大雨のたびに水が横流れして人馬の往還に支障をきたしており、道の高さを二尺ほど築きあげ、松川入口北表の田地の畦の長さを三十二間ほど築きあげると順流すると申し出た。その通りにしたところ、大雨時にも道筋に支障がなくなった。〔中略〕また去る戌年〔1838〕閏4月3日、辻平等方主取と兼務して落平樋両所修甫奉行に任命された。8日には国王が那覇港へ御光越されるので、整備を申し渡したところ、僅かの日数でありながら、また時折雨天が続いていたが、出精して下知し、首尾良く整備した。〔後略〕

【原文】

其方事、冠船付、下綾門より新砦迄之道筋修甫（補）奉公被仰付候処、出精相勤〔中略〕且茶湯崎砦辺道筋之儀、北表之田方より里地朴（仆）相下り大雨之節々水致横流、人馬往還之支相成候付吟味させ候処、道高式尺程築揚候上、松川入口北表之田方畦長三拾式間程築

揚候 ハ、順流可致段申出其通被仰付候付、大雨ニ茂道筋江不差障、〔中略〕且又去戊閏四月三日、辻平等方主取掛而落平樋両所修甫奉行被仰付、同八日二者ノ上様那覇江被遊 御光越候付、其内相調候様分ケ而申渡候処、僅之日数殊ニ折節雨天打積（続力）候得共、出精致下知方、是又首尾能相調、旁以一稜之働殊勝之儀被思召候、以後何歟願出之砌其御見合可被仰付候、此段可申渡旨御差図ニ而候、以上〔後略〕

・1841年〔道光21・尚育7〕6月16日ノ那覇・泊系家譜136～137頁ノ恵姓家譜（名嘉真家）四世喜長（恵徳和）の記事

道光21年〔1841〕6月16日の大雨により那覇川で洪水が起こり、大和船は「総」を切られ、御糸船両艘と春運送船は特に危なかつたが、（恵姓四世の）喜長たちは船具を持ち寄り、危難を惜しまずに働いたので三艘は難を凌いだ。〔後略〕

【原文】

道光二十一年辛丑十一月賞賜褒章其書記左

其方共事、当六月十六日之大雨那覇川洪水相起、大和船総を切御糸船両艘并春運送船別而及危体候付、早速渡地村夫差出総・碇子・帆桁・水竿等持寄、不惜危難精々相働候故船々繫留、右三船茂無難相凌為申段帳主取并筆者共申出、遂披露候処殊勝之儀被思召候〔後略〕

・1848年〔道光28・尚泰1〕ノ那覇・泊系家譜188～189頁ノ呉姓家譜（我那覇家）十三世宗儀（呉得功）の記事

仕上世御米の件について、道光28年〔1848〕稲の成熟する時期に霖雨に遭い、諸間切は一統凶作となり、現物の上納物を調えることができず、代納分もとり交えて渡さなければならなかつた。我那覇里之子親雲上（呉姓十三世宗儀）等は値組係を申し付けられ、仕上世座仕出方加勢筆者の久高筑登之親雲上・照屋筑登之親雲上と共に諸船頭並びに申請人たちと相談して新古俵を納めて処理した。その功績により褒書を賜る。

【原文】

道光二十八年戊申十月賞賜褒書其書記左

覺ノ中城間切検者 我那覇里之子親雲上ノ具志頭間切検者 新崎筑登之親雲上ノ西原間切地頭代 掛福親雲上ノ小禄間切地頭代 金城親雲上

右者当年仕上世御米之儀、稲成熟之時分逢霖雨、諸間切一統凶作ニ付而者現色上納調兼、代分をも取紛相渡不申候而不叶、右面々直（値）組係申付候処、仕上世座仕出方加勢筆者久高筑登之親雲上・照屋筑登之親雲上相合、諸船頭并申請人共致相談新古俵相込、俵二百拾三貫文代ニ而千七百三十拾石余相納候故御米早々相仕廻、諸間切大粧為筋相成候段申出趣遂披露候処殊勝之儀被思召候、先様猶以御奉公方可致精勤旨可被申渡候、此旨御差図ニ而候〔後略〕

・1849年〔道光29・尚泰2〕～1852年〔咸豊2・尚泰5〕ノ首里系家譜829頁ノ毛姓家譜（美里家）十三世安寛（毛応昌）の記事

毛姓十三世の安寛は、去々年〔1850〕久米両間切の飢饉のため拝借米配当方係として諸事の下知方も含めて赴任したところ、役々と熟談して飢米の配当の仕方については勿論、農事・農作物の手入れの仕方などを入念に指示した。また酉年〔1849年か〕の大風により芋

かずらを吹き損じ、植え次ぎに差支えがあったが、拝借錢をもって種芋 600 斤、かずら 1200 斤を購入して村々へ配当した。〔中略〕飢饉の際に御用布・御用物の調達をどのようにすべきかと心配していたが、御用布の織女たちには配慮をして飢米を配付したことにより、何れも出精して早々に調えることができた。〔中略〕また、以前は食料の貯えが行き届いていなかったが、芋かす・切芋などの貯え方について教授した。〔後略〕

【原文】

其方事去々年久米両間切飢拝借米配当方掛而諸事之下知方被仰含越候处在番役々熟談ヲ以飢米配当方者勿論農事諸仕付方等入念致下知且酉年大風芋カツラ被吹損植次方差支居候处拝借錢ヲ以種子用之芋六百斤并カツラ千二百斤買下村々江配当〔中略〕且飢饉ニ付而者御用布御用物調方如何可相成哉与心配仕居候处御用布織女共二者其見合ヲ以飢米相渡候故何連茂出精早々相調〔中略〕且以前者貯方不行届候处芋カス切芋等ヲ以貯方之手筋相教其外両間切為筋之儀共段（段）々取計置候間其功勞御取持被仰付度旨両間切役々書付在番兩惣地頭次書ヲ以申出趣有之遂披露候处殊勝之儀被思召候先様何カ願出之砌其御見合可被仰付候条此段（段）可申渡旨御差図ニ而候以上〔後略〕

- ・ 1850 年〔道光 30・尚泰 3〕／首里系家譜 829 頁／毛姓家譜（美里家）十三世安寛（毛応昌）の記事

久米具志川間切で飢饉が起きているため、（毛姓十三世安寛は）道光 30 年庚戌〔1850〕正月 4 日、憲令を奉じて拝借米配当のため渡海し、公務を全て終えて 6 月 1 日に帰国した。

【原文】

道光三十年庚戌正月四日依久米具志川間切飢饉奉憲令拝借米為配当渡海公務全竣同六月朔日帰国

- ・ 1852 年〔咸豊 2・尚泰 5〕／那覇・泊系家譜 20 頁／宇姓家譜（仲浜家）五世政隆（宇増光）の記事

御当地で臨時の御物入が続いて御蔵方は手詰まりになった上に、去年〔1852〕は色々と災殃があり存外の入費があった。御遣羽（費用）は過分に不足して那覇・久米村の財力のある者からも銭 45 万貫文を利付きで借入れなければならず、宇姓五世の政隆がその係に任命されたが、世上は銭が絶え、疱瘡に引き続き疫癘・飢饉などのため十分に行渡っておらず容易に借入を得ることが出来ない様子であった。しかし、とりわけやむを得ない御要用であり、具申して論した上で各々の御借上高を取り決めたので、何れも申し出を受け、御借入を全て調えることができた。〔後略〕

【原文】

咸豊三年癸丑正月蒙賜褒賞其書記于左

御当地之儀此跡臨時御物入之儀共続御蔵方及御手迫候上去年者段々災殃箇間敷存外之御入費有之御遣羽過分及御不足那覇久米村有財之方ヨリ茂銭四拾五万貫文利付御借入不被仰付候而不叶其方共江係被仰付候处当節世上銭絶之砌疱瘡引次疫万飢饉等ニ付而者一統及不廻容易御借入不相調模様候处訳而無拋御要用之所具申論候上各ヨリ御借上高取究候付何連茂御請申上御借入全相調候段遂披露候处畢竟御用之程厚汲受候所ヨリ件之次第殊勝之儀被思召候〔後略〕



- ・1852年〔咸豊2・尚泰5〕／那覇・泊系家譜57頁／袁姓家譜（渡慶次家）譜代五世全包（袁宏謹）の記事

御当地で臨時の物入りが続き、御蔵方が逼迫している上に去年〔1852〕は色々な災殃のために存外の入費があり、御遣羽が過分不足に及び、那覇・久米村の有財の方からも錢40万貫文を借り入れなければならない状況となった。岸本親雲上（袁姓譜代五世全包）は御借入錢係となるが、世上の錢が絶え、疱瘡に引き続き疫癘飢饉などにより容易に借り入れることが出来ない状況であった。とりわけやむを得ない御要用のことであり、具申して論じた上で御借上高を取り決めたところ、借入が全て調達できた。〔後略〕

【原文】

咸豊二年壬子六月為御所帶方御遣羽御不足二付那覇久米村中從有財之方御借入錢係翌年癸丑正月蒙 褒書其書記左

御当地之儀此跡臨時御物入之儀共相統御蔵方及御手廻候上去年者段（段）々災殃箇間敷存外之御入費有之御遣羽過分及御不足那覇久米村有財之方ヨリ茂錢四拾万貫文利付御借入不被仔（仰）付候而不叶其方共江係被仔付候処当節世上錢絶之砌疱瘡引次疫癘飢饉等二付而者一統及不廻容易御借入不相調模様候処訳而無抛御要用之所具申論候上各世ヨリ御借上高取究候付何連茂御請申上御借入全相調候段（段）遂披露候処畢竟御用之程厚汲受候処ヨリ件之次第殊勝之儀被思召候〔後略〕

- ・1852年〔咸豊2・尚泰5〕／那覇・泊系家譜573頁／蘭姓家譜（糸数家）十世篤重（蘭世芳）の記事

御当地で臨時の御物入りが続き、御蔵方は窮迫している上に去年〔1852年〕は色々災殃があり存外の入費があった。御遣羽（費用）は過分に不足して那覇・久米村の財力のある者からも錢45万貫文を借入れなければならず、その役を糸嶺親雲上（蘭姓十世篤重）が命ぜられたが、疱瘡に引き続き疫癘・飢饉などのために容易に借入を得ることが出来ない様子であった。しかしやむを得ない御要用であり、具申して論じたうえで各々より御借上高を取り決めたので、御借入が全て調った。〔後略〕

【原文】

咸豊三年癸丑正月蒙褒書其書記左

御当地之儀此跡臨時御物入之儀共打統御蔵方及御手迫候上、去年者段々災殃ケ間敷、存外之御入費有之御遣羽過分及御不足、那覇・久米村有財之方 茂分（錢）四拾五万貫文利付御借入不被仰付候而不叶、其方共江係被仰付候処当節世上分（錢）絶之砌疱瘡引次、疫癘・飢饉等二付而ハ一統及不廻容易御借入不相調模様候処、訳而無抛御要用之所具申論候上各より御借上高取究候付何連も御請申上、御借入全相調候段遂披露候処、畢竟御用之程厚汲受候所より件之次第殊勝之儀被思召候〔後略〕

- ・1855年〔咸豊5・尚泰8〕前後（褒書は1857年のもの）／首里系家譜829～831頁／毛姓家譜（美里家）十三世安寛（毛応昌）の記事

高所大屋子の嵩原里之子親雲上、御用意方加勢筆者足の屋部里之子親雲上は、久米両間切が非常に疲弊して諸上納物も用意できず、村の風俗も悪くなっているということで、去々

年〔1855〕8月、高原は高所筆者、屋部は取納座大屋子の時に本職を兼務して渡海し、在番人と協議して諸事の差図をするよう仰せ付けられた。〔中略〕仲里間切のうち川原が崩壊して水が逆流している1,000坪余りの田地では土砂や泥土が溜まり、田作りが出来ずに放置しており、近辺の田地にも損害があるような状態であった。そこを修補して土砂を取り除かせるよう申しつけた。また具志川間切の具志川・仲村渠・仲地・山里の内、収穫高200石余りの田地では水の便が悪く、僅かの早にも乾燥して水稻に差支え、植付けをしても枯れ損じてしまい、百姓の迷惑となっていた。〔中略〕百姓たちの閑中の時期を検討して、長さ13間、横7間、高さ1丈9尺5寸の「堤井」を堅固に築き立て、貯水の便をよくした。また、仲里間切の真謝・謝名堂の田地、35石余りの所は天水田であり「請溝」を通して水を取り入れていたが、方々へ分流して僅かの早にも水が続かずに耕耘も難儀をしていたので、「堤井」を築き立てたいと役々、百姓中からの申出があり、これまた百姓の閑中を検討して築き立て、村の利益とした。また、同間切の宇根村領内の畑地6,000坪余りは底地のため霖雨の時には水が溜まり、芋かずらが朽ちてしまうとのことであるので、水道を通して順々水を吐き去ったところ、損失がなくなった。〔中略〕且つ諸物の備蓄などの取り計らいも色々申し付けた。〔後略〕

【原文】

咸豊七年丁巳閏五月十三日依久米島江渡海蒙褒賞其書記于左

覚／高所大屋子 高原里之子親雲上／御用意方加勢筆者足 屋部里之子親雲上

右者久米両間切之儀極々疲入諸上納物調兼所俗茂悪敷成行候付去々年八月高原高所筆者屋部取納座大屋子之時本職掛而渡海在番人相合諸事差引仕候様被仰付同九月罷渡勤向相濟去年十月帰帆仕申候〔中略〕且仲里間切之内川原破壊水致逆流田方千坪余イフ相疊田作不能成捨置候処追々近辺之田方茂相損候体相見得候付右損所修補為致イフ取除方者年賦ヲ以申付置且具志川間切具志川仲村渠仲地山里四ヶ村田方之内出実二百石余之所水之便無之僅之旱ニ茂及乾水稻作差支適植付置候茂致枯損百姓及迷惑候付以前堤井仕立方得免許候得共疲勞ニ付相調不申候処百姓等隙明之時節見合長十三間横七間高一丈九尺五寸堤井堅固築立水存分相貯候付右之田方用水取入方無不足相達且仲里間切真謝謝名堂二ヶ村田方三十五石餘之所天水田ニ而請溝差通水取入来候処方々江致分流僅之旱ニ茂水不相続耕方及難儀候由ニ而堤井築立度役々百姓中申出候付見分之上爰許江申越得免許是又百姓隙明之折見合積場長十四間二尺横二重積ニ而七間半内面高一丈三尺外面高一丈八尺築立為筋相成且同間切宇根村帳内畠方六千坪余之所底地ニ而霖雨之節者水溜芋カツラ朽入申由ニ而小水道横一尺余ニ而長百間余差通順々水吐去候付右之損失無之〔中略〕且諸物貯方等之取計茂段（段）々申付〔後略〕

・1857年〔咸豊7・尚泰10〕～1861年〔咸豊11・尚泰14〕年頃（覚は1862年のもの）

／那覇・泊系家譜 327～328頁／薛姓家譜（比嘉家）十一世賀張（薛錦振）の記事

松山里之子親雲上・松川里之子親雲上・比嘉筑登之親雲上らは、久米両間切の在番と協力して下知をするよう渡海を命じられ、松山・松川は農業や諸上木の手入れなどについて下知を行い、原々を見回り、働きの善悪に応じて賞罰を加えるなどしたので農事に励むようになり、蘇鉄や棕櫚も植え広げさせた。〔中略〕また諸物の貯蓄についても取り計らった。

〔中略〕西田山の堤井は田地370石余の用水の補いとなっているが、樋の下で水漏れが起

こり、時々修補をしても持たず、田地の過半は放置していた。耕耘している所でさえも僅かの早にも稲が枯れ損じてしまうことが多かったが、修築し直すと水もよく貯まり、田地用の水不足も解消した。〔中略〕仲里間切真謝村の「さうす原」の「堤井」は200石余りの田地の補いとして掘り調べていたが、井桁や溝筋が破損し、水が横流れしているために僅かの早にも乾田となっていた。去年〔1861〕この「堤井」を修補して水道筋も検討しながら通したところ、水がよく貯まるようになった。〔後略〕

【原文】

覚／去巳年取納座大屋子掛而久米嶋江渡海去々年帰帆 松山里之子親雲上／同年高所筆者掛而右同去未年帰帆 松川里之子親雲上／去未年同所筆者掛而右同去年帰帆 比嘉筑登之親雲上

右者久米両間切在番相合為下知方渡海被仰付候付、松山・松川事渡海之上農事仕付方、諸上木仕立方等役々手配を以致下知方、不断原々廻見働之善悪応し則々賞罰相行候付一統相励、蘇鉄并桑・棕梠等茂植広させ、〔中略〕且諸物貯方等之取計茂申付、〔中略〕且西田山堤井之儀田方三百七十石余之用水為補、先年堤井畦長貳拾九間、横五間、高壺丈八尺築立置候処上樋築場下より漏所出来、時々致修補候得共不相保田方過半捨置、適耕置候所茂僅之早ニ茂作稻枯損多有之候付致築替溝高七尺長六間割通、樋長三間堅固ニ仕合候付、保宜水存分相貯、田方用水不足無之、右外為筋之儀共取計、〔中略〕且仲里間切真謝村さうす原堤井之儀貳百石余之田方水為補堤井掘調置候処、井けた井溝筋相破、水致横流候故僅之早ニも及乾田候処、去年右堤井致修補、水道筋も最寄見合差通付水存分貯方相成〔後略〕

・1859年〔咸豊9・尚泰12〕前後／首里系家譜 392～393頁／向姓家譜（義村家）三世朝明（向志礼）の記事

東風平間切は連々疲弊し、内負荷や身売り人が多重に及んでいるので、下知役を召し立ててはどうかと田地奉行の申し出があり、（向姓三世朝明は）その件について承知した。間切の状態の報告を受けたところ、課税対象の所において一年でも凶作に遭えば、村々の持前の上納高さも償い難いのだが、近年は凶作が続き、諸上納物は専ら借錢をもって弁じているという状況であった。〔後略〕

【原文】

咸豊九年己未四月五日為因東風平郡困疲計振興事請旨赴郡且本年六月重請重式之時直進行蒙免許其両書左記（本文未四月五日撰政三司官御前參上被奉伺相濟候事）

御印 覚 印

東風平間切之儀、連々疲入内負荷身売人及重高居候間、下知役被召立候テハ何様可有御座哉之旨、田地奉行申出有之、御尋被仰付趣具承知仕候、依之間切様体委細承届申候処、全体高持之所ニテケ年ニテモ逢凶作候得バ村々持前之上納高サへ難相償事候処、近年凶作相続及難儀諸上納物專借錢之働ヲ以相弁置候故〔後略〕

・1859年〔咸豊9・尚泰12〕～1864年〔同治3・尚泰17〕（覚は1864年のもの）／首里系家譜 393～395頁／向姓家譜（義村家）三世朝明（向志礼）の記事

向姓三世の朝明は、上届末年〔1859〕に疲弊を改めるために東風平郡に赴いて郡民を指揮し、農業を振興して年貢を上納させ、負債を償還させた。また儲蔵の「義銭」・「義米」を

もって不時の需（凶作の用意）に備えた。〔後略〕

【原文】

同治三年甲子十二月詳蒙上届未年為変疲就興事奉 命暫直東風平郡隨即發慮指揮郡民使其振勵農業上納清賦稅下償還欠債且儲藏義錢義米以備不時之需現今有就興之景況請准仍歸鄉里弁理諸凡公務等因其呈文記左〔中略〕

（御印） 覚 印

東風平間切之儀、連々疲入内負荷身売人及重高候ニ付下知役被召立候テハ何様可有御座哉之旨、去未年田地奉（行脱力）申出有之被尋被仰下候ニ付間切之様体承届候處、近年凶作相続及難儀諸上納物專借錢之働ヲ以相弁置候〔後略〕／子十二月／義村按司

右御申出之通此程六ヶ年振間切へ御詰込、役々共勤向令勤精百姓等農事諸仕付方引励、地割配当無親疎相授混乱之地方差分、年貢上納物涯々皆納負荷返濟身売人請出疲村々立直帳面付届勘定方明白相成、其外間切中馴々之仕向引改最早凶作之為用意本手錢貯米等被備置事御座候間、都テ御申出通被仰付度奉存候、以上／子十二月／東風平親雲上

・1862年〔同治1・尚泰15〕3月15日（記事の掲載は1864年）／首里系家譜645頁／麻姓家譜（西原家）十六世真起（真為錦）の記事

去々年〔1862〕3月15日の大雨の際に安里疋潮切が破損し、「たん石」が所々流失した上に壁石垣の角石一甲が抜け落ち、その他壊れかかっている石もあった。危険であるとして（麻姓十六世の真起は）検分を仰せ付けられた。〔後略〕

【原文】

同治三年十月二十日蒙褒賞其書記于左

去々年三月十五日大雨之砌、安里疋潮切破損且たん石所々流失いたし候上、壁石垣角石壹甲抜落、其外折懸候石茂有之、危敷相成候付見分被仰付候處、右角石之儀缸かふり三巻程取卸不申者修補難相成、たん石もいの満んニ而潮干不申者不相調段石太工共申出、奥原親方并奥原里之子親雲上、其方江者かふり不取卸、たん石もいの満んニ不及修補可相調段申出候付、係奉行被仰付候處、尽工面右角石ふ楚（ほど）作ニ而懸積之形ニ差込、たん石も破所相探其形ニ応作調つれ卸丈夫ニ修補相調潮切等堅固ニ仕合、且修補用之石遣羽見合取調させ入料も兼而之賦より米壹石五斗七舂余、分千百五拾貫文余相減置候段、泊地頭被申出趣有之、職務之詮相立殊勝之至被思召候、此段可申渡旨御差図ニ而候、以上〔後略〕

・1869年〔同治8・尚泰22〕／那覇・泊系家譜41～42頁／宇姓家譜（大湾家）五世政照（宇光昌）の記事

去々年〔1869〕三度の嵐で諸農作物は吹き損じ、穀物・唐芋などが高値に及んだ。世上の飯料は逼迫して生活が非常に困難になる者もいるので、親族縁者のみならず他人にも米・錢その他の品を与え、または無利子・低利で借し与えるようにとの申し渡しがあつた。大湾筑登之親雲上（宇姓五世政照）は十分に理解して一門親類並びに困窮の者どもへ山原米3石9斗5升先を与えた。〔後略〕

【原文】

十年辛未二月二十七日恭蒙賜聖上中布二端其書記于左  
覚／中布二端／大湾筑登之親雲上

右者去々年三度之嵐諸作毛吹損穀物唐芋等漸々及高直世上飯料差迫候上京錢茂別而之不廻相成素立向至極及難儀候者茂罷在候付親族縁者不及申雖為他人米錢其外有合之品見次又者利無利下等二而借相渡当難相救候様申渡候処厚汲受一門親類并村所困窮之者共江山原米三石九斗五舛先相恵候由右之通相恵置候由各村々学校所主取中取申出趣有之殊勝之至御座候間為御褒美 右之通被成下度奉存候事〔後略〕

・1869年〔同治8・尚泰22〕／那覇・泊系家譜648～649頁／松姓家譜（仲地家）四世紀達（松懷玉）の記事

去々年〔1869〕三度の嵐によって諸農作物は吹き損じて穀物・唐芋などが高値に及び、世上の飯料は逼迫した上に京錢も特に行渡らず、生活が非常に困難になる者もいた。〔中略〕松姓四世紀達は錢3,200貫文を差し出して村の困窮者たちに恵んだ。〔後略〕

【原文】

同治十年二月二十七日蒙褒書記于左

泊村嫡子 餘平名筑登之親雲上／右錢三千貳百貫文差出候

右者去々年三度之嵐ニ諸作毛吹損、壳（穀）物・唐芋等漸々及高直（値）、世上飯料差迫候上京分（錢）も別而之不廻相成、素立向至極及難儀候者も罷在候付、親族縁者不及申雖為他人有合之品見次、又者利無利下等二而借相渡、当難相救候様申渡候処、厚汲受腰書之通差出、村所困窮之者共相恵殊勝之至候、此旨可被申渡候也〔後略〕

・1869年〔同治8・尚泰22〕／那覇・泊系家譜788頁／柳姓家譜（浦崎家）八世康兼（柳光朝）の記事

同治9年〔1870〕（1871年の誤りか、覚写の日付は未年〔1871〕：編者注）飢饉におちいった。令を奉じて村所の飢えに苦しむ者に錢を恵与するにより褒賞を蒙る。

去々年〔1869カ〕三度の嵐によって諸農作物は吹き損じ、穀物・唐芋などが高値に及び、世上の飯料は逼迫した上に京錢も特に行き渡らず、生活が非常に困難になる者もいた。〔中略〕（浦崎筑登之親雲上は）錢16,000貫文を差し出し、村所で困窮しているものたちに恵んだ。〔後略〕

【原文】

同治九年二月因年臻飢奉令村所飢苦者因錢恵与蒙褒賞其書記于左

写／泊村嫡子 浦崎筑登之親雲上／右錢壹万六千貫文差出候

右者去々年三度之嵐ニ諸作毛吹損、壳（穀）物・唐芋等漸々及高直（値）、世上飯料差迫候上、京錢茂別而之不廻相成、素立向至極及難儀候者茂罷在候付、親族縁者ハ不及申雖為他人有合之品見次、又者利無、利下等二而借相渡当難相救候様申渡候処厚汲受腰書之通差出、村所困窮之者共相恵殊勝之至候、此旨可被申渡者也〔後略〕

・1869年〔同治8・尚泰22〕／那覇・泊系家譜804～805頁／柳姓家譜（田仲家）十世康〔宓+皿〕（柳邦器）の記事

去々年〔1869〕三度の嵐によって諸農作物は吹き損じ、穀物・唐芋などが高値に及び、世上の飯料は逼迫した上に京錢も特に行き渡らず、生活が非常に困難になる者もいた。〔中略〕泊村嫡子の田仲筑登之親雲上（柳姓十世康〔宓+皿〕）は錢3,200貫文を差し出して村の

困窮者たちへ恵んだ。〔後略〕

【原文】

同治十年辛未二月二十七日蒙褒賞其書記于左

覚写／泊村嫡子 田仲筑登之親雲上／右錢三千貳百貫文差出候

右者去々年三度之嵐ニ諸作毛吹損、壳（穀）物・唐芋等漸々及高直（値）、世上飯料差迫候上、京分（錢）も別而之不廻相成、素立向至極及難儀候者も罷在候付、親族縁者者不及申、雖為他人有合之品見次、又者利無、利下等ニ而借□（相力）渡当難相救候処（様力）申渡候処厚汲受腰書之通差出、村所困之者共相恵殊勝之至候、此旨右江可被申渡者也〔後略〕

・1872年〔同治11・尚泰25〕～1875年〔光緒1・明治8〕／首里系家譜675～676頁／麻姓家譜（渡口家）十五世真全（麻文思）の記事

渡口里之子親雲上（麻姓十五世の真全）は美里間切検者の時（1872～1875年）、下知役と共に間切の役々と熟談し、田畑の耕耘、諸上木の手入れの仕方、肥料の取扱い、耕地の管理などについて指示を入念にし、地域の風俗の悪いところをもすぐに改めたので、農務は盛んになり風俗も改善された。〔中略〕また登川村の近辺には井川がなく、もと川という三合程離れた所から用水を汲み取っていたのが、右の川筋は地形が悪く、雨天の際には泥土が流れ込んで利用し難くなり、遠方から汲み取る状況であった。用水の不便は勿論、百姓たちの手間を費やして農業の支障となっていたので、竹下原という村から1合5勺ほどの所に泉を見出して、井川を調える費用を計上したところ、多分の錢高に及び、疲弊している村では支払い能力がないと訴え出たうえで、御位願の者を集めて工費を負担させ、井川を何とか掘り調えた。用水の支障をなくしたことで、汲み取りの手間を省き永々の利益となった。〔中略〕大里村の浜側の宿道ならびに雨城小川原は雨天の時に人馬の往還に支障があり、下知をして両所とも缸を架けたので、現在は雨天の際にも人馬往来に支障がなくなった。〔後略〕

【原文】

光緒元年乙亥十二月二十九日蒙褒書其書記于左

其方事美里間切検者之時、下知役相合役々熟談を以田畠耕方諸上木仕立手入方壅取扱地面格護方等之差引入念所俗茂不宜儀共者則々引改候故、農務勵立所俗茂宜相成、〔中略〕且登川村之儀村近辺井川無之もと川与申三合程之所より用水汲取候上右川筋地形下之所ニ而雨天之節者泥土流入難相用遠所方々相懸汲取候向ニ而用水不自由者勿論百姓共手隙を費し農業之支相成候処、竹下原与申村より壺合五夕（勺）程之所江泉見出井川調料賦立候得者太分之及錢高疲村出錢迄ニ而者不能力訴之上御位願之者相揃井川結構堀調用水無支相達候上汲取方ニ付手隙相省永々為筋相成、〔中略〕且大里村之下浜宿道并雨城小川原之儀雨天之節人馬往還差支候付下知方を以両所共懸缸仕合至当分者雨天之節茂人馬往来無支相達〔後略〕

## 5 系図家譜関係〔久米村系・宮古・多良間〕

データベースの項目は以下の通りである。

・西暦／期間(中国暦)／場所／種類／出典史料／頁数

【原文】【要約】

・1713年／1713年(康熙52年)／宮古島／飢饉／平良市史第三巻資料編1前近代／p254

【原文】

右者狩侯大神武ケ村去辰年大飢饉之砌及餓死家内相禿侯者多其上男女五拾人余方々江致離散侯付其以来年増疲入殊ニ頃年相積諸作毛致不出来諸上納未進相立侯付百姓極々相怠作職茂致油断侯付噯役人ヨリ村中熟談を以右面々並村中之者共三手ニ差分ケ下知人相立侯付離散之者共茂召集面々地方帰渡模合耕を以為相働不断作場江茂走廻致下知侯付怠居侯百姓共勸立折角相働侯付未進穀四古九拾四石余去丑年ヨリ来申年迄年符上納之賦侯処年々過上を以相納侯付当年迄ニハ皆納仕侯上拾七石九斗余上納過有之侯来申年冠船御申請御手当ニ付而兼而段々被仰渡置侯趣汲受年来疲入侯百姓引進其詮相立侯間似合之御取持被仰付度旨噯役人申出侯由在番頭申越有之遂披露侯処殊勝之至被思召上以後役願之砌其功可被見合侯御差図ニ而侯以上

午八月廿日

伊計親雲上

高江洲親雲上

御物奉行

【要約】狩侯・大神村は去辰年（1712年）の大飢饉の時に餓死が出て一家ともに全滅するものが多く出ました。

・1726年／1726年(雍正4年)／水納島／備蓄／平良市史第三巻資料編1前近代／p266

【原文】

雍正四年丙午多良間船為作事役に千八重山島公事全終帰島

雍正五年丁未十月二十七日任水納目差

附多良間島目差役之時忠孝姓塩川与人玄秀相随富里川修甫仕用水自由相達於之宮古島詔相達蘇鉄首子四百九拾五本持渡塩川村石原余地水納島江植付爾今盛生仕所中之重宝ニ成

【要約】蘇鉄首子495本を持ち渡って塩川村の石原の余地水納島へ植え付けました。

・1735年／1735年(雍正13年)／琉球本島／大風・雨・川の決壊／那覇市史資料編第1巻6家譜資料二(上)／p371

【原文】

雍正十三年乙卯八月十六日(温)奉 命前至羽地依法決川以安百姓原是国頭府羽地縣民田極廣内有大川其源出于萬山間馳至羽地遂起氾濫之憂窃按本國決水無法灣々曲々皆非順流之性故每霖雨加水則逆流湍湍衝破民田拳縣之民年々修之補之而不能免其痛本年七月暴雨大興川水送怒而羽地民田為洪水所壞其憂既極無力可施(温)奉 命為決川修田事前赴羽地此時隨(温)務決川之事者御物奉行毛氏田里親方盛債高奉行向氏澤岷親方朝衛向氏祢霸親雲上朝意加勢高奉行武氏奥原親雲上崇満且奉 命從(温)学決川之法兼務其事者向氏本部按

司朝隆向氏美里按司朝孝向氏浦添親方朝夷（時在御書院奉行）向氏識名親方朝榮（時在寺社奉行）夏氏系〈ママ〉親雲上賢厚（時在御物奉行吟味役）本月二十一日齊起身二十二日前至羽地改決其川時由法司毛氏美里親方安満告老致仕而九月二十五日識名親方奉 旨入京授法司職馬氏富島親雲上良連毛氏手登根親雲上安因奉 命為加勢奉行而務其事但奉行十員筆者二十四員分為十隊朝出夕帰依法決川兼修民田乃至十一月十七日既終其功百姓大安十八日起身二十日回京辱蒙 聖上幸于浦添驛以俟（温）之復 命更賜（温）等御菓御茶翌年正月六日（温）陸紫地浮織冠位時賜御筆御感之状壹張（發賜此状自温而始）及金織錦帶壹條（按司親方奉行五員每員賞賜御掛物一幅綿子二把黄冠奉行五員每員賞賜直上布三疋筆者二十四員醫士一員每員賞賜直上布一疋）御感之状曰

（原文草書）

去七月大風雨、羽地川致破損、民田忘（亡カ）失之處、御自分水利之傳有之、殊百姓之為不被顧辛勞被致下知、且又數輩江相傳幾百世國家之為相成感悦之至候、為忠恩紫浮織八卷給之子孫可被申傳候、謹言

中山王  
御姓諱御判

正月六日

具志頭親方殿

本年十二月十日（温）奉 命總理諸縣山林之事原是本国無能知山林之法者而国人逐年加繁山林逐年増衰由是中頭府内棚原山林已絶北谷讀谷山越来美里具志川五縣山林殆絶国頭府内恩納名護金武本部今帰仁五縣山林漸衰美材已絶唯羽地大宜味久志国頭四縣猶是稍有美材耳再歴数十年則一国當用之材必有欠焉而末如之何也已矣（温）等議奏此事乃設奉行三員令武氏富濱親雲上崇賀管于北谷讀谷山越来美里具志川棚原等處令馬氏富島親雲上良連管于恩納名護本部今帰仁等處今東氏高安親雲上政副管于金武久志羽地大宜味国頭等處（温）奉 命始以山林之法而督其事

【要約】1735年7月暴風と雨により羽地川が決壊し、多くの田が失われました。

・1748年／1748～51年(乾隆13～16年)／多良間島／大嵐／平良市史第三卷資料編1前近代／p491

【原文】

乾隆十六年辛未從御評定取綿子三把賜之

附此時御褒美書付左記

多良間島之儀者辰年以来大嵐之災殃有之諸作物致不熟年貢米飯粉差迫貯穀納借を以乍漸筭合置候彼島之儀地方狹薄地ニ而侯得共雜作方一簾手替相働不申は百姓可及難儀積而右之面々彼島渡之節氣を付百姓等熟淡いたし島中無益之失墜事共召留作方段々手組を以相働侯付而ハ上納米無滞相納其上大変式百五捨石余内貯相納置去年飢饉之砌右貯麦を以百姓等飯粉無不足相続其外島中之為段々宜相計置候段在番頭ヨリ申越在之候間為御褒美右通被成下度奉存候事

【要約】多良間島は去辰年（1748年）以来大嵐によって諸作物が成熟せず年貢米や飯料に困っています。

・1749年／1749年(乾隆14年)／多良間島／飢饉／平良市史第三卷資料編1前近代／p160



【原文】

乾隆十一年丙寅二月十四日為仲筋村耕作筆者  
木棉布三瑞

右乾隆十四巳年当島飢饉之節粟六石二蘇鉄千六首四拾斤自物を以以及飢侯者共え見次侯付其者共え命相凌侯由在番頭申越侯付為御褒美右通被成下度奉存侯事

【要約】(仲筋村耕作筆者は、) 乾隆 14 年 (1749 年)、多良間島で飢饉のとき、粟 6 石と蘇鉄 6 首 (40 斤) を飢えている人々に与えました。

・1752 年/1752 年(乾隆 17 年)/琉球本島/備蓄/那覇市史資料編第 1 卷 6 家譜資料二  
(上) /p376

【原文】

乾隆十八年癸酉十二月二十五日蒙賜御掛物一幅原是向氏崎吉里之子親雲上朝興具志頭間切  
檢者役尽心竭力能修其職因此 (温) 等承褒賞其言上如左

覚 (原文草書)

掛物一幅

具志頭親方

右具志頭間切之儀、去辰年崎吉里之子親雲上江檢者被仰付午年代合之筈御座候處、兩惣地頭依申出勤越被仰付、此程致下知候處、風俗相糺無益之失墜召留、且具志頭、玻名城、座嘉比、安里、仲座、與座六ヶ村、田方三百六拾石餘天水田ニ而候處、農時之隙を以世持川与申所よ里一里貳合餘水道差通早魃之災殃相凌、且白水川与申所よ里岩堀通又者割取候而水道相捌 (ママ) 三拾石餘取実之田堀調且走川板川与申所ニヶ所、川尻、あたん山明開三石餘取実之田堀調、且米貳拾貳石餘取実之仕明田雜石八石壹斗餘取実之畠買入候、貯方之儀定数管合不申候得共、右田畠之取実年々相貯候付、年増積重申積候故、所遣又者貯用ニ差分置候田畠、村々江差通、且米雜石于芋取合六百三拾八石餘相貯其外、田芋蘇鉄室為相仕立置銀錢をも相貯置候付、凶年差当候共心遣無之、右之外ニも段々間切中之為相成候働仕置候付、最早百姓中有来先様心遣無之候間、此節より檢者被召留度旨、兩惣地頭申出有之、御奉行江吟味申渡候處、申出之通檢者召留、且又件之次第殊勝之働御座候間、為御褒美右通被成下度旨申出候条、其通被仰付度奉存侯事

以上

西十二月廿五日

【要約】具志頭間切の具志頭、玻名城、座嘉比、安里、仲座、與座の六ヶ村は、田方が 360 石余りの天水田があります。農業のひまを見て世持川から 1 里 2 合ほどの水道をつくり早魃等の災殃を防げるようにしました。白水川というところから岩を堀って水道をつくり 30 石あまりの田を堀り調べました。… (中略) …田芋・蘇鉄をよく育て、銀錢なども貯えて凶年になったとき心配が無いようにしました。

・1771 年/1771 年(乾隆 36 年)/宮古島/大波/平良市史第三卷資料編 1 前近代/p289

【原文】

同 (乾隆) 三十一年丙戌十一月二十一日為佐和田村耕作筆者

佐和田村之人民懈干農事欠缺貢賦甚多随与人目差尽心竭力克勸農業克省費財習俗漸革所虧之賦全得収清是以監撫頭目稟 (欠) 中山官府三十九年甲午三月十四日轉奏蒙賞叙赤八卷其

褒書左記

附

佐和田村之儀農業相忘上納□□漸地租之加勢を以相調候故ル去丑年□佐和田与人噯役御繰替被仰付候付而□専耕作は働入念農人共毎朝耕作屋□惣揃させ各作場江差出右面々式与ニ差分村頭并農功之者召附毎日仕口見属させ与人目差は惣廻ニ而致下知且はんすいも植模相教取実相増且麦相減粟敷相□□候趣去ル卯年大波二粟敷□紛被引□□侯得共上納穀貯穀被□□□□且唐□□挟有之御用布調方差支候付相広手入等申渡候処出来方宜他村江茂上布下布俣渡且芭蕉芋蘇鉄黒次棕栢之儀有少御用向差支候付折角仕立方申渡不断無買入相調且塩之儀茂干場差広手広焼出させ村中勝手能相成且諸野菜たばこ作方茂余地之捨置候所仕□申渡用分無不足相達且男女共呑酒干間敷風俗悪敷有之候処是亦相□漸々締方宜穀物之費少相成右□□反下知方宜故寅卯式ケ年之宿穀未進穀合九百拾六石七斗余致皆納其外段々相働所之為相成候由在番頭申越有之殊勝之至御座候間為御褒美右通被成下度奉存候事佐和田村涉下地耕地地難往還奉憲令□石橋干共交自此工人得其所是以達中山官府恭賜□褒書其左記

附

佐和田疋積立所之重宝相成尤右疋積役勤星之儀者被成下置候得共永々所之為相成候間右次第勤書載候様被仰付被下度旨去年疋積役国仲与人願出之趣有之候条申出之通永々相□□之勝手相成可申哉何分その訳民□可申上旨被仰下趣奉得其意□然者□□之儀下地と申離江伊良部五ヶ村作場多有之潮時点罷渡候職仕候村人口□之往還手隙之費者勿論潮引強所間ニ及危命候者茂有之去亥年御検使疋積立方被仰付候付在番頭ヨリ疋積役申渡普請成就仕候付勤星相記筆者祢覇にや儀疋積普請之稽古仕置候□伝絡之通積立置候訳を以去ル丑年耕作筆者被仰付置候然処右疋積去卯年大波為之時所々相破候得共致大修甫当人馬之往還支無之所之重宝相成申候段在番頭ヨリ御間合申上候処此段勤書ニ書載候様

【要約】去卯年（1771年）の大波に粟が…（欠落）…であるけれども上納用の穀物や、貯えている穀物…（欠落）…。〈中略〉佐和田疋は、去卯年（1771年）の大波によってところどころ破損しました。

・1771年／1771年(乾隆36年)／多良間島／大波・飢饉・病人／平良市史第八巻資料編6  
(考古・人物・補遺)／p534

【原文】

同年(乾隆)多良間島大波揚以後及飢饉病人及死人出来候段飛船以申来候付諸事為下知方從地船友利船到干彼地公事全終帰帆之砌風逢不順御国許江致漂着從同船帰島

附此時無例之飢饉ニ付而飢米又はいもかつら段々差渡候得共餓病人并死人出来候段飛船を以申来候付在番筆者名嘉真筑登之親雲上詰医者知念春林相合諸事為下知方地船より十一月罷渡勤方相濟次辰二月九日帰帆之砌風逢不順洋中段々及難儀同十二日那覇川漂着仕御届申上候処及言上首尾能相濟候付二月廿八日那覇出帆慶良間嶋潮懸同廿日同所より出帆三月三日帰嶋仕候

【要約】(1771年)多良間島に大津波が押し寄せ、以後飢餓や病人が出て、死人も多く出ました。…〈中略〉…この時例の無い程の飢饉になり飢饉になったときの非常食の米や芋かずらなどをいろいろ運びましたが飢え病人が出て多くの死者を出しました。

・1772年／1772年(乾隆37年)／多良間島／飢饉／平良市史第三卷資料編1前近代／p379

【原文】

同(乾隆)二十六年辛巳飛船水納舟ヨリ宮古島罷登首尾能帰島  
木棉布三反

右乾隆三十七年多良間島飢饉之時牛式疋自物以て及飢侯者共江見次侯付其者共餓命相凌  
侯由在番頭申越侯付為御褒美右通被成下度奉存侯事

【要約】乾隆37年(1772年)、多良間島の飢饉の時、自らの牛二疋を飢えている人々に  
与え、命を助けました。

・1772年／1772年(乾隆37年)／多良間島／飢饉／平良市史第三卷資料編1前近代／p466

【原文】

乾隆三十七年壬辰十一月十六日白木綿布二端拝領之

附多良間島之儀長々飢饉病人多出来侯付右飢米為宰領罷渡侯砌身物より粟式石五斗起味  
増中壺壱本数合力及飢侯者共補助相成侯由在番頭申越有之殊勝之至御座侯間為御褒美右通  
被成下度奉存侯事

【要約】(1772年に)多良間島では、長く飢饉となり病人が多く出ました。

・1772年／1772年(乾隆37年)／宮古島／大風／平良市史第八卷資料編6(考古・人物・  
補遺)／p644

【原文】

同(乾隆)三十九年甲午宮古嶋之儀去々年五月大風有之粟被吹損下里西里東仲宗根三ヶ村  
諸船積穀及不足諸村江足穀申渡候処僅計差出過半不足二付亦々比嘉上地保良新城四ヶ村江  
足穀申付候処粟百式捨石差出首尾能耕荷相調候諸村一等之災殃二而候処乍兩度足穀相弁候  
儀畢竟役々兼而計得方宜故件之次第一稜之働侯由在番頭申越有之役務之詮相立殊勝之至候  
猶以出精致勤務候様從三司官御方御書付を以被仰下侯事

【要約】宮古島は去々年(1772年)に大風があり粟に被害がありました。

・1776年／1776年(乾隆41年)／多良間島／粟不出来／平良市史第八卷資料編6(考古・  
人物・補遺)／p727

【原文】

一同年多良間嶋之儀当作之粟蝸牛相付三度蒔直候上大雨降先蒔之粟下葉植ニ而委ク致不熟  
大變之年ニ而上納米出先念遺之由詰役人より間合申越候付檢見筆者として楷立船より罷渡  
両村上納高無不足取メ首尾能相勤帰嶋

【要約】多良間島は乾隆41年(1776年)に粟にカタツムリがつき三度も蒔き直し、その  
うえ大雨が降ってしまい先に植えた粟の葉の下に植えることとなり多くが不作で大変な年  
となってしまいました。

・1785年／1785年(乾隆50年)／多良間島／飢饉／平良市史第三卷資料編1前近代／p466

【原文】

同(乾隆)五十二年丁未銅板齋一端拝領之

右者御当地之儀去々年無類之飢饉ニ而未々至而及困窮御救方被仰付候得共御物逆茂不相続所穀物為才覺飛船使被差し渡候処宮古島之儀茂同前強難之折柄一涯御奉公之為と存各応能力穀物借上殊勝之至御座候間右通口御褒美被成下候事

【要約】 去々年（1785年）は無類の飢饉となり末々までみな困窮してしまいました。

・1788年／1788～99年(乾隆53～嘉慶4年)／多良間島／飢饉／平良市史第八卷資料編6  
(考古・人物・補遺)／p538

【原文】

同四年己未二月朔日為仮若文字

塩川村耕作仮筆者之時仮若文字

譜久山尔也

右者仲筋塩川式ケ村之儀去申年以來飢饉打続百姓至極疲入諸上納物及不納畠方茂荒地ニ相成候處暖役人より村中之者共召寄段々引勸男女追立相耕させ右面々毎日作場走廻致差引暖役人茂不断罷出加下知候故到去年者仕上世所遣兩座之上納穀全相納候上粟雜穀反布取合仲筋村式百八拾七石余塩川村式百貳拾四石余未進上納之方江相納定納布茂無不足相納且大地者木棉花致不出来御用布調兼候處式ケ村ニ者相応出来木棉布納高全相調且此中菜種子作立無之大地より油買入を以相用候處去々年種子相求地方見合蒔入菜種子致出来油垂調鳴用相違未進上納之方江茂菜種子相納所之潤相成候段暖役人申出候由在番頭申越有之遂披露候處殊勝之至被思召候以後役願之砌其功可被見合旨御差図ニ而候以上

未

九月朔日

米須親雲上

御物奉行所

【要約】 仲筋・塩川村は去申年（1788年）以来、飢饉が続き百姓たちは大変困窮してしまい、諸上納米畠・不納畠も荒地となってしまいました。

・1791年／1791年(乾隆56年)／多良間島／大風・飢饉／平良市史第八卷資料編6(考古・人物・補遺)／p645

【原文】

同五十六年辛亥当嶋大風之災殃有之且飢饉為御届從馬艦上国首尾能相勤帰嶋

【要約】 多良間島は乾隆56年（1791年）大風の災害があり、飢饉となりました。

・1793年／1793年(乾隆58年)／多良間島／飢饉／平良市史第八卷資料編6(考古・人物・補遺)／p645

【原文】

同五十八年癸丑多良間嶋飢饉惣体耕作方相怠ニ付為下知方罷渡首尾能相勤帰嶋

【要約】 多良間島は乾隆58年（1793年）、飢饉となりました。

・1797年／1797年(嘉慶2年)／宮古島／備蓄／平良市史第八卷資料編6(考古・人物・補遺)／p626

【原文】

右者蘇鉄之儀飢饉之節飯料之補相成候付村々江頭割を以兼而植付置候様被召定置候付下知人等相立出精相働せ頭割之外手広仕立方致置候間相当之御取持被仰付度旨在番頭申越趣有之遂披露候処殊勝被思召候先様猶以出精致勤務候様可被申渡旨御差図ニ而候以上

九月

小禄親雲上

御物奉行

【要約】蘇鉄は飢饉の時の食糧の補いとなりますので村々の頭割り（納税対象者の数で割る）で植えつけるようにとの仰せがありましたので指示を出して植えております。頭割りの他の人にも行わせ手広く育てております。

・1800年／1800～1811年(嘉慶3～16年)／多良間島／飢饉／平良市史第三巻資料編1前近代／p162

【原文】

同四年己未仲筋塩川二ヶ村御用物之胡麻并切支丹改帳為宰領宮古島江罷登首尾能相勤帰島宮古島塩川村杣山筆者

下地にや

右者仲筋塩川二ヶ村之儀去申年以來飢饉相続百姓至極疲入諸上納物及不納島も荒地ニ相成候処噯役人より村中之者共召寄段々引勸男女追立相耕させ右面々毎日作場壺廻致差引噯役人より不断罷出加下知候故到去年仕上せ所遣両方之上納教全相納候上粟雜穀反布取合仲筋村式百八拾七石余塩川村式百式拾四石余未進之方之相納定納布も無不足相納上大地者木棉花致不出来御用布調急候処式ヶ村には相応に出来木棉布納高全相納上此中菜種子作立無之上地より油買入を以相用候処去々年種子相求地方見合蒔人菜種子致出来口調島用相違未進上納之方江も菜種子相納所之潤ニ相成候段噯役人申出候由在番頭申越至之遂披露候処殊勝之至被思召以後役願之砌其可被見合旨御差図ニ而候以上

未九月朔日

兼次親雲上

御物奉行

【要約】仲筋・塩川の二ヶ村は、前の申年（1800年）以来飢饉が続いて百姓たちは、大変困窮してしまい上納用・不上納用の畑も荒れ果ててしまいました。

・1804年／1804年(嘉慶9年)／宮古島／粟不出来／平良市史第三巻資料編1前近代／p496

【原文】

嘉慶元年丙辰九月十五日為前里村杣山筆者

前里村杣山筆者

名嘉真仁也

右者此節之儀年貢米調方之一件ニ付御取訊段々被仰付候旨趣役々蔵元江召寄此涯随分相働御要用全相調候様堅申渡置候処以之外粟致不出来兼て之考礮と相違相成及世帯候処前里村之儀年貢米無不足取図御時節柄能汲受出精之稜相見得殊勝存当申候間為御褒美被仰付度奉存候此段御問合申上候以上

子五月廿六日

宮古島頭

砂川親等上

同 下地親書上  
同 平良親雲上  
同在番筆者  
親泊里之子親雲上  
同 西平里之子親雲上  
同在番  
垣花親雲上

【要約】(1804年宮古島前里村は) 粟が出来なくなりました。

・1824年/1824~5年/(道光4~5年)/宮古島/飢饉/平良市史第三巻資料編1前近代/p195

【原文】

(道光) 同七年丁亥三月朔日銅板齊一端拝額之

右者御当地之儀去ル申秋ヨリ翌酉春迄飢饉ニテ末々至テ及困窮御救方被仰付候得共御物進モ不相継所ヨリ穀物為才覚飛船使被差渡濟候処一涯御奉公之儀ト存各応財力穀物借上殊勝之至御座候間為御褒美右通被成下候事

亥三月朔日

【要約】宮古島は、前の申年(1824年)から翌酉(1825年)の春まで飢饉になり末々のものまで困窮してしまいました。

・1824年/1824年(道光4~5年)/宮古島/旱魃、大風等の災殃/平良市史第三巻資料編1前近代/p196

【原文】

覚

西仲宗根目差之時大筆者

松川筑登之

右者宮古島之儀御檢使被差渡程久敷事ニテ風俗惡敷其上去申年旱魃大風等之災殃有之人家田畠山ヲモ相損百姓共農事相怠及難儀去ル辰年御仕置為調部御使者被差渡候ニ付右面々江諸御用弁達方申渡島中馴々ヲ以テ猥リニ取行來候儀共又ハ都テノ事差引方取締之吟味且伊良部仲地兩村人居少極々疲入村倒之涯相及候ニ付疲労立直候手筋且役々名子拘人之内千五百人余各本生之村所江差歸候者共先様余並立行諸上納物相調候手筋且村々百姓共御定之畠地持不足之者共江渡用地方明開方且海垣猥リニ明作毛之隙相成候場所樹木アタン植付方且藍真字仕立方不行届多分買入ヲ以テ相弁穀物之禿及重高百姓共疲労之基ト差見得候ニ付株々差分ケ取締方右外例外之御用ハ少事之儀迄モ悉ク取捌申渡其上面々都テノ規模帳式拾壹冊組立方等申渡候処御用之程厚ク汲受昼夜出精相励首尾能引結規模帳之儀モ御模先例モ悉敷相糺何レモ吟味ヲ以テ組立清書ニテ差出候段在番頭申越趣有之遂披露候処殊勝之至被患召候先様猶以出精相勤候様可被申渡旨御差図ニテ候以上

未二月十五日

与那覇親雲上

武富親雲上

御物奉行

【要約】宮古島は、前の申年（1824年）には旱魃や大風等の災害があり人家や田畠、杣山などに損害が出て、百姓も農業を怠って、困ったことになりました。

・1824年／1824～5年(道光4年)／宮古島／飢饉／平良市史第三巻資料編1前近代／p468

【原文】

同（道光）七年丁亥三月朔日桐板齋一端拝領之

右者御当地之儀去ル申秋ヨリ翌酉春迄飢饉ニ而末々至而及困窮御扱方被仰付候得共御物逆茂不相続所ヨリ穀物為才覚飛船使被差渡候処一涯御奉公之儀ト存各応能力穀物口上殊勝之至御座候間為御褒美右通被成下候事

亥三月朔日

【要約】宮古島は去申年（1824年）から翌酉年（1825年）の春まで飢饉になり末々までみな困窮しております。

・1824年／1824～5年(道光4～5年)／宮古島／飢饉／平良市史第八巻資料編6（考古・人物・補遺）／p539

【原文】

同七年丁亥三月朔日銅板齊一端拝領之

右者御当地之儀去ル申秋より翌酉春迄飢饉ニ而末々至而及困窮御救方被仰付候得共御物逆も不相続所より穀物為才覚飛船使被差渡候処一涯御奉公之儀与存各応財力穀物借上殊勝之至御座候間為御褒美被成下候事

亥

三月朔日

【要約】宮古島は去申年（1824年）秋から翌年（1825年）春にかけて飢饉になり末々までみな困窮してしまいました。

・1824年／1824～5年(道光4～5年)／宮古島／飢饉／平良市史第八巻資料編6（考古・人物・補遺）／p544

【原文】

同七年丁亥三月朔日煙草一斤拝領之

右者御当地之儀去ル申秋より翌酉春迄飢饉ニ而末々至迄及困窮御救方被仰付候得共御物逆茂不相積（続）所より穀物借上殊勝之至御座候間右通御褒美被仰付被下度奉存候事

三月朔日

御物奉行所

【要約】宮古島は去申年（1824年）秋から翌年（1825年）春にかけて飢饉になり末々までみな困窮してしまいました。

・1824年／1824～5年(道光4～5年)／宮古島／飢饉／平良市史第八巻資料編6（考古・人物・補遺）／p703

【原文】

同七年丁亥三月朔日白麻一束拝領之

右者御当地之儀去ル申秋より翌酉春迄飢饉ニ而末々至而及困窮御救方被仰付候得共御物  
通も不相続所より穀物為才覚飛船使被差渡候処一涯御奉公之儀与各応財力穀物借上殊勝之  
至御座候間為御褒美右通被成下候事

亥

三月朔日

【要約】宮古島は去申年（1824年）の秋から翌年（1825年）の春まで飢饉になり末々の  
ものまで困窮しました。

・1824年／1824～5年(道光4～5年)／宮古島／飢饉／平良市史第八巻資料編6（考古・  
人物・補遺）／p706

【原文】

道光七年丁亥三月朔日国分煙草一斤拝領之

右者御当地之儀去申秋より翌酉春迄飢饉ニ而末々至而及困窮御救方被仰付候得共御物  
通も不相続所より穀物為才覚飛船使被差渡候処一涯御奉公之儀与在各応財力応し穀物借上  
殊勝之至御座候間右通為御褒美被成候事

亥

三月朔日

【要約】宮古島は去申年（1824年）の秋から翌年（1825年）の春まで飢饉になり末々の  
ものまで困窮してしまいました。

・1835年／1835年(道光15年)／多良間島／大風・早魃等災殃／平良市史第三巻資料編1  
前近代／p412

【原文】

同二十二年一壬寅出物御用布為宰領馬艦船ヨリ五月三日上国首尾能相

勤春立船ヨリ九月三十日帰島

口上覚

恐多御座候得共申上候私事去未年多良間島詰筆者之時無類之大風早魃等災殃有之其上水納  
島之儀御救米等相渡候付早々御届不被仰上候而ハ不叶儀ニ付七月之頃ヨリ彼島五反帆地船  
御取仕出先順之筆者宰領被仰付順風待居候得共十月押福候迄順風無之終ニ相断候付早々押  
船を以御届被成候方ニ御吟味を以話合之筆者共飛脇使被仰付候得共冬深ク相成其上□□□  
古過勞相付候故何れも相厭断出候付私事此涯之御奉公と奉存海上之□□□□罷登御用向首  
尾能相弁□□□奉願侯者御成合之程如何敷御座□□右体之御用相勤置候方々其御取持□□  
立身被仰付置候例も御座候由承□□□何とぞ右件別段被思召上似合之御取持被仰付被下度  
奉願侯此旨宜様御取成奉頼候以上

寅二月

嘉手苺目差

砂川仁屋

【要約】去未年（1835年）多良間島詰筆者のとき、無類の大風・早魃等災殃がありました。

・1835年／1835～36年(道光15～16年)／宮古島／大風・飢饉／平良市史第八巻資料編6  
（考古・人物・補遺）／p546



【原文】

同年八月二十八日黄八卷添而為惣横目

宮古嶋惣横目

覚

与那覇与人

右者宮古島之儀去未申兩年無類之大風飢饉等之災變有之一統疲入諸上納物調兼風俗も不宜百姓等別而及難儀□段被聞召上諸事為取計翌酉年私共渡海被仰付下嶋之上諸役人之内人体見合右面々係り申付其段御間合申上召遣候処御用之程厚ク汲受万反出精相勤諸役人并役人子孫共名子拘多ク村百姓相減諸御用弁兼嶋□疲行候体相見得候付頭以下末々迄名子拘相糺各分成□□（見合）名子致減少男女六百人余村々江差帰候付百姓格別潤立諸御用向弁達宜ク相成且座々諸村之帳面取調部方其外万反御用骨折出精首尾能相勤一稔之働殊勝之者御座候間御賢慮之上首里大屋子与人蔵筆者ハ相当之御褒美被仰付目差以下者上国老度之旅功被成下度奉存候此段奉得御差図候

以上

子

十月

仲本筑登之親雲上

上原里之子親雲上

豊見山親雲上

【要約】宮古島は去未申年（1835・1836年）無類の大風・飢饉の災害に見まわれすべて困窮し諸上納物も足りず、生活もよくなり百姓たちも困っております。

・1835年／1835～36年(道光15～16年)／宮古島／大風・飢饉／平良市史第八卷資料編6  
(考古・人物・補遺)／p594

【原文】

同（道光）二十年庚子八月二十八日為多良間首里大屋子

覚

多良間首里大屋子

右者宮古嶋之儀去未申兩年無類之大風飢饉等之災殃有之一統疲入諸上納物調兼風俗も不宜百姓共別而及難儀候段被聞召上諸事為取計翌酉年私共渡海被仰付候付下嶋之上諸役人之内人体見合右面々係申付其段御間合申上召遣候処御用之程厚ク汲受万反出精相勤諸役人并役人子孫共名子拘多村百姓相減諸御用弁兼嶋中疲入候体相見得候付頭以下末々迄名子拘相糺各分成見合名子致減少男女六百人余村々江差帰候付百姓格別潤立諸御用向弁達宜相成且座々蔵々諸村之帳面取調部方其外万反之御用骨折出精首尾能相勤一稔之働殊勝之者共御座候間御賢慮之上首里大屋子与人蔵筆者者相当之御褒美被仰付目差以下者上国老度之旅功被成下度奉存候此段奉得御差図候以上

子

十月

仲本筑登之親雲上

上原里之子親雲上

豊見山親雲上

【要約】去未申年（1835・1836年）無類の大風と飢饉の災殃がありすべて困窮してしまいました。

・1836年／1836年(道光16年)(近年)／宮古島／凶作・飢饉／平良市史第三卷資料編1  
前近代／p396

【原文】

口上覚

仲地村杣山筆者

下地仁屋

右者伊良部五ヶ村之儀離嶋之事ニ而諸御用筋船路往来於以致弁達就中御用布調方ニ付而ハ  
紺かすり染出亦者口織調部入候逆紺屋人識手之者共毎度平良方漕渡天氣次第ニ者数日致滯  
留男女手隙之費無際限夫故御用布調方年々及難渋舶々出帆涯差通漸引結候体御座候処近年  
凶作相統諸上納物調急候上去子年大飢饉之節餓死人多ク致出来人居相減弥增至極難渋之砌  
御用布かすり壹反分調部方ニ付而茂僅之人足ニ而毎日程船路致往来村方都而之用筋差支候  
迄ニ而無之農事肝要之時節をも取後方々以及不勝手右ニ付而者通年猶以疲増終難立行体ニ  
茂可成立段召及五ヶ村御用布紺かすり染出又者口織取調部等之儀於村所々我々始構之筆者  
共出張一所取寄見調部取究織取させ候様一往御免被仰付度旨拾九年成寅年御訴訟申上其通  
被仰付候付而ハ御用布差引而之儀此以前より者格別共励無之候而不叶事ニ而仲地村耕作筆  
者故川満仁屋者五ヶ村筆者共之内御用布調様取馴候者ニ而御用布見調部構申付候処川満  
病氣引入ニ付右下地仁屋去戌年国仲村耕作仮筆者之時川南足勤申付候処五ヶ村御用布見調  
部致精勤全引結候処川満致病死翌亥年ニ者川満跡代之儀耕作筆者故当銘仁屋江申付下地引  
取為申事候処当銘事茂致病死候付而去卯年より者彼下地仁屋江御用布口織見調部紺かすり  
染出取究方等手元申付去年迄五年振相勤御用之程厚汲受家内方差離不断村所結込携之御用  
布調掛而五ヶ村紺かすり染出次第位之分量取究口織取調部又者荒細白御用布口織方等入念  
且織取中右村々毎日差越織付様彼是致穿鑿骨析出精相勤候故村方人足之費無之五ヶ村大抵  
為筋相成誠殊勝之働と存申候間右件之次第別条之御取訳於以何卒似合之勲功御取持被仰付  
被下度奉頼候左様御達被下候処其身之冥加者勿論余之筆者共励之為ニ茂可相成哉与乍恐此  
段申上之事御座候条右之趣を以幾重ニ茂可然様御取成可被下儀奉頼候以上

佐和田目差

小禄仁屋

佐和田国仲南村下知役懸而長浜目差

小禄仁屋

伊良部目差

保栄茂筑登之

長浜与人

国仲与人

伊良部首里大屋子

【要約】近年(1836年)凶作が続き、去子年(1828年)の大飢饉の時餓死者が多く出ました。

・1836年／1836～41年(道光16～21年)／多良間島／大嵐・飢饉／平良市史第三卷資料  
編1前近代／p497

【原文】

同（道光）二十年庚子八月二十八日為新里目差

覚

宮古島多良間目差之時新里目差

塩川筑登之

右者多良間島之儀去申年以來大嵐飢饉等相續百姓疲入年貢諸上納物調兼及難儀候處去戌年右面々詰役ニ而罷渡百姓共熟談を以農業引勵下知人等見合申付作場為致差引乍其上身共ニも立合折角致下知模合開地等為致候付は右出実粟仲筋村六石式斗余塩川村三石出来□□年菜種子作立無之候處去々年種子申□作立させ仲筋村老石八斗余塩川村式石余出来且右兩村仕上世所遣等之定納穀皆納させ候上前役次渡之未進穀仲筋村式百三拾六石余塩川村式百五拾四石余去年迄皆納且離小島ニ而取合内貯無之候而不叶事候處百姓共申觀相調させ且仲筋村粟八石七斗余塩川村式拾式石余留置段々島中為勤取計仕置候段在番頭申越之趣令承達役務之詮相立殊勝之至候先様猶以出精相勤候様可被申渡存候也

丑九月十五日

三司官

右通被仰渡候間此旨可被申渡候以上

丑九月

豊見山親雲上

富島親雲上

宮古島

在番

【要約】多良間島は去申年(1836年)以來大嵐と飢饉が続き百姓たちは困窮しております。

・1840年／1840年(道光20年)(連年)／琉球国／飢饉／那覇市史資料編第1巻6 家譜資料二(上)／p41

【原文】

道光二十年庚子六月初四日為因有

聖諭改為四年遣使朝貢一次請仍舊二年遣使朝貢一次事奉 命為大通事隨王舅向邦正恩河親方正議大夫鄭元偉伊計親雲上坐駕貳號貢船九月二十四日那覇開洋十月初二日到閩安插館驛則約王舅大夫先托各衙門屬役人等照料其事奈貪禮銀過多難以承當隨將本國連年飢饉更冊封冗費等由再三商約乃減其銀數然後遞呈咨文于布政司衙門即(督撫)兩院令布政司遣福州府及海防二員到于館驛當堂精問請貢來歷及本國諸凡事務即酌宜應對其時見有福州府及海防官欲仍遵上年欽奉 諭旨令四年朝貢一次只令間年遣使來閩請領時憲書之意即行探問果以其由詳報探聞之下極其驚憂早速重托撫院衙門書辦師爺等改除間年遣使來閩請領時憲書等事酌宜具 題又因曾為謝封北京大通事在京之時間有琉球改為四年一貢之旨即托禮部衙門館卿主客司及書辦等嗣後敵國有請照旧改為二年一貢請為球照料亦□書信托以禮銀照料其事叨蒙皇上恩

准仍旧二年一貢翌年五月初二日歸國復命 朝廷特賜褒章其章去

【要約】琉球国は連年飢饉となっています。

・1846年／1846年(道光26年)／宮古島／大嵐／平良市史第三巻資料編1 前近代／p309

【原文】

道光二十四年甲辰十一月七日為仮若文子

口上覚

仮若文子

垣花仁屋

勤星七拾壹日

右者頭以下役々末々迄名子抱人三千三百人余ニ相及百姓相減諸御用向弁達方及難儀村々漸々疲行候付去々年御使者御方被仰渡趣有之抱人之分成被仰定千五百五拾人余減少方被仰付候処右一件ニ付而は主人方ヨリ何歟之訳を以申出有之万々取究方不罷成段々事煩敷成立剩七月七日之大風二者人家悉ク被吹倒何れ家作等ニ取込右御用筋如何引結可申哉と至極心配仕罷在申候処筆者共御用之程合厚汲受昼夜懸而之働を以首尾能引続置申候間右次第格別被思召上似合之御取持被仰付度奉存候此段奉仰御差図候以上

午五月

名子減少役宮国目差

安良城仁屋

同川満目差

饒平名筑登之

同国仲目差

勝連筑登之

同

与那覇与人

同

島尻与人

同

上地与人

同

松原首里大屋子

同

多良間首里大屋子

同

狩俣首里大屋子

右通当島之儀頭以下諸役人同子孫共名子抱人三千三百人余ニ及村百姓相減諸御用弁兼村々漸々疲行候付去々年御使者方ヨリ被申渡趣有之頭以下末々迄名子抱相糺各分成見合千五百五給人余致減少候処右一件ニ付而は段々事六ヶ敷儀共有之殊更去々年七月大風之砌人家悉ク被吹損家作彼是ニ付而一統取込居候処御用之程合厚汲受昼夜懸而骨折致出精首尾能引結候故百姓等格別潤立諸御用弁達宜相見得殊勝之働と存当申候間右役人共申出通格別之御取合を以似合之御取持被仰付被下度奉存候以上

午五月

宮古島頭

下地親雲上

同

砂川親雲上

同在番筆者

糸洲筑登之親雲上

同

祖慶筑登之親雲上

同在番

仲村親雲上

御物奉行所

【要約】(1846年)7月7日の大風によって人家は悉く倒されました。

・1852年/1852年(咸豊2年)/宮古島/飢饉/平良市史第三卷資料編1前近代/p313

【原文】

同(咸豊二年)年八月十九日為前里目差

覚

前里目差

垣花仁屋

右者人体相応之者ニ而御使者方係役申付大地離方廻勤之節々附随罷通島申一体之俗合穿鑿向又は諸上納物配当付届且諸帳面取調部其外都而之尋問詩吟味事等申渡候処御用之程厚ク汲受渥々見付之檜申出旁ニ付而は旅宿江昼夜詰込骨折心勞を表し敦出精別冊を以御届申上候万端之御用首尾能相弁且宮古島之儀去年は段々災變差合終ニ大飢饉成立餓死人大勢ニ相及諸上納物配当方至極差支相成候付兼々正頭物成取締不申候而不叶在番頭達吟味之訳有之右面々兼務申渡候処足又同所汲請昼夜出精夫々首尾引結置申候然は去年大飢饉非常之折柄右式例外多端之御用向出精首尾能相調別而殊勝之儀ニ存申候間旁御取分を以与人之面々は何敷願出之砌一稜其見合被仰付目差以下は筆者役中は上段式度宛之旅功被成下度奉存候御使者被差渡候儀至而稀成御事ニ而役々之面々右式段々苦勞仕候付而者勲功之御取持被仰付候て以後右様御用之節々励之相成尤余例ニも相成申間敷と存当申候間右之趣を以宜様掛取成奉頼候以上

丑五月

宮古島御使者

新嘉喜里之子親雲上

同在番

山内親雲上

【要約】宮古島は去年(1852年)はいろいろと災害が起こり、結果大飢饉になり餓死者が大勢出てしまいました。

・1852年/1852年(咸豊2年)/宮古島/飢饉/平良市史第八卷資料編6(考古・人物・補遺)/p605

【原文】

咸豊七年丁巳十月十五日筑登之座敷頂戴

言上写

宮古嶋比嘉村

川満 にや

右者宮古嶋東仲宗根西仲宗根西里洌鎌那那覇嘉手苅比嘉七ヶ村之儀疲入候上去子年飢饉之砌飢堪兼牛喰尽し壺ヶ村ニ僅式三疋程飼立田畠耕方差支候得共求方之術茂無之極々疲入候処右川満牛式疋豚三疋并野地より明開置候田方四百七拾坪余伊佐上原渡真利池間友利大泊仲間牛馬式疋完西里牛壺疋差出右村々江配分相讓大粧為筋相成候段翁長親方申出趣有之殊勝之者共御座候間右通御褒美被仰付被下度奉存候事

以上

巳 御評定所筆者  
十月十五日 渡慶次筑登之親雲上

同

亀山里之子親雲上

【要約】宮古島の東仲宗根・西仲宗根・西里・洲鎌・与那覇・嘉手苺・比嘉の七ヶ村は去子年（1852年）飢饉の時飢えに堪えかねて牛を食つくし一つの村に2・3疋ほどしか飼育していない状態となり農業に差し支えがでております。

・1854年／1854年(咸豊4年)／宮古島／大風／平良市史第八巻資料編6（考古・人物・補遺）／p602

【原文】

覚

比嘉村百姓兄

川満筑登之親雲上

右者当嶋御用布座之儀長拾間横五間瓦葺ニ而候処八年成寅年大風之時被吹倒其以来普請不相調当分在番筆者者為致外宿右仮屋江御用布座仕居申候処右仮屋之儀狭ク有之御用布取納取扱彼是差支候付年々添家長三間二横九尺木屋懸相調御用相弁右調料年ニ壱石壱斗式升六合四勺起且在番筆者宿賃米年ニ五石三斗起都合六石四斗式升六合四勺起年々所遣相重所中不勝手相成事ニ而早々普請仕不申者不叶事候処脱体材木不自由之所柄ニ而木坂釘類等其御地より詔下申事ニ而右買入代料并普（葺）瓦焼出入目且諸細工手間飯米其外諸入料過分相及当時嶋方疲入来進穀等及重高年貢諸上納彼是調方極々及難渋候砌柄ニ而過分之普請料出物申付候儀難成不及是悲是迄取止相成申候処右川満事何敷所之補助向相勤申度若年之比より家業農作無油断相働最早財物相求置候由ニ而右座都而之普請料自力を以相調床桁きち長押天竿持木皆粉地杣山枯懸り木所望相渡候ハ、持夫伐夫等茂自分ニ而相達跡々より之凶表堅固普請相調候ハ、似合之御取持被仰付度旨別紙之通中出有之吟味仕候処蔵并役所々都而大破相成候付何れも此近年中普請仕不申者不叶事ニ而夫々之手組如何相調可申哉与至極心配仕候処右通之申出所中大粧為筋相成別而殊勝之儀与存申候間当時嶋方疲入候砌柄格別之御取訳を以願通被仰付左候而弥右座普請成就相成候ハ、御褒美向之儀去辰年冽鎌村福原筑登之かな浜缸破所自分造作を以積立置候勲功御取持被仰付置候例被準新禄被成下度尤願筋御取持被仰付儀も御座候ハ、只今より致手組来年普請可相調段申出何分早目ニ普請仕候方所之為筋ニ茂相成申候間式度漕便より何分被仰下度奉存候此段奉得御差図候以上

附御用布座図壺枚差上申候

酉

四月

上地 与人  
松原首里大屋子  
狩俣首里大屋子  
下地親雲上  
砂川親雲上  
平良親雲上  
潮平之里子親雲上

崎山筑登之親喪上  
安田筑登之親雪上  
津嘉山親雲上  
手登根親雲上  
前川親雲上

御物奉行所

【要約】宮古島の御用布座は 8 年前の寅年（1854 年）に大風で吹き倒れて修復もされていません。

・1854 年／1854 年(咸豊 4 年)／宮古島／大風／平良市史第八巻資料編 6 (考古・人物・補遺)／p603

【原文】

覚

比嘉村百姓兄

川満筑登之親雲上

右者当嶋御用布座之儀長拾間構五間瓦葺ニ而候処拾年成寅年大風ニ被吹倒其以来普請不相調候付在番筆者者外宿為致右仮屋江御用布座仕候処右仮屋之儀狭ク有之御用布取納彼是差支候付年々添家相調御用相弁右調料并在番筆者宿賃米等年々所遣穀相重所中不勝手相成候付何れ早々普請不仕者不叶事候得共脱鉢材木不自由之所柄殊ニ作事料茂及太分当時嶋方疲労之砌夫々之入料出物申付候儀不罷成此程招為申事御座候処右川満自分造作を以葺調成就之上者為御褒美新録被成下度旨願出之趣有之弥其通被仰付度去々年奉得御差図相濟候付去年より普請取付最早致成就候付当年より者御用布取納彼是於右座ニ相弁大粧所之為為相成抜群之働殊勝之儀存申候間先達而奉得御差図候通此節為御褒美新録被成下度奉存候此段御間合申上候以上

亥

五月

平良親雲上

砂川親雲上

下地親雲上

屋良里之子親雲上

城間筑登之親雲上

嵩麻里之子親雲上

小禄里之子親雲上

与座親雲上

御物奉行所

比嘉村百姓兄

川満筑登之親雲上

右者其嶋御用布取納座之儀長拾間横五間瓦葺普請相調置候処拾年成寅年大風ニ被吹倒其以来普請料調兼在番筆者者外宿させ右仮屋ニ而御用布取納仕候処狭ク有之年々仮ニ添家相調御用相弁候故右入料并在番筆者宿賃米等所遣穀相重嶋方甚及不勝手候得共御用布座普請之儀入料太分相及当時嶋方疲入何共力ニ及不申其俣召置候処右川満自分造作を以致普請候

ハ、系持被仰付度旨顔出去々年奉得御差図相濟去年普請取付致成就候付当年御用布取納よりハ右座ニ而相弁大粧所中之為筋相成候間願通系持被仰付度旨申出趣遂披露候処殊勝之儀被思召弥此節より系持被仰付候間其首尾方可被申渡候此旨御差図ニ而候以上

亥

九月廿七日

富川親雲上

富里親雲上

宮古嶋

在番

御使者方

頭

【要約】宮古島の御用布座は10年前の寅年（1854年）に大風で吹き倒れて修復もされていません。

・1854年？／1854年(咸豊4年)？(先年)／宮古島／大風／平良市史第八巻資料編6(考古・人物・補遺)／p602

【原文】

口上覚

恐多千万奉存候得共申上候当嶋御用布座之儀先年大風之砌被吹倒其以来御普請無御座当分東御仮屋江御用布座被仰付置候由御内々奉承知候依之謹而奉願候儀御都合之程も難計深重奉恐人事御座候得共私事何欺所中之御補助薪相勤申度念願を以若年より農業無油断相働最早分力之程者財物相求置候付右御用布座都而之諸入科白分造作を以普請仕候ハ、御補助節相成申間敷哉与夜自念願奉存罷在申事御座候間何与楚御免披仰付被下度奉願被通被下候ハ、跡々より之図表堅固ニ普請仕御首尾可申上候間御見分之上似合之御取持を茂被仰付被下座是又奉願候右之趣宜様御取成被仰上可被下儀奉頼上候以上

附葺瓦焼出并普請申諸細工之儀御物より御雇被仰付手間飯米之領仰法様之通自分二而面々江相渡且材木不自由之所二而床桁きち井長押天竿物之儀自力迄ニ而手式相及不申事御座候間皆粉地山枯木より所望被成下持夫伐夫之儀自分ニ而相違候様被仰付被下度是又

奉願候

酉

二月

比嘉村百姓兄

川満筑登之親雲上

【要約】宮古島の御用布座は先年大風により吹き倒れそれ以来修復も行われていません。

・1858年／1858～9年(咸豊8～9年)／宮古島／乾田／平良市史第三巻資料編1前近代／p316

【原文】

覚

川満与人

右者川満村池田之儀乾田ニ而耕万不罷成荒捨置候間下島之上委ク致差引究通田作相成候様可被計旨去春出帆前御検使者方ヨリ被仰渡趣御座候付下島早速成行承届候処去辰年御検便



使御渡海之碑右田方近所赤宇川と申泉ヨリ水道差遣侯ハバ田拵可相成□□御檢使御方卿案内之上現場御見分之上弥其通可取計旨段々被仰渡趣も御座侯付村中之面々江も御趣意之程申聞精々下知方を以水道差通田拵仕米種子も貯穀之内ヨリ拝借を以蒔入置侯処以之外十月十二月ニ至り泉本水無之ニ付去々年去年兩度共乾田相成稻植方不能成右苗代は別ニ荒田明開植付取実七石五斗有之侯段申出侯付私共差越致見分侯処右田方之儀太分之坪高殊ニ右近辺之泉冬向は水湧少相成侯由侯付赤宇川ヨリ之水道迄ニ而ハ田水究通申間敷右近所江崎田川与那川と申兩泉有之崎田川江堤築立与那川一所水道差越赤宇川之水道同様右田方頭表江相流侯ハバ究通相拵可相成と申談水道通方又は耕方之次第等委ク申渡候上度々差越見分を以精々下知いたし侯処百姓共ニは右通兩度共田持之上泉水無之稻植付方不罷成侯付又々如以前手隙を費可申と統相附耕方相厭侯得共役人筆者共ヨリ右様水相乾侯儀時之災変精々尽し耕方行届侯ハバ永代之為筋相成侯訳合旁取詰町寧ニ申論精々致下知侯付村中之者共も能汲受水道通方彼是出精壹万七千百四拾七坪九合六勺田方明開耕方順々行届当年ヨリ稻穂付出来高式拾四石式斗余有之其内拾三石式斗余は当年上納穀並仕上世所遣定手形高補助仕拾壹石は来年未進年ニ符引寄上納方相調其上耕作之下知出精引励都而之仕付宜侯故当作之米粟致順熟右田方之出実取合諸上納物余計相应有之百姓等一統緩々取償居候段申出委ク穿鑿之上弥申出通無相違村中永代之為筋取計役務之詮相見得別而殊勝之者共御座侯間為御引進与人目差江は先様立身之役職等願出侯節一稔其御見合被仰付筆者加勢人共江は上国式度完之勲功構之さはくり人共江は御位被成下度左様御座侯ハバ別而難有奉存侯猶以村中之下知方相励侯儀は勿論一統之励ニも相成可申と吟味仕此段御聞合申上侯以上

未六月七日

宮古島頭

下地親書上

同

砂川親雲上

同

平良親雲上

同在番筆者

国吉筑登之親雲上

同

比嘉筑登之親雲上

宮古島御使者

諸見里口親裏上

同在番

我如古親雲上

御物奉行所

【要約】川満村の池田は乾田になり耕すことが出来ず荒れ果てています。…〈中略〉…10月・12月になって泉の水が枯れ2年前(1858年)・去年(1859年)と乾田になり稲を植えつけることが出来ません。

・1860年/1860年(咸豊10年)/宮古島/大雨による堤防の破損/平良市史第三巻資料編1 前近代/p 213

【原文】

口上覚

若文字

奥平仁屋

右者下地加那浜砦之内魚込門ト申所去々年十月之大雨ニ根はい石共沖の方へ太分被引流上地洲鎌与那覇来間四ヶ村人馬之往還不罷成公私之諸用弁差支候ニ付何レ之筋早々積立不申ハ不叶右面々私へ相附砦積立方筆者被仰付候処右魚込門之儀方々ヨリ之流水相豊干潮之時ハ水泥深ク有之根はい石居合方不罷成尤水道塞留候テハ方々へ水溢出作物之障相成候故右様取計モ不罷成至極心配仕罷在為申事御座候処右面々苦難ヲ不厭別テ正二月ハ寒氣強折柄海辺へ朝出晩詰ニテ工夫鍛錬ヲ尽シ干潮之時刻水泥汲捨サセ漸ク根はい石居合サセ候得共寒氣風雨之時節海中仕業細工人共寒苦堪兼油断ヶ間敷有之候ニ付毎度丁寧ニ申立合下知方ヲ以テ去年正月五日ヨリ取付二月十五日迄日数四十一日之内細工人共時々ニ不快天氣支又ハ潤之節々耕作方ニ付テハ暇乞等之日数致差引壹日ニ拾人遣ニテ現日数三拾四日太分破所積仕舞諸入目之儀モ兼テノ考賦表諸細工手間飯米之内手叶人夫モ雜物代取合三拾七石壹斗六舂六合五勺之内現入目八石九斗七舂四合七勺壹才遣入残テ貳拾八石壹斗九舂壹合七勺九才之分ハ御物御為筋相成畢竟右面々御趣意之程厚汲受出精相働候所ヨリ件之次第殊勝之儀ト奉存事御座候間乍恐右次男別段之押取訳ヲ以テ何卒似合之御取持被仰付被下度奉願候洲鎌村福原筑登之事右加那浜砦破所自分造作ヲ以テ修甫仕置候功勞御取持去辰年系持被仰付耕作筆者故祢覇仁屋事砦積立之決伝受仕佐和田砦積立置候功勞御取持乾隆三十四丑年耕作筆者被仰付忠僕例モ御座候由承知仕此段奉願事御座候間右之趣ヲ以テ何分ニモ可然様御取成奉席候以上

戊三月

上地村魚込門砦積立役大筆者之時

大目差 伊志嶺筑登之

【要約】 右の宮古島の下地加那浜砦の中の魚込門という所は2年前(1860年)の10月の大雨で護岸がだいぶ沖のほうに流されてしまい上地・洲鎌・与那覇・来間の村は、人馬の往来が出来ず様々なことに障害となっております。なんとしても早く工事をしないとイケません。…(中略)…魚込門は様々な所から水が流れ込み、干潮の時には泥水が深くなり護岸をおくことが出来ません。もっとも水の流れをせき止めてしまつては方々に水が溢れてしまい作物の障害となります。

・1860年/1860年(咸豊10年)(近年) /宮古島/凶作/平良市史第三卷資料編1前近代 /p242

【原文】

口上覚

杣山筆者

池村仁屋

右者恐多御座候得共申上候噯村儀近年凶作相続未進穀太分相豊而百姓及難儀候付□□と心配仕不断村詰右面々丁寧加熱熟談農作家業等之諸仕方折角下知万引進求未進穀之儀太分穀数一時上納仕儀不及手式先達而年符上納之願申上相濟候付不断作場立合粟蒔入方并草払彼是下知方引励蒞入候時節ニ茂畠々迄廻見を以不浅様取締方精々相働当年貢之外来々年迄之年符高三拾五石余之未進式ヶ年引寄皆目仕且真苧唐阿い儀も前々は仕立高少專買入を以御用布調万相□右代科過分之出物引負百姓共年々及難儀候付是又右断下知方を以仕立重さ

せ手入方を茂時節不取後相働村村産之芋阿いニ而御用布調方相達殊更あい之儀余計茂有之  
来年御用布調方之方江差向侯故真芋阿い□代穀物太分相余計大粧村所之為筋相成飯科茂一  
編無不足順々致相続当分之体ニ而ハ追々有付年貢諸上納物涯々相弁可申哉と相見得此儀畢  
竟右面々私共申付能汲受下知方引励侯所右次第誠以御奉公之心入厚殊勝之者共御座侯間右  
件之趣別条之御取訳を以何卒此節似合之御取持被仰付被下度奉願侯左様御達被下侯得共  
面々冥加は勿論以後一統之励ニ茂相成可申哉と此段奉願事御座侯間此等之趣を以幾重ニ茂  
可然様御取成奉頼候以上

申五月

友利目差

下地筑登之

友利首里大屋子

【要約】友利村は近年凶作が続き未上納の穀物がだいぶ増えてしまい困ってしまっています。

・1861年／1861年(咸豊11年)以前／宮古島／飢饉・災害／平良市史第三巻資料編1前近代／p317

【原文】

口上覚

右者恐多御座侯得共申上候暖村之儀此以前飢饉災変事相積未進穀太分相疊及難儀侯付私共  
事不断村所相詰居ニ才百姓中熟談を以農事家業等之働方折角下知方引進尤未進穀之儀太分  
之穀高一時ニ上納難相調年符上納之願申上相濟侯付其通手組向相働侯折年数引寄上納仕侯  
様去々冬從御国元分ケ而被仰下侯段奉承知彼面々毎日作場立合仕口之善悪耕方之勤怠且又  
去辰年御檢使□□依係明開置侯田方之儀究通不申侯付右畠近所江崎田川与那川と申兩泉有  
之崎田江堤築立与那川一所水道差通赤字川ヨリ之水道同様右田方頭表江水道差通候付猶以  
田水相保重々年右出実を以未進之方江拾壺石引寄上納仕置侯段は其渥御首尾被仰上表御褒  
美侯通ニ而永々究通田作可相成見込を以猶又去々冬ヨリ去冬迄ニ而今式千八百四拾坪式合  
式勺七才明添耕方猶以精々下知方を以稻穂付出来米式拾壺石式斗五升有之侯上其余田畠之  
出実茂余程相出来侯故去去年以来之年貢所遣之外未進穀百六石七斗三升七勺六才其内三拾  
九石六斗七合壺勺三才来々亥年迄之未進年賦式ケ年引寄皆同上納仕立申侯依之奉願侯儀御  
都合之程も如何敷奉存候得共此儀畢竟右面々御趣意之程厚ク奉汲得諸事下知方引励侯様右  
次第誠殊勝之者共都度侯間件之次第別條御取訳を以何卒此節筆者加勢人共上国式度完之勲  
功頭さばかり共江は御位被成下侯様被仰付被下度奉願侯左様被仰付被下侯得ば面々冥加は  
勿論一統之励ニも相成可申と此段奉願事御座侯條此等之趣を以幾重ニも可然様御取成奉頼  
候以上

西六月

川満与人

【要約】宮古島の川満村は、(1861年)以前飢饉や災害が続き未納の穀物が重なり困窮しています。

・1861年／1861年(咸豊11年)(近年)／宮古島／飢饉・異変／平良市史第三巻資料編1前近代／p355

【原文】

口上覚

右者恐多御座侯得共申上候暖村之儀近來飢饉異変相続未進穀大分相疊及難儀候付私共事村所江相詰居右面々加熱談農作家業之働方折角下知方引励侯得共既体地面狭薄地之所ニ而面々所持ニ而相耕候田畠之出実ニても年貢所遣掛而大分之未進穀年符通順々難相調体見及村所熟談之上所柄見合田畠明求方申付去午年以来大浦村東麦田原と申荒田壹万七千六百六拾三坪四合且野地之内畠敷壹万七千三拾五坪式合明開耕方相働候折節去々冬從御国元未進穀年数引寄上納仕候様被仰下候段奉承知彼面々毎日作場立合仕候之善惡耕方之勤怠相札猶精々下知方引励米粟成熟次第不洩様取メ方相働去々未年以来本地并右畠地より之出実取合年貢所遣穀之外余村並之年貢高二相重年々七拾六石九斗七舛六合五勺宛三ケ年ニ而都合式百式拾七石九斗式舛九合五勺九才其内式拾式石六斗壹舛六合壹勺九才來年符引寄皆同上納仕就申右新田之儀川口と申能泉より水送明通サセ置候付耕方最通先様年賀諸上納物順々相詞水々村所大粧為筋相成可申哉ニ相見得畢竟右面々御用之程能汲受下知方引励侯所より右次第誠以御奉公之心入厚殊勝之者共御座侯間件之趣別条之御取訳を以何卒筆者共江も上国式度宛之勲功ニ才頭さはくり共江者御位被成下候様此節御問合被仰上被下度奉願候左様御達被下候ハ、面々冥加ハ勿論一統之励にも相成可申哉と此段奉願事御座候間此等之趣幾重にも可然様御取成奉願候以上

西六月

狩侯首里大屋子

【要約】宮古島狩侯村は、(1861年)近年飢饉や異変が続いて未納の穀物が多くなり困窮しています。

・1864年/1864年(同治3年)/宮古島/飢饉/平良市史第三卷資料編1前近代/p202

【原文】

覚

池間与人

右者人躰相応之者共ニテ御使者方係申付大地離方廻勤之節々附随罷通島中一体俗合穿鑿向又ハ諸上納物配当付届且諸帳面取調部其外都テノ尋問事等申渡候処御用之程厚ク汲受涯々見付吟味之程申出旁ニ付テ旅宿江昼夜詰込骨折心労ヲ尽シ致出精別冊ヲ以テ御届申上万端之御用首尾克相弁且宮古島之儀去年ハ段々ノ災変差合終ニ大飢饉成立餓死人大勢ニ相及諸上納物配当方至極差支相成候ニ付兼々正頭物成取締不申候テ不叶在番頭打込吟味之訳有之右面々兼務申渡候処且又同断汲受昼夜夫々出精引結置申候然バ去年大飢饉非常之折柄右式例外多端之御用向首尾克相調別テ殊勝之儀ニ者申候間旁御取訳ヲ以テ与人役面々何歟願出之砌一稜其御見合被仰付目差以下筆者役中ハ上国二度宛之旅功被成下度奉存候御使者被差渡候儀至テ稀成御事ニテ係役々ノ面々右式段々苦勞仕候ニ付テハ勲功其取持被仰付候ハハ以後右様御用之節々励ニモ相成尤余例ニモ相成申間敷旨存当申候間右之趣ヲ以テ宜様御取持奉願候以上

丑五月

宮古島御使者

新嘉喜里之子親雲上

同在番

山内親雲上

【要約】宮古島は、去年（1864年）いろいろと災害があり終には大飢饉になり餓死者が多く出ました。

・1864年／1864年(同治3年)／宮古島／飢饉・備蓄・崩落／平良市史第八巻資料編6(考古・人物・補遺)／p551

【原文】

口上覚

右者乍恐申上候噺村之儀去子年大飢饉之砌余村ニ替餓死人多相出来人居大分相減候上飢當ニ付而牛馬過分喰尽僅牛拾七疋馬拾三疋相殘農具田畠等茂売払持不足之者余多罷在農事諸仕付差支余村ニ替百姓等極々疲入一統氣力を落し下知方等届兼候付去寅年当砂川親雲上長間与人之時下知役被仰付疲之根源被致穿鑿右面々熟談を以野地六花坪ニして八千四百九拾六坪模合働を以明開島地持不足之者江相渡稈五拾刃鋤八刃よふき拾式刃者村向打調させ農業持不足之者共江相渡候上農事諸仕付向一稈下知方引励候付夫より百姓共氣力を起し夫々之産業入精相働候處未進穀之儀百姓五拾四石六斗式升余相及急ニ上納之術不相叶年符上納願申上其手組仕候最中去辰年御檢使御渡海村所現在之様子御見分夫々之諸仕付向屹与引励追々有附させ候様御取訊被仰渡御仕番御使者頭衆御廻見毎ニも右通段々被仰渡趣御座候付猶々下知方出精引励到去々年二者野地四花坪ニして五千六百六拾四坪明開粟五石起余作出村所上納之方相補且牛馬之儀も飼立方入念繁榮させ亦者漸々買求都合牛百拾四疋之内馬六拾四疋牧牛相仕立五拾式疋家内々飼立馬六拾疋之内拾四疋牧馬相仕立四拾六疋家内飼立所持有之耕作方並壅貯彼是之用弁無支夫故諸作毛致順熟且真苧唐あい之儀以前者仕立方無之專買入を以御用布調料為相弁事候處唐あい模合仕立高四百拾四坪式合家内々江も一家内ニ付九坪三合七勺四才完ニ而都合八百七拾壹坪七合八勺式才相仕立真苧も模合働を以三百九拾七坪八合八勺八才相仕立させ御用布調料相補右兩品買入代料相省旁之所より右未進穀兼而之年賦より三ヶ年引寄去年迄皆目相納且蘇鉄之儀も去子年之飢饉ニ有丈喰尽其以來仕立方然々無之候付漸々仕立重模合敷地七千三百三拾四坪六合六夕八才蘇鉄三千七百式拾六本余家内々江も四千四百三拾四本相仕立させ且彼村はい川与申所者第一之用水所ニ而御座候處去辰年四月之比岩崩落泉口相塞村中用水相欠一涯及騒動為申事御座候處是亦右面々思慮工面を尽し岩本より九尋余側より掘出泉口相開用水相達其外村抱護諸上木等無不足相仕立旁大粧村所之為筋相成当分之振合ニ而者追々百姓共有附候儀も可有之段相見得申候依之奉願候儀御成合如何敷恐人奉存候得共右ニ申上候通未進穀重高相疊余村ニ替及極勞甚被為及御心配毎度段々被仰渡趣も有之私式至極恐入罷在為申事御座候得共右面々仰渡之御趣意深汲受下知方出精引励候所より右次第誠以御奉公之念厚ク殊勝之者共御座候間為御引進何卒似合之御取持被仰付被下度奉願候此旨宜様御取成奉穎候以上

附龜川仁屋事去拾五年成亥年より当年迄引通御用并諸帳構農事諸仕付下知方等兼相働余之筆者より格別苦勞相増申候儀一稈其御見合被仰付度奉存候

平安名目差

立津仁屋

下知役□□

前里与人

平安名与人

右申出之通彼村之儀去子年大飢饉之砌人居太分相減候上飢營ニ付兩者牛馬農具田畠等も悉壳払農事諸仕付差支余村ニ替百姓等極々疲入候付去寅年私長間与人之時下知方被仰付疲労之村所下知方ニ付而者夜白及世話此涯手替之働無之候而不叶次第右面々江丁寧申談候処厚汲受農事諸仕付向出精致下知候上野地六花坪ニして八千四百九拾六坪模合働を以明開且農具をも相調させ不便人共江相渡候付夫より百姓等気力を起し夫々之産業入精相働為申事ニ而今更未進穀をも皆目相詞候段相見得殊勝之者之俵与孝存候間何卒廣通御達被下度奉存候以上

丑

三月

砂川親雲上

右通申出有之吟味仕候処村之儀去子年大飢饉之砌牛馬喰尽具田畠等も壳払農事諸仕儀差支候付精々下知方を以野地八千四百九坪余明開させ畠地持不足之者共江相渡具等村向相調させ不便人共江相与農事諸仕付向一稔之引勸候付夫々之産業入精相働且未進穀百姓五拾四石余相及急ニ上納之術不相叶年符を以上納仕候処到去々年二者猶又野地明開粟五捨石余作出村所上納方相補且真芋庸あい之儀以前者仕立方少御用布調用買入を以為相弁事候処是又下知方を以横合敷井家内々江も相仕立させ右買入代料相省キ穿之所より右未進穀兼而之賦三ヶ年引寄去年迄皆納仕且牛馬飼立方入念させ候付最早致繁榮且蘇鉄并村抱護諸上木等相仕立させ其外村所之為筋段々取計一稔之助殊勝之儀与存申候間為御進下知役者先様何歎願出之砌其御見合目差并桃原者上国壹度完龜川者拾五年振諸事手元相勤苦勞相増申候間同壹度半之勲功さはくり人共者一階完之御位被成下度奉存候此段御間合申上候以上

丑

宮古嶋頭

五月

平良親雲上

同

砂川親雲上

同

下地親雲上

同在番筆者

山里筑登之親雲上

同

当真筑登之親書上

□□□□□□

大湾里之子親雲上

同在番

熱田親雲上

同御使者

花城親雲上

御物奉行所

【要約】平安名村は去子年（1864年）に大飢饉の際、他の村よりも多くの餓死者が出て人口も減ってしまい、飢えの為に牛馬を過分に食べ現在牛が17疋、馬13疋になってしまいました。農具や田畠も売り払ってしまい農事を行うのに不足している人が多く出ています。…〈中略〉…蘇鉄は去子（1864年）の飢饉の時にあるだけ食べてしまいそれ以来育てても

いません。いろいろ育てて模合敷地 7334 坪 5 合 6 勺 8 才 (蘇鉄 3726 本余)、家ごとにも 4434 本作らせました。また、平安名村のはい川と言うところは第一の用水源であります。去辰年 (1856 年) 4 月頃に岩が崩れ泉口が閉ざされ用水がなくなり大変な騒動となりました。いろいろと思慮した結果岩本より 9 尋離れた所から穴を掘り泉口をあけました。

・ 1866 年 / 1866 年 (同治 5 年) / 宮古島 / 麻疹 / 平良市史第三巻資料編 1 前近代 / p208

【原文】

口上覚

宮古島新里目差

砂川仁屋

右者去年惣頭物成取ノ筆者被仰付精相勤置申候然者右勤方之儀御改本惣頭取立其以後之死人他村出入人等御改本何村帳面ヨリ何村帳面ニ成候所右以来之生子島中居分之牛馬ニ至り委敷取ノ惣頭並正頭取究上納布穀上木物御用物等割統並申事御座候処年々名子人出入多ク有之帳面請払繁ク取ノ方至テ六ケ敷有之候ニ付例年六七月之頃被仰付翌年四五月相掛り漸ク首尾取申事候処此節物成之儀去年八月末頃被仰付例年ヨリ格別遅立候得共去年麻疹之節死失人多ク有之物成不被仰付候テハ諸上納物割統並候様不罷成所ヨリ右通物成被仰付候段訳テ被仰付趣モ御座候ニ付何レモ深ク汲受夜仕事等ニテ生子死人出入等取ノ差引ニテ惣頭取ノ帳並出入証文帳死人帳組調猶又都テノ上納御免人並諸免引人流刑人欠落人等種々男女差分ケ取ノ夫々差引ニテ正男女取ノ帳組調且村々位ニ応シ上中下々段分ヲ以テ上納布穀割統並上納物成帳組調且上木物御用物諸免引人文歳暮野菜肴定手形諸村正頭ニ応シ割直控帳組調且系持男女夫賃御免人共一々系引当相糺候処掠仕次又は帳廻り人等間々有之委敷糺方ヲ以テ御差図之上其付届仕系持男女帳夫賃御免帳組調且奉公人共名子拘之儀別家之面々並銘々名子拘願出候方ハ各勤場之難易面々素立柄等見合御定高之内ニテ減少引方等ヲ以テ拘方為致分成帳等組調且頭以下奉公人共之名手拘御定分成外拘過相成候分ハ最寄本生又ハ畠地持高委敷穿鑿之上村々へ差出彼は大粧成御用筋夜白出精去月十五日迄御用筋首尾能引結例年物成ヨリ格別相早ク一稜之働殊勝之儀ト存申候間時節柄深ク汲受右式多端之御用夜白出精引詰候次第別段之御取分ヲ以テ何卒此節似合之勲功御取持被仰付被下度尤譜久村我如古伊志嶺嘉手納四人ハ半途入替ニテ勤通不申候間各勤日数ニ応ジ被成下度奉願候余例モ御座候ニ付此段願申上事御座候条何分ニモ可然御取成可被下儀奉願候以上

卯五月

|         |        |
|---------|--------|
| 惣頭物成取締役 | 比嘉目差   |
|         | 小禄仁屋   |
| 同新里目差   | 砂川仁屋   |
| 同水納目差   | 佐久田筑登之 |
| 同       | 上地与人   |
| 同       | 西里与人   |
| 同       | 嘉手苜与人  |

【要約】(宮古島において) 去年 (1866 年) 麻疹が流行し、死人が多く出ました。

・ 1866 年 / 1866 年 (同治 5 年) / 宮古島 / 麻疹 / 平良市史第三巻資料編 1 前近代 / p215

【原文】

口上覚

若文子

奥平筑登之

右者去年惣頭物成取締筆者被仰付出精相勤置申候然者右勤方之儀御改本惣頭物成取立其以後之死人他村出入人等御改本何村帳面ヨリ何村へ成候所且右以来之生子島中居分之牛馬ニ至り委敷取締惣頭并正頭取究上納布穀上木物御用物等割統並申事御座候処年々名子人出入多ク有之帳面受払繁ク取締方至テ六ケ敷有之候ニ付物成之儀例年六七月之頃被仰付翌年四五五月相掛り漸ク首尾取申事候処此節物成之儀去年八月末頃被仰付例年ヨリ格別遅立候得共去年麻疹之節死失人多ク有之物成不被仰付候テハ諸上納割統並候様不罷成所ヨリ右通物成被仰付候段テ被仰渡趣モ御座候ニ付何レモ深汲受夜仕事等ニテ生子死人出入人等取締差引ニテ惣頭取締帳并出入証文帳死人帳組調猶又都テノ上納御免人並諸御免引人流刑人欠落人等種々男女差分ケ取締帳組調且村々位ニ応シ上中下下々段分ケヲ以テ上納布穀割統並上納物成帳組調諸上木物御用物諸免引入文歳暮野菜肴定手形諸村惣頭ニ応シ割直控帳組調且系持男女夫賃御免人共一々系図ニ引当相糺候処掠仕次又ハ帳迹人等有之委敷糺方ヲ以テ御差図之上其付属仕系持男女帳夫賃御免帳組調且奉公人共名子拘方之儀別家之面々并銘々名子拘願貯候方ハ各勤場之難易面々素ヨリ素立柄等見合御定高之内ニテ減少引方等ヲ以テ拘方為致分成帳等組調且頭以下役々奉公人共之名子拘御定分成外拘過相成候分ハ最寄本生又ハ畠地持高等委敷穿鑿之上村々へ差出彼は大粧成御用筋夜尽出精去月十五日迄首尾能引結例年物成ヨリ格別相早ク一稜之働殊勝之儀ト存申候間時節柄深汲受右式多端之御用夜白出精首尾能引結置候次第別段之御取分ケヲ以テ何卒此節似合之勲功御取持被仰付被下度尤譜久村我如古伊志嶺嘉手納四人ハ半途入替ニテ勤通不申候間各勤日数ニ応シ被成下度奉願候余例モ御座候ニ付此段願申上事御座候条何分コモ可然様御取成可被下儀奉頼候以上

卯五月

|             |             |
|-------------|-------------|
| 惣頭物成取締役比嘉目差 | 小禄仁屋        |
| 同           | 新里目差 砂川仁星   |
| 同           | 水納目差 佐久田筑登之 |
| 同           | 上地与人        |
| 同           | 西里与人        |
| 同           | 嘉手苜与人       |

【要約】（宮古島において）去年（1866年）麻疹が流行し、死人が多く出ました。

・1866年／1866～7年(同治5～6年)／宮古島／麻疹／平良市史第三卷資料編1前近代／p364

【原文】

口上覚

恐多御座候得共申上候私共事手札御改帳取ル筆者被仰付出精首尾能相勤置申候依之奉願候儀御都合之程も如何敷奉存候得共右勤方之儀先御改本惣頭取立其以後之死人他村出入人等御改本何村帳ヨリ何村帳面ニ成候所且右以来之生子又者欠落病者片輪人癩病人其外帳内流罪人本用流罪人等種々差分取ル申事御座候処近年名子人出入繫ク帳面宗面分明無之候上他村出入人之儀多分四五ケ村六七ケ村も掛合出歸入府等段々有之又候去々年麻疹之節死失人



茂多出来旁之所ヨリ取ル方至而六ケ敷有之此首尾何様金引結可申哉与至極心配仕事候得共手札御改之儀御兩國相係不輕御事別而去年者疱瘡御申請被仰付候段御国元より御問合被仰下候由ニ而何連之筋冬便ヨリ下り不申内取ル方首尾取不申者不叶段御直ニ訳而被仰渡趣も御座候ニ付御趣意之程何連茂奉汲受昼夜座元江詰込骨折心勞を以諸首尾全引結置申事御座候間乍恐件之次第別段被思召上何卒此節似合之勲功御取持被仰付被下度奉願候余例も御座候由承知仕乍恐此段奉願事御座候条幾重ニも可然様御取成被仰上可被下儀奉願候以上

辰正月 仮若文子 奥平仁屋

右申出之通手札御改之儀御兩國相掛至而不輕御事別而去年者疱瘡御申請之段從御国元被仰下趣も御座候付何連冬便下り不申内取ル方首尾取不申者不叶事候處近年名子人出入繫ク帳面書入多字面分明無之候上去年麻疹之節死失人も多出来旁之所ヨリ取ル方段々事六ケ敷有之如何首尾引結可申哉与夜白心配仕為申事候處右面々御用向を重疊夜座元江詰込心力之程折角出精相勤候處ヨリ諸首尾全引結別而殊勝之儀与存申候間何卒為御引勸願通御取持被仰付被下度至私共ニモ願奉存候以上

辰正月 手札御改帳幸領杣山筆者 小祿仁屋  
同 比嘉目差 小祿仁屋  
同 伊良部首里大屋子

右之通申出有之吟味仕儀處手札御改之儀御兩國相掛り至而不輕事ニ而何連御先格通相調時節能差登候様無之候而不叶別而去年ハ麻疹御申請被仰付筈之段被仰下趣も御座候付右風氣不相時行内諸帳取ル勘定方現頭改方等首尾取不申不叶事候處近年他村出入人繫ク帳面善人多字面分明無之候上去年麻疹之節死失人茂多出来取ル方至而六ケ敷有之候處右面々御用之程厚汲受昼夜寧元詰込致精勤僕所ヨリ時節熊諸首尾全引続別而勝之者共御座候間咸豊九末年御改帳取ル筆者周十一酉年御取持被仰付置候例通七百日宛之星功被成下度奉存候此段申上候以上

辰四月 宮古島頭 平良親雲上  
同 砂川親雲上  
同 下地親雲上  
同在番筆者 名嘉原里之子親雲上  
同 村吉里之子御親雲上  
同御使者相附 真玉橋里之子親雲上  
同在番 天久親雲上  
同御使者 波平親雲上

御物奉行所

【要約】去年（1867年）麻疹の流行で死人が多くでました。…〈中略〉…去々年（1866年）麻疹の流行で死人が多く出ました。

・1866年／1866年(同治5年)／宮古島／麻疹／平良市史第八卷資料編6(考古・人物・補遺)／p597

【原文】

同六年丁卯九月九日御使者係役蒙御座御印紙候事

口上覚

右者去年惣頭物成取ノ筆者被仰付出精相勤置申候然者右勤方之儀御改本惣頭取立其以後之死人他村出入人等御改本何村帳面より何村帳面ニ成候所且右以後之生子嶋中居分之牛馬ニ至委敷取ノ惣頭并正頭取究上納布穀上木物御用物等割統並申事御座候処年々名子人出入多有之帳面請払繁取ノ方至而六ヶ敷有之候付物成之儀例年六七月之比被仰付翌年四五月相懸漸首尾取申事候処此節物成之儀去年八月未比被仰付例年より格別遅立候得共去年麻疹之節死失人多ク有之物成不被仰付候而者諸上納物割統並候様不罷成所より右通物成被仰付候段沢ケ而被仰渡趣も御座候付いつれも深汲受夜仕事等ニ而生子死人出入人等取ノ差引ニ而惣頭取ノ帳并出入証文帳死人帳組調猶又上納御免人并諸免引人流刑人欠落人等都而之種々男女差分取ノ夫々差引ニ而正男女取ノ帳組調且村々位ニ応し上中下々段分を以上納布穀割統並上納物成帳組調且上木物御用物諸免引人文歳暮野菜肴定手形諸村正面ニ応し割直控帳組調且系持男女夫賃御免人共一々系図引当相礼儀処掠仕次亦者帳廻人等間々有之委敷糺方を以御差図之上其付属仕系持男女帳夫賃御免帳組調且奉公人共名子拘之儀別家之面々并銘々名子拘願出候方者各勤場之難易面々素立柄等見合御定高之内ニ而減少引方等を以拘方為致分成帳等組調且頭以下役々奉公人共之名子拘御定分成外拘過相成候分者最寄本生又者畠地持高等委敷穿鑿之上村々江差出彼は大粧成御用筋夜白出精去月十五日迄首尾能引結例年物成より格別相早一稜之働殊勝之儀与存候間時節柄深汲分右式多端之御用夜白出精首尾引結置候次第別段之御取訳を以何卒此節似合之勲功取持被仰付被下度尤譜久村我如古伊志嶺嘉手納四人者半途入替ニ而勤通不申候間各勤日数ニ応し被成下度奉巖候余例も御座候由此段巖申上事御座候条何分こも可然様御取成可被下儀奉穎候以上

卯

惣物成取ノ役比嘉目差

五月

小祿仁屋

同新里目差

砂川仁屋

同水納目差

佐久田筑登之

同

上地与人

同

西里与人

同

嘉手苺与人

【要約】 去年（1866年）は麻疹が流行し死人が多く出ました。

・1867年／1867年(同治6年)／宮古島／備蓄／平良市史第三巻資料編1前近代／p243

【原文】

口上覚

友利村杣山筆者

池村仁屋

右恐多御座候得共申上候暖村之儀素ヨリ田方取持無之仕上世所遣所座定手形米並面々何敷無抛入用之節々専高代を以買入用弁仕大粧代科之禿相成百姓及難儀為申事御座候処去戌年御使者嵩原親雲上諸村御廻見之砌東仲宗根村最寄佐和地と申所之野地田作可相成段御見合

を以田作方被仰付候付右面々江下知構申付翌亥年八月ヨリ田作相働候処百姓等は一涯之難儀を厭然々懸言体相見江不申候付至極心配仕為罷在事候処右面々丁寧申諭節々風雨寒暑之厭も無之雨天ニ而気仕に難成節々不断列越加下知折角相働せ水道明通田方式千八百三拾九坪六合八勺増調稻植付□□年出来米四石入斗九升八合九勺三才去々年右同七石五升貳合八才去年右同七石八斗八升七合五勺都合拾九石壹斗三升八合五勺三才有之年々仕上せ所遣兩座定手形高相弁残分は面々配分相渡候付一稜之補助相成候故一統懸立候付当年分は猶々出来増可申且又内貯之儀凶年之用意大切成事ニ而随分相貯候様被仰渡趣御座候付是又相貯候手筋申談候処村詰を以農事之仕付精々下知方引励去亥年ニ者年貢取遣穀之外粟三石几内貯相取締年々新粟繰替を以相困其首尾申上置申候依之奉願職儀御都合之程も如何敷奉存候得共前文申上候通素ヨリ田方取持無之所田作方詮相立候上内貯等取困有之村所大粧為筋相成候□畢竟面々仰渡之御趣意厚奉汲受□其外諸事之下知方引励候所ヨリ右次第別而殊勝之働と存申候間旁別段之御取訳を以何とそ為御引進此節似合之勲功御取持被仰付被下度奉願候右様村所之為筋相働置候方江勲功御取持被仰付置候余例も多々御座候由承知仕此段奉願事御座候間幾重ニ茂宜様御取成可被下儀奉頼候以上

卯四月

友利目差

下地筑登之

友利首里大屋子之時

多良間首里大屋子

【要約】内貯は凶年のときのための用意となり大事なので十分に貯えるよう仰せがあったので、これまた貯えるようにしました。

・1867年／1867年(同治6年)(先年)／宮古島／大風・飢饉などの災殃／平良市史第八卷資料編6(考古・人物・補遺)／p735

【原文】

口上覚

西里村称間西にや

垣花仁屋

右恐多御座候得共申上候喫村之儀先年大風飢饉等之災変差合其涯々年貢米調兼未進穀百七拾八石相疊村中疲入下知役等被召附段々御差引被仰付境節私共事去未年当役被仰付下知役茂被為引候付随分未進穀皆目上納仕村所有附候様ニ与折角下知仕候得共右式多年疲入候上余村ニ替喰実少へんふ仲原与申式里余之所江都而作場致所持往還ニ付而ハ毎度隙取作職方墓行兼候迄ニ而無之愚昧之者共往還之難儀を厭油断ケ間敷向茂有之下知方夫長ケ六ケ敷殊更御冠船為御入料出米出銀夫賃米御用布御用物等重上納被仰付定式年貢彼是懸而至而重高出方相及旁ニ付而者右未進穀急皆目仕候儀手式難相及来卯年迄年符上納被仰付度旨先達而願濟共通漸ク上納仕為申事御座候処肝要成御時節柄夫々上納物涯々相納未進上納茂屹与年限引縮早々皆目仕候様御取訳段々被仰渡趣逐一拝承仕此涯一稜手替之下知無之候而不叶次第彼面々江丁寧ニ申談候処厚汲受村所熟談之上各手分を以不断作場江詰込四季之作毛植蒔手入前後緩急不取違夜白出精引励候上模合耕を以ふき前原与申所江島地七花坪ニして九千九百拾貳坪新明開右之出実去亥年より丑年迄ニ而粟拾四石五斗起よなおけ与申所江田やせる四ツ坪ニして九百四拾四坪新堀調去申年より丑年迄ニ而米拾五石起作出都合式拾九石

五斗上納之方江相補候付諸上納物無滞相調候上右未進穀兼而之年賦より式ケ年引寄去年迄皆目相調以前ニ替村所引起候体相見得申候依之奉願候儀御都合之程茂如何敷恐入奉存候得共疲村作場遠方江有之下知方等六ケ敷殊未進穀太分相疊定式年貢并御冠船御入料重疊之出物彼是懸而致持過何様之働を以夫々重高之上納方全引結可申哉与夜白心配仕為申事候得共彼面々御時節柄仰渡之御趣意深奉汲受下知方出精本地懸而模合開地等を以作職方精々相働せ候所より前段之次第ニ而乍恐一稜之働殊勝之儀与存申事御座候間何卒別段之御取訊を以為御引勸筆者加勢人共江者上国老度宛之勲功勞被成下候様被成御賢慮度被下度夜白奉願候左様御座候ハ、面々冥加難有奉存先様猶以出精相勤可申与此段奉訟事御座候条右之趣を以何分ニも可然様御取成可被下儀奉頼候以上

附杣山筆者奥平仁屋事去々年四月以来御使者係候方江相勤候得共其以前村所農事仕付田畠明開方其外彼是手元相勤苦勞相増候付余之筆者加勢並御取持被仰付度念願を以本文通奉願事御座候

嶋尻目差  
平良筑登之  
嶋尻与人

【要約】 宮古島の西里村は先年大風や飢饉などの災害にみまわれました。

・ 1875 年 / 1875 年(光緒元年) / 宮古島 / 備蓄 / 平良市史第三卷資料編 1 前近代 / p369

【原文】

〈前略〉一蘇鉄之儀前々仕立之等有之候得共敷地明間多候上盛生薄有之候付植補させ候付又者取柄見合新敷相而仕立村用不足無之候上去未年ニ者島中仕立之蘇鉄御国元讒下り候御吟味を以代料諸村江割符被仰付候処噉村ニ者蘇鉄仕立高相広不足無之候間蘇鉄代割符御免被仰付去午年仕立高六千五百本去未年右同五千二百本去申年右同二千五百本去酉年右同三千百本相仕立させ前々仕立高取合格別仕立広万一凶変之憂差当候共村所飯料一稜相補可申候哉与存申候

〈中略〉

|        |      |          |
|--------|------|----------|
| 亥七月廿三日 | 宮古島頭 | 下地親雲上    |
|        | 同    | 砂川親雲上    |
|        | 同    | 平良親雲上    |
|        |      | 松川里之子親雲上 |
|        |      | 玉寄筑登之親雲上 |
|        |      | 板良敷親雲上   |

【要約】 (蘇鉄は) 去午年(1870年)の仕立高 6500 本、去未年(1871年)は 5200 本、去申年(1872年)は 2500 本、去酉年(1873年)は 3100 本を作り、前々からの仕立高を合せてしっかりと成育し、万一の凶変に当たっては村の食糧として助けとします。